明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和四十二年七月四日

○第五十五回国会 衆議院会議録 第三十二号（一）

昭和四十二年七月四日（火曜日）

議事日程 第二十六号
昭和四十二年七月四日
午後二時開議
第一　日本専売公社法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第百号）の締結について承認を求めるの件
第三　関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書の締結について承認を求めるの件
第四　航空機工業振興法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　土地収用法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第六　土地収用法の一部を改正する法律施行法案（内閣提出）
第七　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
倉石農林大臣の農業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度農業施策について並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度沿岸漁業等の施策についての発言
日程第一　日本専売公社法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第百号）の締結について承認を求めるの件
日程第三　関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書の締結について承認を求めるの件
日程第四　航空機工業振興法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第五　土地収用法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第六　土地収用法の一部を改正する法律施行法案（内閣提出）
日程第七　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案（内閣提出）

午後二時六分開議
○副議長（園田直君） これより会議を開きます。

倉石農林大臣の農業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度農業施策について並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度沿岸漁業等の施策についての発言

○副議長（園田直君） 農林大臣から、農業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度農業施策について、また、沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度沿岸漁業等の施策について発言を求められております。これを許します。農林大臣倉石忠雄君。

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕

○国務大臣（倉石忠雄君） 昭和四十一年度農業の動向に関する年次報告及び昭和四十二年度において講じようとする農業施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十一年度農業の動向に関する年次報告について申し上げます。

四十年度から四十一年度にかけてのわが国経済は、三十九年来の不況及びそれからの回復、さらには上昇という変動の過程をたどったのでありますが、このような景気の変動にもかかわらず、新規学卒者を中心とする農家労働力の流出と食糧需要の旺盛な伸びという従来からの傾向には、基本的な変化は見られなかったのであります。

このような状況のもとで、四十年度における農業の生産性及び農業従事者の生活水準は、前年度に引き続き上昇を見、他産業との格差も引き続きやや縮小を見たのであります。しかしながら、このように格差が縮小した要因としては、不況の進行に伴い他産業における生産活動が低調であったことや、農産物価格が大幅に上昇したこと等の事情があずかっており、特に生活水準の上昇は、兼業化の進展に伴う農外所得の増加に負うところが大きく、基調として格差が本格的に是正される方向にあるとは言いがたいのでありまして、生産性の向上がなお強く要請される次第であります。

農業生産は、食糧消費の高度化、多様化の傾向に応じつつ、選択的拡大の基調を持続いたしておりますものの、農業労働力の急速な流出、兼業化の進展、冬作不作付地の増加等に伴い、一部に停滞のきざしも見られるのであります。四十一年におきましては気象条件にも恵まれて、米の生産は四年ぶりに増加に転じましたが、農業生産全体としての停滞傾向に基本的な変化を生じたと言い得る状況にはないのでありまして、この結果、内容の変化を伴いながら増大する食糧需要に農産物の生産が必ずしも十分に対応し得ない傾向が見られるのであります。今後、農業の生産性の一そうの向上をはかりつつ、需要の動向に即応した生産の振興をはかることが必要と考えられる次第であります。

次に、農業経営の動向について見ますと、農業就業人口は四十年度には前年度より三・五％減少して一千百八万人となり、農家戸数も四十年十二月現在で五百五十八万戸に減少いたしました。このような傾向の中で兼業化はさらに広範化し、農家数全体の七一％に達しております。他方、農業に専念し、農業所得だけで勤労者並みの生活水準を享受している農家も一部に育ちつつありますが、農地価格の高騰等により、経営規模の拡大への道は険しく、このような農家がその数を増し、農産物の供給に占める割合を高めていくという動きは、現在のところなお微弱であり、構造政策の推進の急務であることを痛感する次第であります。

以上のような農業の動向にかんがみますとき、食糧の安定的な供給をはかりながら、同時に、その生産を担当する農家が社会的に均衡した生活水準を確保し得るよう、生産政策、構造政策、価格政策等の諸施策を有機的な関連のもとに総合的に

推進することが、これまで以上に強く要請されていると考えられるのであります。

以上が第一部の概要であります。

次に、第二部、農業に関して講じた施策について申し上げます。

昭和四十年度を中心といたしまして政府が農業に関して講じた施策を、おおむね農業基本法第二条に掲げる施策の項目に従って記述したものであります。

最後に、昭和四十二年度において講じようとする農業施策について申し上げます。

政府は、ただいま御説明いたしました農業の動向にかんがみ、農業の近代化を一そう促進することが、わが国経済の均衡がとれ、安定した発展を達成する上できわめて重要であることにかんがみ、農業基本法の定めるところにより、農業の生産性及び農業従事者の生活水準の向上をはかるため、同法の定める施策を着実に具体化することを基本的態度として農業施策を講ずることといたしております。

このため、四十二年度におきましては、農業生産基盤の整備、農産物の生産対策の拡充、生鮮食料品等の価格安定及び流通改善対策の強化、農業構造改善の推進、農山漁村福祉対策等の充実につとめることといたしております。

以上、昭和四十一年度農業の動向に関する年次報告及び昭和四十二年度において講じようとする農業施策について、その概要を御説明申し上げた次第であります。

次に、昭和四十一年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和四十二年度において沿岸漁業等について講じようとする施策につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、昭和四十一年度漁業の動向に関する報告書の概要について申し上げます。

昭和四十年における漁業生産は、過去二カ年にわたる減少から回復し、六百九十一万トンと、過去の最高を記録いたしました。他方、水産物に対する需要は、所得水準の上昇とともに増大し、国内生産を上回る傾向にあります。このため、水産物の輸入は、高級魚介類、魚粉等を中心として増加しており、また、水産物の消費地価格は、高級生鮮品を中心として上昇傾向が見られるのであります。

漁業の経営体数と就業者数は、昭和四十年には、経営体数二十二万余、就業者数は前年と同水準の六十一万余でありましたが、近年いずれも減少の傾向にあります。沿岸漁家の経営を見てまいりますと、その所得水準は、ノリの不作もありまして、昭和四十年度にはやや低下いたしましたが、近年の傾向としては上昇を示しております。中小漁業の経営におきましては、昭和四十年度には概して収益性の好転した業種が多かったのでありますが、近年、業種間及び階層間における収益性の格差が目立ってきております。また、就業者の賃金水準はかなり上昇しておりますが、労働条件及び労働環境には、なお一そうの改善の余地があると考えられるのであります。

次に、沿岸漁業等について講じた施策に関する報告書でありますが、これは昭和四十年度を中心といたしまして政府が沿岸漁業等について講じた施策を、おおむね沿岸漁業等振興法第三条の項目に従って記述いたしたものであります。

最後に、昭和四十二年度において沿岸漁業等について講じようとする施策の概要について申し上げます。

ただいま御説明いたしました漁業の動向を考慮しつつ、政府といたしましては水産資源の維持増大、漁業生産基盤の整備を積極的に推進するほか、漁業協同組合の合併の促進、漁業災害補償制度の改善、中小漁業の近代化の促進等を重点として沿岸漁業及び中小漁業の振興をはかるとともに、水産物の流通加工の合理化、沿岸漁業及び中小漁業従事者の福祉の向上につとめることといたしているのであります。

以上、昭和四十一年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和四十二年度において沿岸漁業等について講じようとする施策について、その概要を御説明いたした次第であります。（拍手）

農業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度農業施策について並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度沿岸漁業等の施策についての発言に対する質疑

○副議長（園田直君）　ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。実川清之君。

〔実川清之君登壇〕

○実川清之君　私は、日本社会党を代表して、ただいま説明のありました農業の動向並びに施策に関し、特に農政に関する基本的な問題について、総理並びに農林大臣に御質問いたします。

農業基本法が制定されてから六年を経過いたしましたが、一体農業基本法の成果は日本の農業に何を寄与いたしたでございましょうか。わが国経済の高度成長政策の進展に伴いまして農村人口は急激に流出し、専業農家の減少、兼業農家の増大、農業就業構造の脆弱化、農業生産の停滞、食糧輸入の増大等々となってあらわれ、まさに農業の危機ともいうべき事態を展開しておるのであります。

元来農基法が企図いたしましたものは、わが国の農業をその零細性とおくれた生産方法から解放して農業の近代化をはかり、生産性を高め、農業の所得を向上し、農家と他産業従事者との所得の均衡を実現するにあったはずであります。農基法の申し子ともいうべき農業構造改善事業によって、農業の基盤たる土地改良事業、経営近代化施設の導入等の事業においては若干の前進のあったことを認むるにやぶさかではありませんが、構造問題の根本たる土地制度そのものには全く触るるところなく、したがって日本農業の宿命的な欠陥ともいうべき零細性の克服には何ら見るべきものがなかったのであります。自立経営農家の育成も単なる口頭禅に終わっております。零細経営の基礎の上に近代的農業のみごとな開花を期待いたしましても、それは元来無意味なことでございます。農基法のうたい文句の一つだった所得格差の解消もついにあだ花となったのであります。

かくて、農業の憲法として救世主のごとく全国の農民から絶大なる期待のもとに発足いたしました農基法について、今日だれ一人口にするものがない現状でございます。農民から全く見捨てられた農基法に対し、総理はいかに評価しておらるるか、あるいはこれを抜本的に手直しする御意思があるかどうか、お伺いいたします。

次に、食糧の自給についてお伺いいたします。

農業白書は、「食糧供給、国際収支、農業者の福祉等の国民経済的要請から食糧の自給率をできる限り維持することが望ましい」と述べております。食糧需要は年々増大しているのに、農業生産は停滞し、輸入は増加いたしております。したがって、国内の食糧自給率は昭和三十年八七％、同四十一年八二％であって、これを昭和三十五年価格に換算いたしますと七六％になると農業白書は報告いたしております。

また、最近の新聞報道によりますと、昭和四十一年度の工業原料を除いた農林水産物の輸入実績は三十億六千五百万ドルでありまして、これは円換算いたしますと一兆円の大台を突破し、そのうち農産物だけで二十一億八千八百万ドル、輸入総額九十五億ドルのおおむね二三％であり、このことは、単に食糧自給の問題としてだけではなく、国民経済全体の問題としてもきわめて重大だと考えます。思うに、歴代政府は農業を軽視し、一貫した政策なく、その日暮らしの農政を続けてきた当然の帰結でありますが、農基法の精神をじゅうりんするものであると申しても過言ではないと思うのであります。（拍手）

現在需給のアンバランスが拡大し、価格が上昇

する傾向の強い生鮮食料品はもちろん、主食である米を含めて輸入に期待することなく、国内生産を計画的に増強すべきものと考えますが、食糧の増産、自給に対する政府の御見解をお示しいただきたいのであります。

次に、当面の米価の問題についてお伺いいたします。

生産農民の求める米価は、生産費・所得補償方式により算出された米価であり、再生産を保障するとともに、他産業従事者と均衡のとれた生活を保障するものであることは、かねて御承知のとおりであります。しかるに、昭和四十二年産米価については昨年の秋以来論議され、財界を筆頭に学者やジャーナリストなど一斉に低米価を農民に押しつけるための論陣を展開いたしております。それらの論議は、ややもすれば食糧問題を経済的視点からのみ取り扱わんとし、あるいは物価問題に藉口して米価を抑制せんといたしておるのでございます。特に最近の高物価において、生産性の低い農漁業等の一次産品の寄与率が高いということをもって、あたかも今日の物価高の原因が農漁民にあるかのごときことばすら聞かれるのでありますが、まことに本末を転倒した発言だと考えます。人々は今日日本経済の繁栄を謳歌いたしておりますが、戦中戦後の破局的な食糧危機にあたって、農民は自由価格の半値または三分の一の捨て値で強権供出に甘んじてまいったのであります。これが日本経済の破綻を防ぎ、日本再建の大きな礎石となったことを忘れてはならないと思うのでございます。農業農民こそ日本再建の大恩人だと私は信じております。のみならず、今日の物価高は歴代自民党政府の大資本、大企業本位の経済成長政策の当然の結果であり、農業農民こそはその最大の犠牲者でございます。

いまわれわれが当面している四十二年産米価にいたしましても、米価算定の技術的な論議よりも政治的な発言が特徴的であります。いわく、米価審議会から国会議員を締め出せとか、国際比価が高過ぎるとか、あるいは物価高に拍車をかけるとか、消費者の生活を圧迫するとか、あるいはまた食管の赤字がふえるなどなど、まさに百家争鳴、にぎやかな話でございますが、これこそ農業あるいは農民を袋だたきにしている姿ではないかと私は考えます。（拍手）

だが、農業の現実は、激しい人口の流出、兼業農家の増大、出かせぎ日雇いの恒常化、不作付地の増大など、すべて割りに合わない農業、食えない農業への抵抗の姿であります。米作地帯の農家の経営は、いまなお米作収入に依存し、米価の成り行きいかんがその生活を左右している事実にかんがみ、生産費・所得補償方式を厳守して、正しい米価を算定し、農民が出かせぎに出なくとも安心して農業に専念できるよう、強く政府に要請するものであります。米価に関する農林大臣の所信をお聞かせ願いたいと思います。（拍手）

次に、米価に関連いたしまして、農畜産物の流通対策についてお伺いいたします。

農基法で選択的拡大ということがいわれ、米麦作を抑制し、青果物、畜産の増産振興に力を入れておりますが、その結果、今日では園芸、畜産は飛躍的に発展しつつあります。構造改善事業もまたこの方面では一応の成果をあげたものと考えられます。だが問題は、かくして生産された物の処理についてはきわめておざなりのことしかやっていない。農民が生産するのは自家消費のためでもなく、いわんや趣味でやっているのでもない。販売し、金にかえて生活をするために農業生産に励んでおるのでございます。自分でつくった物くらいは自分で処理をせよとおっしゃるかも存じませんが、実はこの点が政府の手厚い指導と援助が必要な点であります。ところが政府は、この一番肝心なところで手を抜いておる、このように私は考えます。政府のこの手抜きで一番困っているのは生産者であります。同時にまた消費者も困っておるのであります。もうけておるのは中間の商人であります。たとえば牛乳一つをとりましても、農家の庭先相場の三倍出さなければ、末端消費者は牛乳を飲むことができないわけでございます。青果物、肉類など、いずれも生産者泣かせ、消費者泣かせの流通体系ができ上がっておるのであります。選択的拡大でじゃんじゃん物をつくらせながら、その流通対策については有効な対策を講じようとしないのは、明らかに政府の怠慢であり、農民いじめといわざるを得ません。政府のこの怠慢で、生産者、消費者がともに泣き、喜んでいるのは一体だれでしょうか。

主要農畜産物については、現在ある種の支持価格制度がとられております。一般的な形といたしましては、御案内のごとく、上限、下限の安定帯を設け、事業団のごときものをつくって、下がれば買い上げ、上がれば放出して調整するという仕組みであります。利潤追求と自由競争をたてまえとする無政府的な生産が行なわれておる現体制のもとでは、全くこのような方式が無力であることは先刻御承知のとおりであります。私から言わしむるならば、こんなざる法は農民を欺瞞するためのものだとしか考えられません。

かりにこれらの法律が農民保護のために良心的に運用されたといたしましても、その効用には一定の限界があります。農民が求めているのは、再生産を保障する安定した価格であります。価格変動の波のまにまに浮きつ沈みつして、食うや食わずの一生を送ってきたのが農民の実態であります。百姓とゴマはしぼればしぼるほど出る。百姓は生かさず殺さずといわれたのは、封建領主の治民策だと聞いておりますけれども、今日の農民の経済的地位はどれほど変化があるでありましょうか。もちろん農民の生活内容は充実し向上してきたことは否定いたしませんが、その従属的被搾取の経済的地位はいささかも変化いたしておりません。昔は直接権力の強圧によって搾取されましたが、今日は複雑な経済の仕組みで、資本主義的機構を通じて搾取されております。したがって、このような構造的な弱さを持つ農業は、国の保護なしには農業農民は立ち行かないと私は考えております。国が主体となって、生産、流通、消費の流れを規制する以外、農業の安定はあり得ないと考えております。主要農畜産物について、政府はその需要と供給についての科学的な調査を行ない、その調査に基づいて緻密な生産計画、消費計画を立て、もって生産者にはその再生産を保障する安定した価格を、消費者には安価で豊富な供給を約束するごとき積極的な農政を実行される必要があると考えますが、大臣の御所見をお伺いいたします。（拍手）

次に、政府がその振興に力を入れておる畜産物の生産に必要な飼料の問題について、若干お伺いいたします。

畜産物の価格はきわめて不安定であり、変転まことにきわまりないものがありますが、これが生産の根源である飼料価格は一貫して上昇傾向をたどっております。長期的、達観的に畜産農家の経営を見ますと、原料高の製品安という形がはっきり出ておるのでございます。ことばをかえて申しますならば、日本の農民が営々として牛や豚、鶏を飼うのはアメリカの飼料資本を太らせる結果に終わっております。自給飼料の指導奨励なり、輸入飼料に規制を加えるなり、何らかの有効な手を打って、畜産農民をえさ地獄から救い出してやろうとはお考えになりませんか。講じようとする施策というパンフレットを拝見いたしましても、ほんの数行飼料問題に触れただけで、何も書いてございません。書いてあるのは、前々から言い古された、しかも実効のさっぱりあがらないことばかりで、きわめておざなりであって、積極的な熱意が全く受け取れないのはまことに遺憾であります。たとえば食管会計を拡充して、輸入飼料を政府が管理し、価格の低下をはかるなど、飼料対策について農林大臣の御所見を伺います。

最後に、農村における生活環境の整備についてお伺いいたします。

農村人口が急激に都市に流出して、農業の危機

が叫ばれております。青壮年男子労働力の不足は別といたしましても、あと取りの問題、嫁の問題など深刻な社会問題となりつつあります。このような現象は、基本的には、農業の経済的な条件によるものとは考えますが、その反面、農村生活の文化的立ちおくれもまた大きく作用しておると考えます。政府の講じております施策を見ましても、生活改善の指導、住宅、道路交通、教育文化、医療、電信電話など手広く着手されておりますことはわかるのでありますが、端的に申し上げまして、やっと手がけただけで、内容的にはほんとうに申しわけ的なきわめて貧弱なものでしかありません。従来、国の農村施策は、農業生産にのみ片寄り、農村の生活文化の面については全く放棄されております。予算の大幅な増額はもちろんのこと、まず農林省自体が農村の生活環境の整備のために本腰を入れてやることが肝要だと考えております。農林大臣の御所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。（拍手）

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣（佐藤榮作君）　お答えいたします。

御承知のように、農政の目標、これは申すまでもなく生産性の高い農業を確立して、そして国内の食糧自給度を維持する、同時にまた、農業従事者の生活向上をはかる、これが農政に課せられた使命だ、かように私は考えております。

ところで、農業基本法ができまして以来いろいろ各方面において努力されました。その結果、プラスの面もありますが、御指摘になりましたようにマイナスの面もございます。このプラスの面は、私が申し上げるまでもなく、機械化や近代化が進んだことであります。人間の労働が機械労働にかわった、こういう点は見のがすことはできません。また、専業農家もやはりそれぞれその分野においてでき上がっておりまして、こういうことは望ましいことでありますが、御指摘になりました農村労働力の流出であるとか、あるいはまた兼業農家がふえたとか、そういう意味で、農業生産必ずしもわれわれが望むような傾向にはございません。増加さすというような方向ではなくて、低下しておる、こういう点で、私は十分の効果をまだあげていないことをうらんでおる次第でございます。

そこで、農業基本法を根本的に改正するかどうか、こういう具体的なお尋ねでありますが、農業基本法の示している方向は、これは私は正しいと思います。今日必要なのは、農業基本法の定むるところの方向で施策を十分拡充整備することだ、かように私は考えておりますので、ただいま農業基本法を改正する考えは持っておりません。

なお、いろいろお話がございまして、ただいまも、自給度を高めること、あるいは米価、あるいは流通機構、あるいは飼料、さらにまた農村の生活環境を整備しろ、こういうようなお話、これは御意見を交えてのお尋ねでございますが、これらは農林大臣からお聞き取りをいただきます。（拍手）

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕

○国務大臣（倉石忠雄君）　食糧需要の増大に対処いたしまして、食糧自給度をできるだけ高い水準に維持することを目標に、政府は、土地改良長期計画に基づきまして、生産基盤整備の計画的推進その他各種必要な生産対策を強力にいたしておることは御存じのとおりであります。これによりまして、米につきましては、今後必要量を国内生産でまかなうことが可能であると考えております。現在でもすでに九二％程度の自給度は確保いたしておることは御存じのとおりであります。しかし、国民の食生活の動向等によりまして、畜産及び酪農事業につきましてはさらに一段の努力を必要とするわけでありますが、乳牛生産対策等を計画的に推進いたしまして、可能な限り生産の増大をはかってまいりたいと思っております。その他野菜、果樹等については、もはや大体において充足いたしておることは、實川さん御承知のとおりでありますが、今後ともこういう自給度を高める点においては全力をあげてやってまいるつもりでございます。

四十二年産米のことについてお尋ねがございましたが、御存じのように食糧管理法の規定に基づいて、従来と同様に生産費及び所得補償の考え方によりまして、賃金、物価の動向等を的確に反映して決定する考えでございます。近く米価審議会の諸君をわずらわして、その答申を得て、なるべく早く米価を決定いたしてまいりたいと思っております。

それから、流通機構のことについてお話がございました。まことに大事な話でございまして、政府は、四十二年度予算におきましても、この流通機構を整備し、生産と消費の均衡を維持できるように努力することが私どもの職責であると考えまして、新しい施策を打ち出しておりますことは御承知のとおりでありますが、今後ともこの生鮮食料について国民生活に及ぼす影響を重大視しております政府は、流通機構ということに御指摘のようにさらに格段の力を入れてまいりたいと思っております。

輸入飼料のことについてお話がございました。政府は、現在、飼料需給安定法によりまして、輸入飼料の一部を操作することによりまして、飼料の需給及び価格の安定をはかって、畜産の振興に資しておるわけでありますが、この場合の食管会計による払い下げ価格は、原価にはかかわらず、国内の飼料の市価その他の経済事情をしんしゃくいたしまして、畜産業の経営を安定せしむることを旨として定めるということになっております。したがって、四十二年度においても、この方向に沿って措置する方針でございますが、日本の農政の中で、お話しのように、畜産、酪農についてはえさが非常にネックになっております。私どもは、これの自給度を高めるためにはいろいろな施策をもって、たとえば草地の造成等についても国有林野の活用等、その他草地の造成に全力をあげて、大体政府の予定に近づき得る生産を、飼料においてもまかなってまいるように鋭意努力を進めてまいるつもりでございます。

農政の全般についてお話がございましたが、ただいま総理大臣もお答えいたしましたように、私どもが六年前に農業基本法を制定いたしました当時においては、御同様、この議席をお持ちになる国会議員各位も、今日のように非常に高度の経済成長が行なわれて、そして日本の産業構造にでこぼこがくるであろうということは予想しなかった人が多かったと思います。そういうことの結果、私どもとしては、いまの農業基本法の精神というものはどこまでもりっぱなものであると存じますので、こういう経済伸展の変化の中に処しながらも、やや低生産性であるという農業については均衡のとれた経済の発展のできるように努力をいたしてまいりたい。そのために、農業白書でも申し上げておりますような施策を全般的にやってまいるつもりでございます。

農村の生活環境についてお話がございました。このことは全く同感でありまして、私ども農林省におきましても、生産対策や価格対策を整備いたすと同時に、やはり農村のあと継ぎをなさる若者たちの近代的生活環境を整備するということが非常に必要であります。四十二年度予算におきましても、後継者育成資金の金額を非常にふやしたばかりでありません。そういうことのほかに、さらに生活環境を整備することについても予算的措置をいたしまして、そうして若者たちに農村を守っていただくような施策を講じてまいりたい。その他、道路、住宅等についても同様な方向で努力をいたしてまいりたいと思っております。（拍手）

○副議長（園田直君）　神田大作君。

〔神田大作君登壇〕

○神田大作君　私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま報告されました昭和四十一年度農業の動向に関する年次報告並びに漁業に対する報

告につきまして、質問を行ないます。

まず第一に、政府は、毎年同じように農業の危機を白書において指摘しながら、何ら見るべき施策をしておらないというのは、一体真剣にこれら農業問題と取り組む気があるのかどうか疑わざるを得ないのであります。（拍手）

私は、まず第一に、総理大臣は農政とどう取り組むつもりであるか、率直な見解を伺っておきます。

第二に、日本の食糧の自給は年々低下を続けております。三十五年に八七％でありましたところの自給度は、四十年には七六％と急激に下がり、したがって、農畜産物の輸入は、いまや八千億円に達しております。その典型的なものとして、麦は国内需要の三分の二である四百三十五万トンとなり、家畜の飼料においては、実にその五六％である八百二十五万トンを外国から輸入しておるのであります。このような膨大な輸入を一方で見ながら、内にあっては貴重な農地が空閑地として放てきされている現状を何と考えておるのであるか。これら裏作を放てきした空閑地はついに二百七十四万ヘクタールに及んだのであります。これらに対して、政府は、農政重視のかけ声だけで、何ら見るべき施策をいたしておりません。これをして農業軽視の農政と批判されても答弁の余地はないと私は存ずるのであります。（拍手）

これらについて抜本的にして思い切った対策を立てざれば、日本の農業はついに破滅におちいることは火を見るよりも明らかであります。一体政府は、これらの現実をどう考えておるか、また、日本の食糧の自給度をどの程度に守るつもりであるか、総理並びに農林大臣にお尋ねをいたす次第であります。

第三に、私は畜産の振興についてお尋ねいたします。

政府は、農業の選択的拡大を唱え、畜産の奨励をいたしてまいったのであります。農民もこれらの勧奨に呼応して、酪農、養豚、養鶏等、あらゆる犠牲に耐えながらその拡大をいたしてまいりました。しかしながら、今日、これらの畜産物価格は低落をいたし、畜産農民は高い外国からの購入飼料によって今日赤字経営を続けております。しかるに、政府は、これらの畜産物並びにその加工品を外国から輸入いたし、国内価格の圧迫をいたしておるのであります。まさに日本畜産は農民のための畜産にあらず、アメリカの飼料業者に奉仕する畜産であります。（拍手）

このように赤字経営に苦悩する酪農、養鶏、養豚を行なっている農民に対し、いかなる施策をもってこれを守らんとするのか、農林大臣の見解をただす次第であります。

第四に、私は品種並びに畜種の改良について大臣にお尋ねいたします。

乳牛、豚、鶏等の畜種改良は遠く外国に及ばず、これら優秀なる種畜はすべて外国から輸入しております。乳牛にゆいてはアメリカ、デンマーク、豚においては英国並びに北欧諸国、鶏に至ってはアメリカ種にほとんど席巻されて、日本系の鶏はその影をひそめております。畜種、品種等の改善に対し、一体いままで政府は何を研究していたのであるか、理解に苦しむものであります。政府はみずからの責任においてこれらの対策を立てるべきであると思うが、大臣の所信を伺います。

第五に、農産物流通機構の改善が叫ばれてから実に久しいのであります。しかるに、今日、魚菜市場をはじめとして末端小売りに至るまで、何ら改善が行なわれておらないのであります。生産から卸、小売りを経て消費者に届くまでにはたくさんのむだと不合理があるために、安い生産物が消費者には高く渡るのであります。この現実を改善する努力をいたしておらないのであるが、これらの市場の施設の拡大、近代化についていかに考えておるか、大臣の方針をお尋ね申し上げる次第であります。

第六に、私は今日の問題であるところの米価についてお尋ねいたします。

米は日本農業にとってその中枢をなしていることは言うまでもありません。また、日本の食糧の自給の第一は米であります。今日、農業者が、これら米価について生産費を補償し、都会の労働者に見合う米価を要求することは当然であります。都会と農村との所得の格差をなくすことは、農業基本法において明記されているところであります。この意味において、米価はきわめて重要であります。政府が前向きに農業近代化施策をとらない限り、米価が日本の食糧自給のかなめとなることは当然であるからして、政府は、この重大な意義を持つ米価について、農民の切なる要望を考えて、すみやかにこれを米価審議会にはかり、これを決定すべきであると考えておるのでありますが、総理大臣並びに農林大臣にこの点をお尋ね申し上げます。（拍手）

次に、漁業白書に関連して質問申し上げます。

白書によると、十年後における水産物の需要は年間一千万トンと推計されておりますが、わが国漁業の現状における総生産は年間七百万トン前後に停滞しております。しかも、国際漁場における漁獲の制限はますます強化される方向にあり、加えて、近海漁業は資源の枯渇と他国の漁船が進出することにより、大きな発展は望み得べきところではありません。また、沿岸漁業は生産の基盤が薄弱であり、総じて需要を満たす生産対策がきわめて不備であります。政府はこの実態の中から、いかにして需要に応ずる生産の増強をはかるのか、長期的な計画について、農林大臣の所信を伺いたいのであります。

第二は、農業従事者に対する施策でありますが、今日漁船労働者の経済、生産の実態は、過酷な労働、危険な作業条件の中にあるにもかかわらず、賃金水準は低いのであります。しかるに、白書では、陸上中小企業の従事者三十人程度のものと同一視して報告しているのであるが、これは作業に伴う危険性と、長時間労働という特殊労働条件を無視したものであって、正しい見解とは言えないのであります。したがって、労働条件の改善について、一段の施策と努力が要求されている実情であります。よって、政府は、漁業労働の近代化に関し、船員法の適用範囲の拡大等、具体的な施策の用意をしていると思いますが、これについて総理大臣並びに農林大臣の明快な御答弁を得たいと存ずる次第であります。

最後に、日本の農漁村はまさに重大なる段階に来ておるのであります。若者は農村にとどまらず、農村の妻も母も農業に希望を失い、農村の嫁飢饉はまさに深刻であります。このような現状を打開し、希望のある新農村を建設するためには、わずかばかりの構造改善施策や近代化対策では乗り切れるものではないのであります。農村の基盤整備、社会施設の充実、農民年金、農業教育等を含めた画期的な総合施策を強力に実施してこそ、初めて明るく希望の持てる新農村の建設ができると思うのでありますが、このことについて大臣の所信をただし、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣（佐藤榮作君）　お答えいたします。

先ほど實川君にもお答えいたしたのでございますが、農業基本法の定むるところによりまして、その方向で政府はいろいろ努力しておる最中でございます。もちろん、まだ十分の効果があがっておりません。これは、この農業をめぐる実情と、それに対する施策、その施策のほうの効果は、しばらく時間をかけないとあがってこないのであります。したがいまして、その結びつきが十分でない、こういうらみはございますが、ただいま基本法で定むる方向、それに施策の充実改善をはかりつつございますから、しばらくその事態の推移を見ていただきたい、かようにお願いをいたします。

また、米価の問題についてお尋ねがございましたが、これは先ほど農林大臣もお答えいたしたのであります。私は、生産費及び所得補償方式、こ

れを基幹にしてのものの考え方でございます。もちろん価格政策を加味してまいりますが、この価格政策にも限度があります。やはりこれは各関係者、生産者も消費者も、また一般の方々も、全部が納得のいくような方法で価格が決定されなければならないと思っております。ただいま米価審議会等も発足しておりますので、その諮問の結果は政府の決定に必ず役立つことだ、かように私は確信しております。

また、漁業の問題について、船員労働と漁労者の賃金あるいは労働条件等についてのお尋ねがございました。確かに、御指摘になりますように、この漁業従事者の労働、また、その労働条件並びに賃金、これは一般船員とは、いま区別されております。しかし、船員中央労働委員会におきまして、ただいまこれらの問題と取り組んでおりますから、その検討の結果によりまして、政府は対策を立てるつもりでございます。

その他は農林大臣からお聞き取りをいただきます。（拍手）

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕

○国務大臣（倉石忠雄君）　わが国の経済の高度成長に伴いまして、近年の農業の動向には、きわめて激しいものがございました。農業労働力の急速な減少、流出等、それから、そういうことのために兼業農家の増加、それからまた、したがって農作業の粗放化、お話のような冬作不作付地の増加、こういうようなことがございましたのは、自給率の停滞が見られるというものも出てまいりましたことは御承知のとおりであります。

政府は、このような農業の動向に十分対応することを旨といたしまして、今後とも農業を取り巻く諸情勢の変化に応じまして、先ほど申し上げましたように、農業基本法の定める方向に従いまして、諸般の施策を拡充いたしてまいって、そして自給度を高めてまいることに全力をあげてまいるつもりでございます。

畜産についてお話ございました。實川さんにお答えいたしましたので大体御了承願いたいのでありますが、自給飼料の生産を増強するということについては、これは先ほども申し上げましたように、政府は全力をあげてやってまいる決意でございます。

それから、品種改良その他農業技術のこともお話がございました。農林省の試験場におきましては、先ほど御指摘のように、機械化の検討をいたしておるばかりじゃありませんで、品種の改良については、神田さん御存じだと思いますが、世界的にも有名ないろいろな研究が発表されております。したがって、米はもちろんのことでありますが、飼料関係についても、こういう技術を生かしまして、品種の改良に全力をあげてまいりたいと思っております。それから、牛等についても御存じのとおりでございます。

それから、流通機構につきましては、先ほど私が申し上げましたように、農業政策のうちで、この流通機構については、国民全体の経済に非常に大きな関係がございますので、四十二年度予算ももちろんこれに力を入れておりますけれども、将来さらにこういう点については格段の努力を継続してまいるつもりでございます。

漁業のお話がございました。漁業も、神田さんも御存じのように、いろいろな種類がございまして、国際的に非常な競争力を持っております。たぶん先ほど御指摘なのは、遠洋でなくて、沿岸のことだと思いますが、沿岸につきましては、ただいま国会に提出をいたして、御審議を願っております中小漁業の法律等によりましても、政府の考え方は御理解をいただけることだと思います。あのようにして中小の沿岸漁業を助けると同時に、新しい漁港の改修、漁礁の整備等をやりまして、沿岸については特段の努力を続けてまいるつもりでございます。（拍手）

○副議長（園田直君）　兒玉末男君。

〔兒玉末男君登壇〕

○兒玉末男君　私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま農林大臣より説明のありました漁業の動向に関する年次報告書及び沿岸漁業等について講じようとする施策について、佐藤総理並びに関係大臣に質問を行ないます。

沿岸漁業等振興法に基づくいわゆる漁業白書が国会に報告されるようになってから回を重ねること四回、そのつど日本社会党から質疑を行ない、改善すべきところはそのつど指摘してまいったのでありますが、それにもかかわらず、いまだに改められない点が数多く残っておることはまことに遺憾であります。国会で指摘をされた欠陥を改善すべき努力を欠いた政府も、この際強く反省し、わが国漁業の発展のために積極的に取り組むべきであることを強く主張するものであります。

私は、まず漁業白書の性格について触れてみたいと思います。

漁業白書は、何よりもまず日本漁業の指針となるべき内容と権威を持つべきものでなければなりません。そしてその内容も、政府の施策、すなわち、前年度重点施策として掲げた漁業生産基盤の整備事業、沿岸漁業及び中小漁業の近代化事業等々がどう進められ、その効果がどのようにあらわれたか、また、効果がなかったとすれば、どこにその欠陥があったのかというきめこまかい分析が必要であります。その分析の上に、次年度の施策を積み重ねるという姿勢をとってこそ、真の漁業白書といえるものであります。現在出されているような古い統計資料を羅列し、次年度予算の数字説明に終始するがごとき白書は、単に国会に報告する義務を形式的に果たしている事務的所産物にすぎないと申しても過言ではありません。かかる形式的かつ内容に乏しい報告が今後引き続き繰り返され、また、国会で指摘をされた欠陥の改善を政府みずからが無視する状態が通例ともなれば、白書に対する関係者の関心は年ごとに薄れていき、法の目的からはるかに逸脱した無用の長物となりかねません。

政府は、次年度から漁業白書に対していま少し真剣に取り組み、わが国漁業振興の指針となるにふさわしい白書とするよう、責任を持って対処されるべきであります。（拍手）総理は、漁業白書の今日のあり方をどのように考えておられるのか、そして今後の白書について、これを改善するためいかなる構想をお持ちなのか、お伺いしたいのであります。

わが国の漁業は、昭和三十六年までは引き続き世界第一位の生産量を占め、名実ともに水産日本の名を誇ってまいりましたが、三十七年以降はかろうじて二位の座を守って今日に至っております。しかし、近年における中国あるいはソ連の進出状況からして、これらの国にその地位を追い抜かれ、二位の座が入れかわる日も間近いといわれております。

かかる状況を招来しました原因は、政府が水産業に対しまして積極的な施策を講じなかった結果であり、それにも増して重要なことは、日本の漁業が、将来に対するビジョンも持ち得ず、きわめて近視眼的な漁業を行なっているということであります。現実に動物性たん白を魚介類に大きく依存する一億の国民を背後に持ちながら、そうして国土の四方を海に囲まれた地理的条件を有しながら、また、かつて水産の国日本という名を永年世界にとどろかした実績を持ちながら、現実には積極的な施策を期待できず、未来像を持ち得ない状況に置かれているのであります。海洋資源の開発に必要な資源量の調査、魚介蝦類の種類別の各種調査、研究、あるいは中、深海魚類の開発調査並びに研究など、幾多の調査、研究の課題があるはずであります。これらの基本的な調査、研究が積極的に行なわれ、その調査、研究結果に対する国の適切な援助措置が講ぜられるならば、日本漁業のビジョンを打ち立てることも可能なはずであります。また白書も、未来像をいかにして築き上げるかについての調査並びに研究の面に全く目を向けていないと思いますが、総理は一体いまの日本の

漁業の実態をどのように考えておられるのか、将来これをいかなる形で振興、発展させる方針なのか、責任ある御答弁をいただきたいのであります。

次に、日本の漁業について具体的な問題でお尋ねをします。

わが国の漁業総生産は、昭和三十五年から四十年までの五カ年の平均は、年間六百七十万トンであり、その伸びが全く停滞している状況であります。一方、政府は、わが国の水産物の需要は、五年後の昭和四十六年には約九百万トン、十年後の昭和五十一年には約一千万トンと予測しているのであります。また、年ごとに増大する需要に応じて輸入は毎年増加の一途をたどっており、最近の輸入統計を見ましても、昭和三十五年の五十五億二千三百万円から、昭和四十年には四百六十三億六千六百万円に増大しており、このままで推移するならば、需要と供給のアンバランスを輸入によって埋め合わせすることは、長期的に見ると不可能であります。

また、わが国民の動物性たん白質の摂取量は、現在、先進国の二分の一ないし三分の一であり、今後国民所得の上昇とともに、水産物が動物性たん白供給源としてますますその需要を増してくることは明らかであります。これらの需要をまかなうに、輸入のみに依存するという消極的な姿勢では、必ず行き詰まりを来たすことを考えるとき、政府が逡巡することなく、即刻積極的な生産体制をつくる必要があることを痛切に感ずるものであります。政府は、需要と供給の見通しについても、いま少し大所高所から検討を加え、積極的な対策を直ちに講ずべきでありますが、その方策をお持ちかどうか、お伺いしたいのであります。

さらに、現状打開をはかる前向きの姿勢を持つ意思があるとすれば、沿岸漁業を不振におとしいれている水質汚濁問題にも、当然きびしい態度で対処されるべきであります。水質二法案は実施されたものの、その後も工場排水、都市下水等による水質汚濁はあとを断たず、魚の住めない沿岸海域はますますふえております。その上、海岸埋め立ての進行等も加わって、漁業環境はますます悪化しております。この状態を放置するならば、沿岸漁業が衰微の一途をたどることは火を見るよりも明らかでありますが、これに対してはいかに対処されるつもりなのか。

以上二点について総理並びに農林大臣の御答弁をいただきたいのであります。（拍手）

戦前、日本は公海自由の原則により海外漁場に何ら制約を受けることなく進出することができました。ところが、戦後は状況が著しく変化して、日本漁業をめぐる国際的な規制はとみに強化されてまいっております。中でも世界の国々で漁業専管水域を主張する国は年ごとにふえ、国連加盟九十二カ国のうち実に三十三カ国が十二海里の領海を含めた専管水域を設定し、もしくは設定しようとしております。

一方わが国は、現在にあっては古典的なものとなりかねない領海三海里説をいまなお固執し、漁業専管水域についても国際的趨勢にかんがみ、これに対する合理的な考え方を固めなければならないにもかかわらず、積極的な姿勢をとらず、その設定については関係国との合意に基づくものでなければならないという消極的な立場をとっております。この考え方は今日国際舞台においては少数意見となっており、はなはだしく説得力を欠くものであります。この消極的な政府の態度が、ひいては幅の広い領海並びに専管水域の一方的な設定を相手国にゆだねることになり、わが国の海外漁業が不利益をこうむることになります。この政府の方針でわが国の漁業を指導する場合、かつての李承晩ラインと同様、一方的に専管水域を設定した相手国に日本漁船が拿捕される危険性が多分にあり、現にインドネシアその他の国で事件が発生しております。

先般、外務事務次官を通じて専管水域十二海里説をとる旨の新聞発表がなされましたが、この際政府は、領海及び専管水域に関する基本的な考え方を明らかにするとともに、わが国の漁業者をいかにして保護するかについても、その方途を明らかにしていただきたいのであります。総理大臣は、領海及び専管水域並びに関係漁民の保護についていかなる方策で対処されるつもりなのか、この際明確にお答えをいただきたいのであります。

また、これに関連しまして、この種の拿捕事件は政府の指導の誤った結果生ずるものであると考えますが、これについての政府の責任、たとえば李承晩ライン拿捕事件の際の閣議決定に基づく援助措置に類する救済方策を講ずる用意がありやいなや、あわせて明らかにしていただきたいのであります。

次に、近隣国との漁場の競合問題についてお尋ねいたします。

日韓国交正常化に伴い、わが国は韓国漁業育成のため、無償供与による第一年度分として漁船三十四隻、三百六十万ドル、また、民間信用供与によるものの総額九千万ドルのうち、第一年度分一千五百万ドルを決定し、沿岸漁船四十三隻、遠洋漁船三十九隻、計八十二隻の建造が契約済みと報ぜられております。しかも、これらの漁船はカツオ・マグロ漁業あるいは底びき網漁業に従事するものが大部分であります。すでに台湾漁業も大幅に進出をしてきておりますおりに、わが国の援助によって韓国漁業が進出してくれば、日本漁業との競合は必至の情勢であり、関係者一同も非常に憂慮しておるのであります。この漁場競合もまた政府の方針によるものでありますが、政府は、この結果生ずる不利益、悪影響を最小限度に食いとめる責任を持つとともに、こうむった不利益を償う責を負うべきであると思いますが、これに対する対策をいかに講じようとするのか、総理並びに農林大臣に御答弁を求める次第であります。

次に、許可漁業に関する問題点について農林大臣にお伺いいたします。

漁業は公開性、流動性、相互関連性、多岐利用性等数多くの特性を持つ漁場から水産資源を採取するという特異な性格を持っていますので、その操業には何らかの規制が必要であることは理の当然であり、その規制の一つとして漁業許可制度をとっていると思いますが、日本の漁業許可制度については、いま一つの任務があわせて課されていると思うのであります。それは日本の漁業が跋行的な発達をすることを阻止する、すなわち漁業全般の発達が期せられず、特定のものだけが発展するいびつな形をとることを防止するという大きな目的を持っていることであります。

しかるに、現行の許可制漁業の実態を見ますときに、この目的からはなはだしく逸脱し、ただ単に形式的なワクのみを規制した中で、基盤の異なる漁業者に弱肉強食の自由競争をしいているとしか思えない点があります。このことは、許可制度に触れることなく、現行制度のもとであげた生産の実績のみを重視する考え方がその原因であろうかと思います。たとえば、資本の大小によって許可制漁業の恩恵を受ける格差が大きくつけられていること、トン数補充制を採用しているために、漁船の新改造に許可トン数を売買するというような一種の権利売買が公然と行なわれ、それもトン当たり三十万から四十万の高値を呼んでいることなどから、日本の漁業の中にあって、常に重要な役割りを果たしている中小漁業及びその他の漁業として扱われている弱小資本の資本制漁業は実に大きな痛手を受けているのであります。

これらの実態から考える場合に、制度本来の意義を失ない、むしろ逆に跋行的発展を助けているがごとき現行許可制度は、その運用をすみやかに改善する必要があろうと思いますが、農林大臣の御所見を承りたい。

さらに、許可漁業に関連し、漁業就業者の問題でお伺いします。

沿岸漁業、遠洋漁業のいかんを問わず、漁業就業者は出港時より帰港時まで、その身体を完全に拘束されることは当然でありますが、漁労の必要によっては、早朝、深夜を分かたず過激な労働に

従事しなければなりません。その上に、気象条件に大きく影響されることと、この上ない危険作業であることも加わって、漁業後継者が少なくなり、漁業従事者の年齢構成も、高年齢層の比重が高くなってきております。日本漁業がビジョンを持ち得ないこととあわせて、政府の指導性の欠除によって、漁業後継者を少なくし、若年労働力の確保を困難にしていると思うのでありますが、これも早急に対策を講ずべきであろうと思います。政府は、漁業後継者育成についての対策を持っておられるのかどうか、また、漁業後継者育成資金等について検討されているかどうか、お伺いいたします。

加えまして、漁業労働者の労働条件等についてお伺いします。

漁業労働者の場合も、同じく時間にとらわれず、必要によって漁労に従事しなければならないという漁業の特性を重視するのあまり、労働基準法並びに船員法に規定されている労働者の保護規定の適用を除外されております。そのために深夜、早朝にわたる長時間労働が継続し、出漁期間中は休日もなく、これらの重労働に比較して、季節労働であるために、年平均にならすと賃金が低い等のことが加わって、漁業労働者を志望する者が年ごとに減少し、現在労働者不足のために出漁できない漁船すらあるといわれており、極端にいえば、労働者を集め得る漁業だけが将来残っていくであろうともいわれている実情であります。

許可条項の一つに、労働法令関係について著しく違反したものは不許可あるいは許可取り消しをするという定めがありますが、労働条件が劣悪なために志望者が激減しているにもかかわらず、不許可または許可取り消しが一件もないということは、まことにふかしぎなことであります。漁業生産を上げるための原動力である漁業労働者を確保するためには、必要な保護規定の適用と適切な賃金体系の確立をはかることが必要でありますが、この際、労働者の保護規定適用除外をある程度形を変えるか、あるいは違反事実のあったものにはきびしい態度で許可取り消しを行なうなど、その措置を講ずべきであると考えます。

以上、許可漁業に関連する問題についてどのように対処される方針なのか、農林大臣及び運輸大臣にお答えを要求する次第であります。

最後に、農林大臣並びに防衛庁長官にお尋ねいたします。

さきにも触れましたように、日本の漁業生産と需給の関係は、年々その均衡がくずれ、それを輸入の増大によってまかなっておりますが、漁業生産を増加させるために最も必要な近海の好漁場が他の目的に使用され、そのために著しい漁業制限を受けているという問題であります。その結果、関係海域で操業していた漁民は、漁場を遠隔の地に求めざるを得なくなり、漁獲量の減少、経費の増大等できわめて大きな痛手を受けております。これらの海域を九州周辺に限って列挙しても、米軍演習場リマ水域、陸海空自衛隊の実弾射撃場、内之浦東大宇宙観測所、また鹿児島県南種子の宇宙開発センター等、その海域は実に一万六千七百平方キロで、東京都全面積の八倍以上に達しており、そのいずれもがカツオ・マグロ漁業の宝庫といわれる水域であります。これらの広大なすぐれた漁場が、何ら制限を受けることなく漁労ができるとするならば、実に大きな漁獲高が約束され、日本漁業の振興にも大きな貢献をなし得るはずであります。

もし、これら演習場やロケット基地等の諸施設並びに海域が必要欠くべからざるものであるとするならば、これを漁業並びに船舶の航行に支障を来たさない地域を選定し、設置もしくは制限を行なうべきであります。ただ単に地形上の問題と、周辺住民の意向が政府の方針と比較的簡単に同調をはかれるという安易な分析だけで、魚族の宝庫といわれる海域を指定することは、漁業振興のたてまえからも、漁民の生活権を守る立場からも、絶対に行ってはならないものであります。

政府はこの際、これらの制限水域を全廃し、これらの海域における漁労を全面的に保障する措置をなし、関係漁民の生活の保障と日本の水産資源の確保をはかるべきだと考えますが、これについていかなる措置をとられるおつもりか、関係大臣のお答えを求めまして、私の代表質問を終わります。（拍手）

［内閣総理大臣佐藤榮作君登壇］

○内閣総理大臣（佐藤榮作君）　兒玉君にお答えいたします。

ただいま農林大臣から報告いたしました漁業白書、この性格並びに取り扱い方について、どうも要領を得ていないというきびしい御批判がございました。私は、兒玉君のお説のようなつもりで白書をつくったのでございまして、この上とも努力してまいります。ただ、一つ御了承を得たいと思いますのは、今日、漁業の動向そのものは今日の問題でありますが、それに対する施策を立てましても、この施策は一年あるいは二年の後でなければ効果は出てこないのであります。したがいまして、この施策と動向との結びつきにおきまして、さらに私どもはくふうしなければならないだろうと思いますけれども、ただいまの統計資料等がどうしてもおくれておりますので、十分でございません。この上とも、御指摘がございましたので、十分御意思に沿うように最善を尽くすつもりでございます。

次に、わが国の漁業の実態でございますが、これは私が申し上げるまでもなく、国民経済において重要な役割りを果たしております。また、ただいまもたん白資源の需要はたいへん高まりつつある、こういうことを言われております。確かに需給のバランスはなかなかとりにくい状態であります。ことに供給の担当者である沿岸漁業者、さらに中小企業等はたいへんきびしい環境下において操業いたしておりますし、その企業自体も零細であります。また所得水準もたいへん低い、こういう状態であります。また、沖合いあるいは遠洋漁業、こういうふうなことについて考えてみますると、最近は国際的な規制がだんだん強まっております。そういう意味で、たいへんきびしいもとにおいて漁業を操業しなければならない、こういうマイナスの点があるようでございます。しかし、私どもは漁業従事者の生活向上をはかりつつ、また漁業資源を確保しながらも供給の円滑化を期する、こういう意味であらゆる努力をしておるわけであります。そのおもな方向は、やはり構造改善あるいは近代化、新しい漁場の開発、新漁法の発見あるいは遠海魚族を利用する等々の方法によりまして、需給のバランスをとるようにいたすつもりであります。そういう場合に、御指摘になりましたように、基本的な調査をまず先行させろ、そしてその調査に基づいてそれぞれの具体的対策を立てろとおっしゃること、それはまことにそのとおりだと思います。関係者におきましては、これらの調査を積極的に遂行しておるような状況でありまして、私は、関係者の努力を高く評価すべきではないか、かように思っております。また、生産増強対策については農林大臣から詳しくお話をすると思いますが、それぞれの業態に対応した対策を立ててまいるつもりであります。

いわゆる沿岸漁業については、あるいは沿岸漁場を新しくつくり出すとか、あるいはまた養殖に重点を置くとか、あるいは漁港を整備するとか、あるいはまた遠洋漁業については、先ほど申しましたような新しい技術の導入、新しい漁場の開発等々を行なってまいりたい、かように考えております。問題は、やはり何と申しましても、近代化に積極的に取り組まなければ、産業としての漁業がなかなか成育しないのじゃないか、かように思っておるような次第であります。

次に、水質汚濁についての御意見を述べられました。確かに最近の都市化、工業化等から見まして、水質が汚濁しておる。これこそは沿岸漁業を毒するものでありまして、沿岸漁業振興のためにも、水質汚濁について積極的な対策を立てなけれ

ばならないと思っております。今日公害基本法が成立いたしますれば、さらにそれらの点で役立つのではないかと思います。また、公共用水域の水質の保全に関する法律、もうすでにできておる法律、この運用等につきましても十分くふういたすべきだ、かように考えております。

次に、外務大臣に対しお尋ねがありました。私、ただいま留守中かわりをつとめておりますので、これについてお答えをいたしますが、いわゆる領海の幅、こういうものはもうわが国が主張しておるような三海里、この三海里は国際法上はっきりした一つの規則であります。したがいまして、ただいま領海の幅をとやかく言うわけにはいきません。しかし、領海は三海里だが、最近各国で採用しておりますのは、漁業水域という特別な水域が考えられないか、こういうことを実は申しておるのであります。この漁業水域では十二海里、こういうことを主張しておる国がだんだんふえてきております。この領海という概念と漁業水域という概念は全然別なものでありまして、これは区別していかなければならないのであります。そうして、この領海以外はいわゆる公海でありますから、公海自由の原則というものが守られておるわけであります。したがいまして、幾ら漁業水域と申しましても、他国を締め出すような専管水域、これを設けるということは国際法上認められておらない。わが国も、もちろんさような状態を承認するものではありません。またもう一つ、漁業水域でありましても、すでにその地域で操業した実績があるならば、過去の実績は尊重さるべきでありまして、この実績を無視して専管水域をつくる、こういう場合には、私どもは国際法上のこれに対する抗議が言えるわけであります。

今日、いわゆる専管水域を認める国がだんだんふえております。たとえばヨーロッパの漁業条約、これは十三カ国が加盟しておりますが、これは漁業水域のたてまえで、ただいまその条約を結んで、昨年からこれが発効いたしております。また、最近日韓間で協定を結びました漁業協定、これまた十二海里で実は協定を結んでおります。また、ただいまアメリカと交渉し、ニュージーランドと交渉しておるものも、この漁業水域で話をつけようとしておるのであります。さらに積極的にわが国は、東南アジア諸地域等におきましても、この漁業水域の問題がだんだん表面化する状態でありますので、特殊事情を十分考慮した上で、新しい解決方法をつくるべきではないか、かように実は考えておるのであります。くれぐれも申しますが、この漁業水域は、漁業に関してのみ沿岸国が特別な管轄権を持とうというのであります。そういう方向にただいま進んでおること、これは動向を申し上げておきます。したがいまして、この救済その他につきましても、在来から要求すべきものは要求する、また、わがほうにおいてのこれが救済は、それぞれの社会保障その他ともにらみ合わせて対策をとっておるわけであります。

また、韓国漁業をただいま漁業協定の結果だんだん大きくする、それは日本漁業と競合するではないか。こういうお話がございますが、私は韓国の漁業も育成強化し、わが国の漁業とともに共存共栄の立場で繁栄すべきではないか、かように考えておる次第であります。

その他の点は農林大臣からお聞き取りをいただきます。（拍手）

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕

○国務大臣（倉石忠雄君）　水産物の需給見通しにつきましては、先ほどお話がございました。このような傾向に対処いたしますために、沿岸漁業につきましては、養殖漁業の振興等を積極的に推進いたしますとともに、三トンないし五トン層を中心とする中核的漁家の育成につとめてまいりたいと思っております。その他は、ただいま御審議中の中小漁業振興の法律によく説明いたしてございまして、あのような方向で政府は漁業の振興をはかってまいりたいと思っております。

それから、水質汚濁の漁業に及ぼすことにつきましては、総理大臣から詳しくお話がありましたから省略いたします。

それから、韓国の漁業が進出をするということにつきましても、総理からお話がございました。これも省略いたします。

それから、許可制度の運用についてお話がございました。許可制度はただいま五年に一ぺんの更新時期でございますが、お尋ねのような点は、許可をいたします当事者である私どもの頭には全然ございませんで、きわめて事務的にただいままでの実績を考慮いたして判断をいたしておるわけでございます。

それから、漁業後継者の育成につきましては、兒玉さんも先般の委員会でいろいろ御熱心にお話がございまして、私どもも同感でございます。なかなかこれは困難な問題ではありますけれども、農業の後継者育成と同じような考え方に基づいて、同じような方向でぜひ後継者育成につとめていかなければならないと思います。

漁業に従事いたしまする労働者のことについては、農林省に関する限りは、今般の法律案にも説明いたしておりますように、その装備等を改善し、労働条件を改善することによって、魅力ある漁業にいたして、労働者に楽しんでやっていただけるように、できるだけ整備をいたしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（拍手）

〔国務大臣大橋武夫君登壇〕

○国務大臣（大橋武夫君）　労働時間及び有給休暇等に関する規定など、船員法の一部の規定は、漁船乗り組み員に対しては適用除外となっております。これは漁船における漁労という作業の特殊性からかかる措置がとられておるのでありますが、漁船乗り組み員に必要な保護を徹底するためには、適当な法の規制を拡充する必要があるので、検討してまいりたいと存じます。とりあえずといたしましては、漁船乗り組み員の労働時間について、船員中央労働委員会から、一部の漁船における労働時間規制の基準に関する建議も行なわれておるのでございますので、これを法制化するよう、作業を進めることといたしたい次第でございます。（拍手）

〔国務大臣増田甲子七君登壇〕

○国務大臣（増田甲子七君）　いまの水域等は、気象条件、船舶の航路、航空路、基地からの距離等を勘案いたしまして、関係機関等と協議の上設定されたものでございまして、これにかわる適切なる区域を他に求めることは、ただいまのところ困難でございます。

そこで、漁業関係者に対する措置としては、当該区域における漁業制限時間を極力短縮すべく、米軍と折衝してきたところでございまして、演習休止日を日曜日のほかにさらに原則として土曜日も加えるということを交渉してまいりましたが、ようやく米軍との話し合いがまとまりましたので、近く実施する予定でございます。

なおまた、関係漁民を守るため、補償ないし厚生福利施設については、お説のごとくできる限り万全の策を講じたいと存じまして、防衛施設庁等関係部局を督励いたしております。（拍手）

○副議長（園田直君）　これにて質疑は終了いたしました。

日程第一　日本専売公社法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○副議長（園田直君）　日程第一、日本専売公社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日本専売公社法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和四十二年三月二十九日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

日本専売公社法の一部を改正する法律

日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第三項中「第四十三条の十三第二項」を「第四十三条の十三第三項」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

第四十三条の八第一項中「作成し、」の下に「当該財務諸表に関する監事の意見を附して、これを」を加える。

第四十三条の九第一項中「作成し」の下に「、当該報告書に関する監事の意見を附し、かつ」を、「遅滞なく」の下に「、これを」を加える。

第四十三条の十三第一項各号を次のように改める。

一　当該事業年度について固定資産、無形資産及びたな卸資産の額の合計額が増加したときは、その増加額に相当する金額からこれらの資産の増加に伴う長期借入金（次条第三項ただし書の規定により借り換えた短期借入金を含む。以下この条において同じ。）の増加額に相当する金額を控除した金額

二　当該事業年度において長期借入金が減少したときは、その減少額に相当する金額から当該事業年度における前号の資産の額の合計額の減少額に相当する金額を控除した金額

第四十三条の十三中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　前項第一号に規定する長期借入金の増加額又は同項第二号に規定する長期借入金の減少額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条の十四第一項中「政府から」を削り、同条第三項中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「但書」を「ただし書」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の日本専売公社法第四十三条の十三の規定は、昭和四十二年度以後の決算について適用する。

理　由

日本専売公社のたな卸資産に対する資金手当の円滑化に資するため、たな卸資産の増加額を限度として利益金の一部を同公社に留保することができることとし、政府以外のものからも借入れができるようにするとともに、監事の権限に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（園田直君）　委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事藤井勝志君。

〔報告書は本号(一)に掲載〕

〔藤井勝志君登壇〕

○藤井勝志君　ただいま議題となりました日本専売公社法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案による改正点の第一は、日本専売公社のたなおろし資産に対する資金手当ての円滑化をはかることであります。すなわち、公社のたなおろし資産は、たばこ事業の業務量の拡大に伴って近年著しく増加いたしておりますが、これに対する資金手当ては、現行法では政府からの借り入れ金に限定されておりますので、これを改めて、政府以外からも借り入れをすることができるようにするとともに、たなおろし資産の増加額を限度として利益金の一部を公社に留保することができるようにいたしております。

第二点は、日本専売公社の監事の権限に関する規定を整備することであります。すなわち、監事が監査の結果、必要があると認めるときは、総裁または大蔵大臣に意見を提出することができるようにするとともに、公社が大蔵大臣に提出する決算書類には監事の意見を付さなければならないこととといたしております。

この法案は、去る六月三十日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（園田直君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（園田直君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二　同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第百号）の締結について承認を求めるの件

日程第三　関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書の締結について承認を求めるの件

○副議長（園田直君）　日程第二、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第百号）の締結について承認を求めるの件、日程第三、関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第百号）の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書の締結について承認を求めるの件

〔本号(一)に掲載〕

○副議長（園田直君）　委員長の報告を求めます。外務委員長福田篤泰君。

〔報告書は本号(一)に掲載〕

〔福田篤泰君登壇〕

○福田篤泰君　ただいま議題となりました二案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国際労働条約第百号について申し上げます。

一九五一年にジュネーブに招集された国際労働機関の第三十四回総会において、本条約が採択され、一九五三年に発効いたしております。

本条約は、各加盟国が、労働者の単位当たりの報酬を決定するにあたり、同一価値の労働については、男女労働者に対し、性別による差別をしないという同一報酬の原則を適用することを促進し、そのために必要なる措置をとらねばならないことを規定しております。

次に、ガットの確認書について申し上げます。

わが国の関税定率法の別表は、昨年四月、ブラッセル関税品目分類表に合致した新しい関税率表に全面的に改正されました。これに伴いまして、この改正前に締結したガット文書に収録されておるわが国の関税譲許表を新しい品目分類法に基づいたものに訂正することが、関税事務の運用上必要となりましたので、政府は関係各国の了解を求める交渉を進めておりましたが、本年五月五日、この訂正を実施するために必要なるガット上の手続を終了いたしました。

本件確認書は、右の訂正を加えたわが国の新譲許表を収録したものであります。

国際労働条約第百号は六月十日、ガットの確認書は六月二日、それぞれ本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、六月三十日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、国際労働条約第百号は全会一致をもって、ガットの確認書は多数をもって、それぞれ承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（園田直君）　これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（園田直君）　御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○副議長（園田直君）　起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第四　航空機工業振興法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○副議長（園田直君）　日程第四、航空機工業振興法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和四十二年四月三日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

航空機工業振興法等の一部を改正する法律

（航空機工業振興法の一部改正）

第一条　航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「予算の範囲内で」を「四十二億円を限り」に改める。

（航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　航空機工業振興法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

日本航空機製造株式会社における輸送用航空機の製造事業の進展に伴い、その円滑な遂行を図るため、政府が、同社に対し輸送用航空機の設計、試作等の完了後においても新たな出資を行なうことができることとするとともに、政府の出資の限度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（園田直君）　委員長の報告を求めます。商工委員長島村一郎君。

［報告書は本号(二)に掲載］

［島村一郎君登壇］

○島村一郎君　ただいま議題となりました航空機工業振興法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果の概要を御報告申し上げます。

現行法は、航空機等の国産化を促進するための措置を講ずることにより航空機工業の振興をはかり、あわせて産業技術の向上及び国際収支の改善に寄与することを目的として、昭和三十三年に制定せられたものであります。

この法律に基づいて設立された日本航空機製造株式会社は、昭和四十年から中型輸送機ＹＳ11の量産に入り、現在まで三十数機の販売を行なってきております。

本改正案は、航空機販売の国際競争が激化しつつある情勢のもとで、ＹＳ11の量産事業に対する助成を一段と強化する必要があるという理由により提案されたものでありまして、

改正の第一は、ＹＳ11の設計、試作完了後は、政府は日本航空機製造株式会社に対して出資することができない旨の規定を削除し、追加出資ができるようにすること

第二は、政府の出資の限度を四十二億円にすること

であります。

本案は、去る四月三日当委員会に付託され、四月二十八日菅野通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、六月十六日から審議に入り、同日参考人から意見を聴取する等、きわめて熱心な審議が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

六月三十日に至り、質疑を終了し、引き続き採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（園田直君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○副議長（園田直君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五　土地収用法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第六　土地収用法の一部を改正する法律施行法案（内閣提出）

○副議長（園田直君）　日程第五、土地収用法の一部を改正する法律案、日程第六、土地収用法の一部を改正する法律施行法案、右両案を一括して議題といたします。

土地収用法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和四十二年四月三日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

土地収用法の一部を改正する法律

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「第三章　事業の認定（第十六条―第三十条）」を「第三章　事業の認定（第十六条―第三十条）　第一節　事業の認定等　第二節　収用又は使用の手続の保留（第三十一条―第三十四条の認定等の認定（第十六条―第三十条の二）

（第三十一条―第四十一条）」を「第一節　調書の作成　第二節　裁決手続　第三節　補償金の裁決（第二条―第五十条）　第四節　裁決（第

成（第三十五条―第三十八条）の開始（第三十九条―第四十六条）支払請求（第四十六条の二―第四十六条の四）に、四十七条―第五十条）」

「第九十条」を「第九十条の四」に、「第一節　収用委員会の調停（第百八条―第百十五条）」を「第一節　削除（第百八条―第百十五条）」に、「第百四十条」を「第百四十条の二」に改める。

第八条の見出しを「（定義等）」に改め、同条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、第二十六条第一項（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示があつた後において新たな権利を取得した者は、既存の権利を承継した者を除き、関係人に含まれないものとする。

第八条に次の二項を加える。

4　この法律において、土地又は物件に関する所有権以外の権利を有する者には、当該土地若しくは物件又は当該土地若しくは物件に関する所有権以外の権利につき、仮登記上の権利又は既登記の買戻権を有する者、既登記の差押債権者及び既登記の仮差押債権者が含まれるものとする。

5　前項の規定は、鉱業権、漁業権又は入漁権に関する権利を有する者について準用する。この場合において、同項中「仮登記」とあるのは「仮登録」と、「既登記」とあるのは「既登録」と読み替えるものとする。

第一章中第十条の次に次の一条を加える。

（取得した土地の管理）

第十条の二　起業者は、第二十六条第一項の規定によつて告示された事業の用に供するため取得した土地については、公共の利益に沿うように適正な管理を行なわなければならない。

2　起業者は、前項に規定する土地を、同項に規定する事業の用以外の他の用に供する工作物その他の施設の用に供するために利用し、又は利用させるときは、当該土地の周辺の環境を阻害しないよう配慮しなければならない。

第十五条の二第一項中「土地細目、権利細目、物件細目又は土石砂れきの細目の公告の申請」を「第二十六条第一項（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示」に改める。

第十五条の四中「土地細目、権利細目、物件細目又は土石砂れきの細目の公告」を「第二十六条第一項（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示」に改める。

「第三章　事業の認定」を「第三章　事業の認定　第一節　事業の認定等」に改める。

第十六条中「この章」を「この節」に改める。

第十八条第一項第三号を次のように改める。

三　収用又は使用の別を明らかにした起業地

第十八条に次の一項を加える。

4　第一項第三号及び第二項第二号に規定する起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならない。

第二十六条第一項中「及び起業地」を「、起業地及び第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（起業地を表示する図面の長期縦覧）

第二十六条の二　建設大臣又は都道府県知事は、第二十条の規定によつて事業の認定をしたときは、直ちに、起業地が所在する市町村の長にその旨を通知しなければならない。

2　市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、第二十四条第一項の規定により送付を受けた起業地を表示する図面を、事業の認定が効力を失う日又は第三十条の二において準用する第三十条第二項若しくは第三項の規定による通知を受ける日まで公衆の縦覧に供しなければならない。

3　第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町村長が第一項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行なわない場合に準用する。

第二十八条の次に次の二条を加える。

（補償等について周知させるための措置）

第二十八条の二　起業者は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつたときは、直ちに、建設省令で定めるところにより、土地所有者及び関係人が受けることができる補償その他建設省令で定める事項について、土地所有者及び関係人に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

（土地の保全）

第二十八条の三　第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後においては、何人も、都道府県知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはならない。

2　都道府県知事は、土地の形質の変更について起業者の同意がある場合又は土地の形質の変更が災害の防止その他正当な理由に基づき必要があると認められる場合に限り、前項の規定による許可をするものとする。

第二十九条中「三年以内に第三十一条の規定による土地細目の公告」を「一年以内に第三十九条第一項の規定による収用又は使用の裁決」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から四年以内に第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがないときも、前項と同様とする。この場合において、既にされた裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとみなす。

第三十条第一項後段を次のように改める。

この場合においては、建設省令で定めるところにより、その旨を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

第三十条第二項中「告示する」を「告示し、かつ、起業地が所在する市町村の長に通知する」に改め、同条第三項中「告示」の下に「、通知」を加え、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（土地等の取得の完了）

第三十条の二　前条第一項前段、第二項及び第三項の規定は、起業者が起業地区のすべての土地について必要な権利を取得した場合に準用する。ただし、同号第二項及び第三項の規定による告示及び報告は、することを要しない。

「第四章　収用又は使用の手続」を削り、「第一節　土地細目の公告及び協議」を「第二節　収用又は使用の手続の保留」に改める。

第三十一条から第三十四条までを次のように改める。

（手続の保留）

第三十一条　起業者は、起業地の全部又は一部に

ついて、事業の認定後の収用又は使用の手続を保留することができる。

（手続の保留の申立書）

第三十二条　起業者は、前条の規定によつて収用又は使用の手続を保留しようとするときは、建設省令で定める様式に従い、事業の認定の申請と同時に、その旨及び手続を保留する起業地の範囲を記載した申立書を提出しなければならない。この場合においては、第十八条第二項第二号に掲げる起業地を表示する図面に手続を保留する起業地の範囲を表示しなければならない。

2　第十八条第四項の規定は、前項の規定による起業地の範囲の表示について、第十九条第一項前段及び第二項の規定は、前項の規定による申立書の欠陥の補正について準用する。この場合において、同条第一項前段中「前条」とあるのは「第三十二条第一項」と、「事業認定申請書及びその添附書類」とあるのは「申立書及び図面」と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第二項中「事業認定申請書」とあるのは「申立書」と読み替えるものとする。

（手続の保留の告示）

第三十三条　建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項の申立てがあつたときは、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の際、あわせて事業の認定後の収用又は使用の手続が保留される旨及び手続が保留される起業地の範囲を告示しなければならない。

（手続開始の申立て）

第三十四条　起業者は、収用又は使用の手続を保留した土地について、その手続を開始しようとするときは、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年以内に、都道府県知事に、収用又は使用の手続を開始する旨を申し立てなければならない。

第三十四条の次に次の五条並びに章名及び節名を加える。

（手続開始の申立書）

第三十四条の二　起業者は、前条の規定による申立をしようとするときは、建設省令で定める様式に従い、第二十六条第一項及び第三十三条の規定によつて告示された事項並びに収用又は使用の手続を開始しようとする土地を記載した申立書に、当該土地を表示する図面を添附して、これを当該土地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2　第十八条第四項の規定は、前項の規定による土地の表示について、第十九条第一項前段及び第二項の規定は、前項の規定による申立書の欠陥の補正について準用する。この場合において、同条第一項前段中「前条」とあるのは「第三十四条の二第一項」と、「事業認定申請書」とあるのは「申立書」と、「同条」とあるのは「同項」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「建設大臣又は都道府県知事は、事業認定申請書」とあるのは「都道府県知事は、申立書」と読み替えるものとする。

（手続開始の告示）

第三十四条の三　都道府県知事は、第三十四条の規定による申立てがあつたときは、遅滞なく、収用又は使用の手続が開始される旨及び第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所を、都道府県知事が定める方法で告示しなければならない。

（図面の縦覧）

第三十四条の四　都道府県知事は、第三十四条の規定による申立てがあつたときは、直ちに、当該土地が所在する市町村の長に対して、第三十四条の二第一項の図面を送付しなければならない。

2　市町村長は、前項の図面を受け取つたときは、直ちに、これを第二十六条の二第二項の図面とあわせて公衆の縦覧に供しなければならない。

3　第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町村長が第一項の図面を受け取つた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行なわない場合に準用する。

（手続開始の告示の効果）

第三十四条の五　収用又は使用の手続を保留した土地については、第三十四条の三の規定による手続開始の告示があつた時を第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた時とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、この章（第二十八条の二及び第二十九条第一項を除く。）、第九十二条第一項、第百条第二項、第百六条第一項、第百十六条第一項及び第百三十条第一項の規定については、この限りでない。

（事業の認定の失効）

第三十四条の六　起業者が、収用又は使用の手続を保留した土地について、第三十四条の期間内に同条の規定による申立てをしないときは、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向つて、その効力を失う。

第四章　収用又は使用の手続

第一節　調書の作成

第三十五条第一項及び第三十六条第一項中「第三十三条の規定による土地細目の公告」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」に改める。

第三十八条の次に次の節名を加える。

第二節　裁決手続の開始

第三十九条を次のように改める。

（収用又は使用の裁決の申請）

第三十九条　起業者は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

2　土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。）は、自己の権利に係る土地について、起業者に対し、前項の規定による申請をすべきことを請求することができる。ただし、一団の土地については、当該収用又は使用に因つて残地となるべき部分を除き、分割して請求することができない。

3　前項の規定による請求の手続に関して必要な事項は、建設省令で定める。

第四十条及び第四十一条を削る。

「第二節　収用委員会の裁決」を削る。

第四十二条第一項第二号ロ中「並びにその土地にある物件の種類及び数量」、「又は物件」及び「、物件の数量等」を削り、同号ニ中「関係人」を「土地に関して権利を有する関係人」に改め、同号ホ中「損失補償」を「土地又は土地に関する所有権以外

の権利に対する損失補償」に改め、同号ヘ中「収用又は使用の」を「権利を取得し、又は消滅させる」に改め、同項第三号中「及び物件調書又はこれらの」を「又はその」に改め、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削り、同条を第四十条とする。

2　前項第二号ニに掲げる事項に関して起業者が過失がなくて知ることができないものについては、同項の規定による申請書の添附書類に記載することを要しない。

第四十三条中「第四十二条」を「第四十条」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十四条第一項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項中「第四十二条第一項第二号イ」を「第四十条第一項第二号イ」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十五条第二項中「差押、仮差押又は」を削り、同条を第四十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

（裁決の申請の特例）

第四十四条　第三十六条の規定による土地調書の作成前に第三十九条第二項の規定による請求があつたときは、第四十条第一項の規定にかかわらず、同項第二号の書類については、同号イ、ハ及びヘに掲げる事項並びに登記簿に現われた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、同項第三号に掲げる書類は、添附することを要しない。

2　起業者は、前項の規定により添附書類の一部を省略して裁決を申請したときは、第三十六条の規定による土地調書の作成後、すみやかに、建設省令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による添附書類中省略された部分を補充しなければならない。この場合においては、その補充があつたときに、同条第一項の規定による裁決申請書及びその添附書類を収用委員会が受理したものとみなして、前二条の規定を適用する。

（裁決申請があつた旨の公告等）

第四十五条　前条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、収用委員会は、第四十一条において準用する第十九条第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、申請に係る土地が所在する市町村の長並びに添附書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があつた旨の通知をしなければならない。

2　市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、通知に係る土地について裁決の申請があつた旨を二週間公告しなければならない。

3　第四十二条第三項、第四項及び第六項の規定は、前項の規定による公告について準用する。この場合において、同条第四項中「書類を受け取つた」とあるのは、「通知を受けた」と読み替えるものとする。

（裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記の嘱託）

第四十五条の二　収用委員会は、第四十四条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、前条第二項に規定する公告期間を経過した後、これを省略しないで裁決の申請があつたときは、第四十二条第二項に規定する縦覧期間を経過した後、遅滞なく、建設省令で定めるところにより裁決手続の開始を決定してその旨を公告し、かつ、申請に係る土地を管轄する登記所に、その土地及びその土地に関する権利について、収用又は使用の裁決手続の開始の登記（以下単に「裁決手続開始の登記」という。）を嘱託しなければならない。

（裁決手続開始の登記の効果）

第四十五条の三　裁決手続開始の登記があつた後において、当該登記に係る権利を承継し、当該登記に係る権利について仮登記若しくは買戻しの特約の登記をし、又は当該登記に係る権利について差押え、仮差押えの執行若しくは仮処分の執行をした者は、当該承継、仮登記上の権利若しくは買戻権又は当該処分を起業者に対抗することができない。ただし、相続人その他の一般承継人及び当該裁決手続開始の登記前に登記された買戻権の行使又は当該裁決手続開始の登記前にされた差押え若しくは仮差押えの執行に係る国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分（その例による滞納処分を含むものとし、以下単に「滞納処分」という。）、強制執行若しくは競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売により権利を取得した者の当該権利の承継については、この限りでない。

2　裁決手続開始の登記前においては、土地が収用され、又は使用されることに因る損失の補償を請求する権利については、差押え、仮差押えの執行、譲渡又は質権の設定をすることができない。裁決手続開始の登記後においても、その登記に係る権利で、その登記前に差押え又は仮差押えの執行がされているもの（質権、抵当権その他の権利で、当該差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分、強制執行又は競売法による競売によつて消滅すべきものを含む。）に対する損失の補償を請求する権利につき、同様とする。

第四十六条第一項中「第四十四条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条第二項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に、「前条」を「第四十三条又は第八十七条ただし書」に改め、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節　補償金の支払請求

（補償金の支払請求）

第四十六条の二　土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。）は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後は、第四十八条第一項の規定による裁決前であつても、起業者に対し、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金（第七十六条第三項の規定によるものを除く。）の支払を請求することができる。第三十九条第二項ただし書及び第三項の規定は、この場合に準用する。

2　前項の規定による補償金の支払の請求は、第三十九条第二項の規定による請求とあわせてしなければならない。ただし、既に、起業者が同条第一項の規定による収用若しくは使用の裁決の申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が同条第二項の規定による請求をしているときは、この限りでない。

3　裁決手続開始の登記前から差押え又は仮差押えの執行がされている権利（当該差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分、強制執行又は競売法による競売によつて消滅すべき権利を含

む。）については、第一項の規定による補償金の支払の請求は、することができない。差押え又は仮差押えの執行前に同項の規定による補償金の支払の請求がされた権利について、差押え又は仮差押えの執行後に裁決手続開始の登記がされたときは、同項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

（残地収用等に係る補償金の支払請求）

第四十六条の三　第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による収用の請求を前提とする前条第一項の規定による補償金の支払の請求は、あらかじめ、第八十七条の規定によりその収用の請求に必要な手続をした場合に限ってすることができる。

（見積りによる補償金の支払）

第四十六条の四　起業者は、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求を受けたときは、建設省令で定めるところにより、二月以内に自己の見積りによる補償金を支払わなければならない。ただし、裁決手続開始の登記がされていないときは、その登記がされた日から一週間以内に支払えば足りる。

2　第九十五条第二項（第三号を除く。）及び第四項後段、第九十九条第一項及び第三項並びに第百四条の規定は、前項の規定によつて支払うべき補償金について準用する。この場合において、第九十五条第二項中「権利取得の時期」とあるのは「第四十六条の四第一項の規定による支払期限」と、第百四条中「が収用され、又は使用された」とあるのは「について第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求がされた」と、「その目的物の収用又は使用に因つて」とあるのは「第四十六条の四第一項の規定によつて」と読み替えるものとする。

3　起業者は、前項において準用する第百四条の規定により権利を行なうことができる者に対して、第一項の規定による補償金の支払前にあらかじめ、その支払をする旨を通知しなければならない。

4　第一項の規定による支払期限前に権利取得裁決の裁決書の正本が起業者に送達されたときは、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

第四節　裁決

第四十七条中「起業者の」を「収用又は使用の裁決の」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（収用又は使用の裁決）

第四十七条の二　収用委員会は、前条の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない。

2　収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。

3　明渡裁決は、起業者、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。

4　明渡裁決は、権利取得裁決とあわせて、又は権利取得裁決のあつた後に行なう。ただし、明渡裁決のため必要な審理を権利取得裁決前に行なうことを妨げない。

（明渡裁決の申立て等）

第四十七条の三　起業者は、明渡裁決の申立てをしようとするとき、又は土地所有者若しくは関係人から明渡裁決の申立てがあつたときは、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を収用委員会に提出しなければならない。

一　市町村別に次に掲げる事項を記載した書類

イ　土地の所在、地番及び地目

ロ　土地にある物件の種類及び数量（物件が分割されることになる場合においては、その全部の物件の数量を含む。）

ハ　土地所有者及び関係人の氏名及び住所

ニ　第四十条第一項第二号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内訳

ホ　土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

二　第三十六条の規定による物件調書又はその写し

2　第四十条第二項の規定は、前項第一号ハに掲げる事項の記載について準用する。

3　第三十七条の二に規定する場合においては、第一項第一号の書類に記載すべき事項のうちロに掲げる事項については、第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ることができる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその旨を附記しなければならない。

4　第一項第二号に掲げる書類については、既に作成したこれらの書類の内容が現況と著しく異なると認められるときは、新たにこれを作成して、従前の書類とともに提出しなければならない。

5　第十九条第一項前段の規定は、第一項に規定する書類の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第四十七条の三第一項から第四項まで」と、「事業認定申請書及びその添附書類」とあるのは「書類」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

6　第一項から前項までに定めるものの外、明渡裁決の申立ての手続に関して必要な事項は、建設省令で定める。

（書類の送付及び縦覧）

第四十七条の四　収用委員会は、前条第一項の書類を受理したときは、市町村別に当該市町村に関係がある部分の写しを当該市町村長に送付するとともに、その書類に記載されている土地所有者及び関係人に明渡裁決の申立てがあつた旨の通知をしなければならない。

2　第四十二条第二項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前項の規定により市町村長が送付を受けた書類の縦覧並びに土地所有者、関係人及び準関係人の意見書の提出について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第四十七条の三第一項」と、「第四十条第一項第二号イ」とあるのは「同項第一号イ」と読み替えるものとする。

第四十八条の見出しを「（権利取得裁決）」に改め、同条第一項を次のように改める。

権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

一　収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間

二　土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償

三　権利を取得し、又は消滅させる時期（以下「権利取得の時期」という。）

四　その他この法律に規定する事項

第四十八条第二項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第三項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に、「第四十五条若しくは第六十三条第二項」を「第四十三条、第六十三条第二項若しくは第八十七条ただし書」に改める。

第四十九条を次のように改める。

（明渡裁決）

第四十九条　明渡裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

一　前条第一項第二号に掲げるものを除くその他の損失の補償

二　土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限（以下「明渡しの期限」という。）

三　その他この法律に規定する事項

2　前条第三項から第五項までの規定は、前条第一号に掲げる事項について準用する。

第五十条第二項及び第三項中「第四十八条第一項各号」の下に「又は前条第一項各号」を加え、同条第五項中「第四十八条第一項の規定による収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に改める。

第五十二条第五項中「前項」を「第三項」に改める。

第六十三条第一項及び第三項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

第六十六条の見出し及び同条第一項中「及び決定」を削り、同条第二項中「及び決定」及び「及び決定書」を削り、同条第三項中「及び決定書」を削る。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条　削除

第七十一条から第七十三条までを次のように改める。

（土地等に対する補償金の額）

第七十一条　収用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業の認定の告示の時における相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額とする。この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。

第七十二条　前条の規定は、使用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額について準用する。この場合において、同条中「近傍類地の取引価格」とあるのは、「その土地及び近傍類地の地代及び借賃」と読み替えるものとする。

（その他の補償額算定の時期）

第七十三条　この節に別段の定めがある場合を除くの外、損失の補償は、明渡裁決の時の価格によつて算定してしなければならない。

第七十四条に次の一項を加える。

2　前項の規定による残地又は残地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額については、第七十一条及び第七十二条の例による。

第七十六条に次の一項を加える。

3　第一項の規定によつて収用の請求がされた土地に関する所有権以外の権利に対しては、第七十一条の規定にかかわらず、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した権利取得裁決の時における相当な価格をもつて補償しなければならない。

第八十条の次に次の一条を加える。

（原状回復の困難な使用の補償）

第八十条の二　土地を使用する場合において、使用の方法が土地の形質を変更し、当該土地を原状に復することを困難にするものであるときは、これによつて生ずる損失をも補償しなければならない。

2　前項の規定による土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額については、第七十一条の例による。

第八十一条第三項を次のように改める。

3　前項の規定による請求があつた権利については、起業者がその権利の使用の裁決の申請をしたものとみなして、第一項の規定に基づく請求に係る裁決とあわせて裁決するものとする。

第八十二条第一項中「質権及び抵当権を有する者」を「先取特権を有する者、質権者、抵当権者及び第八条第四項の規定により関係人に含まれる者」に改め、同条第二項中「認めるときは、」の下に「権利取得裁決において」を加える。

第八十三条第二項中「認めるときは、」の下に「権利取得裁決において」を加える。

第八十四条第二項及び第八十五条第二項中「認めるときは、」の下に「明渡裁決において」を加える。

第八十六条第一項中「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十一条、第七十二条、第七十四条、第八十条の二」に改め、同条第二項中「認めるときは、」の下に「権利取得裁決又は明渡裁決において」を加える。

第八十七条中「第七十六条」を「第七十六条第一項及び第二項、第七十七条」に、「第四十五条第一項」を「第四十三条第一項（第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第七十六条第一項及び第八十一条第一項の規定による請求は、第四十三条の縦覧期間前においても、その請求に係る意見書を収用委員会に提出することによつてすることができる。

第八十八条中「第七十二条から第七十五条まで」を「第七十一条、第七十二条、第七十四条、第七十五条」に、「及び第八十条」を「、第八十条及び第八十条の二」に改める。

第八十九条第一項中「第三十三条の規定による土地細目の公告」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」に改め、同条第三項中「第三十四条第一項」を「第二十八条の三第一項」に改める。

第六章第一節中第九十条の次に次の三条を加える。

（補償請求者に関する特例）

第九十条の二　第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた土地又は土地に関する所有権以外の権利については、第七十一条中「権利取得裁決の時」とあるのは、「第四十六条の四第一項の規定による支払期限」とする。

（差額及び加算金の裁決）

第九十条の三　第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合においては、収用委員会は、権利取得裁決において次の各号に掲げる事項について裁決しなければならない。

一　起業者が土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金として既に支払つた額を、その支払時期に応じて第七十一条に規定する政令で定める方法の例により算定した修正率によつて第四十六条の四第一項の規定による支払期限における価額に修正した額

二　前条の規定により読み替えられた第七十一条の規定によつて算定した補償金の額と前号の額とに過不足があるときは、起業者が支払うべき補償金の残額及びその権利者又は起業者が返還を受けることができる額及びその債務者

三　支払を遅滞した補償金に対する加算金

2　前項第三号に掲げる加算金の額は、第四十六条の四第一項の規定による支払を遅滞した金額について、その支払を遅滞した期間（裁決の時までに支払われなかつた金額については、裁決の時までの期間）につき、次の各号に定めるところにより算定した額とする。

一　遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割以上である期間　百円につき一日五銭

二　遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割未満一割以上である期間　百円につき一日三銭

三　遅滞額が前条の規定による補償金の額の一割未満である期間　百円につき一日一銭七厘

（過怠金の裁決）

第九十条の四　起業者が第三十九条第二項の規定による請求を受けた日から二週間以内に収用又は使用の裁決の申請をしなかつた場合においては、収用委員会は、権利取得裁決において、起業者が、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有する関係人に対し、それらの者が受けるべき補償金百円につき一日五銭の割合により裁決の申請を怠つた期間について算定した過怠金を支払うべき旨の裁決をしなければならない。

第九十二条第一項中「第三十三条の規定による土地細目の公告」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」に改め、「第二十九条」の下に「若しくは第三十四条の六」を加える。

第九十四条第六項中「及び第六十七条」を削り、「第四十八条第一項各号」の下に「又は前条第一項各号」を加え、「第四十八条第一項の規定による収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、「、第六十六条第一項及び第二項中「裁決及び決定」とあるのは「裁決」と、同条第二項及び第三項中「裁決書及び決定書」とあるのは「裁決書」と」を削る。

第九十五条の見出し中「補償」を「権利取得裁決に係る補償」に改め、同条第一項中「収用又は使用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」に、「第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決」に改め、「補償金」の下に「、加算金及び過怠金（以下「補償金等」という。）」を加え、「、第八十五条第二項の規定に基く物件の移転の代行」を削り、同条第二項中「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期」に、「補償金」を「補償金等」に、「補償金額」を「補償金等の額」に改め、同条第三項中「補償金」を「補償金等」に、「補償金額」を「補償金等の額」に改め、同条第四項中「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期」に、「補償金」を「補償金等」に改め、同項に後段として次のように加える。

裁決手続開始の登記前に仮登記又は買戻しの特約の登記がされた権利に係る補償金等についても、同様とする。

第九十五条第五項中「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期」に改め、同条第六項中「第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決」に改め、「又は第八十四条第二項の規定に基く工事の代行」を削る。

第九十八条及び第九十九条を削り、第九十七条第三項中「補償金」を「補償金等」に改め、同条を第九十九条とし、第九十六条中「第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「第九十七条及び第百条」を「第九十九条」に、「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期又は明渡しの期限」に改め、同条を第九十八条とし、第九十五条の次に次の二条を加える。

（差押え又は仮差押えがある場合の措置）

第九十六条　裁決手続開始の登記前にされた差押えに係る権利（先取特権、質権、抵当権その他当該差押えによる換価手続において消滅すべき権利を含むものとし、以下この条において、単に「差押えに係る権利」という。）について権利取得裁決又は明渡裁決があつたとき（明渡裁決にあつては、第七十八条又は第七十九条の規定による請求があつた場合に限る。）は、起業者は、前条の規定にかかわらず、権利取得の時期又は明渡しの期限までに、当該差押えに係る権利に対する補償金等を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。ただし、強制競売に係る競落許可決定が確定した後又は競売法による競売による競落代価の支払若しくは滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。

2　前項の規定により配当手続を実施すべき機関が払渡しを受けた金銭は、配当に関しては、強制執行による売却代金、競売法による競落代価又は滞納処分による売却代金（使用の裁決に係るときは、それらの一部）とみなし、収用の裁決に係る場合におけるその払渡しを受けた日は、強制執行又は競売法による競売に関しては、競落期日とみなす。

3　強制競売に係る競落許可決定後その確定前、競売法による競売に係る競落許可決定後競落代価の支払前又は滞納処分による売却決定後売却代金の支払前に第一項本文の規定による払渡しがあつたときは、競落許可決定又は売却決定は、その効力を失う。

4　起業者は、収用委員会の裁決した補償金等の額に対して不服があるときは、第一項の規定による払渡しをする際、自己の見積り金額を同項に規定する配当手続を実施すべき機関に通知しなければならない。

5　第一項及び前項の規定は、裁決手続開始の登記前にされた仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の払渡しに準用する。

6　起業者に第一項又は前項に規定する権利に対する補償金等の支払を命ずる判決が確定したときは、その補償金等の支払に関しては、第一項の規定による補償金等の例による。この場合において、起業者が補償金等を配当手続を実施すべき機関に払い渡したときは、補償金等の支払を命ずる判決に基づく給付をしたものとみな

す。

7　第一項又は第二項の規定による補償金等の裁判所への払渡し及びその払渡しがあつた場合における強制執行又は競売法による競売に関しては、最高裁判所規則で民事訴訟法及び競売法の特例その他必要な事項を、その補償金等の裁判所以外の配当手続を実施すべき機関への払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分に関しては、政令で国税徴収法の特例その他必要な事項を定めることができる。

（明渡裁決に係る補償の払渡し又は供託等）

第九十七条　起業者は、明渡裁決で定められた明渡しの期限までに、明渡裁決に係る補償金の払渡し、第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行又は第八十六条第二項の規定に基づく宅地の造成をしなければならない。

2　第九十五条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「権利取得の時期」とあるのは「明渡しの期限」と、同条第四項中「第四十八条第五項」とあるのは「第四十九条第二項」において準用する第四十八条第五項」と、「権利取得の時期」とあるのは「明渡しの期限」と、同条第六項中「権利取得裁決に係る第八十三条第二項の規定に基く耕地の造成」とあるのは「明渡裁決に係る第八十四条第二項の規定に基づく工事の代行」と読み替えるものとする。

第百条中「収用又は使用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」に、「第四十八条第一項の規定による裁決に係る補償金」を「権利取得裁決に係る補償金等」に改め、「、第八十五条第二項の規定に基く物件の移転の代行の提供」を削り、「第四十八条第一項の規定による収用委員会の裁決は、その効力を失う」を「権利取得裁決は、その効力を失い、裁決手続開始の決定は、取り消されたものとみなす」に改め、同条に次の一項を加える。

2　起業者が、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、明渡裁決に係る補償金の払渡し若しくは供託、第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行の提供、第八十六条第二項の規定に基づく宅地の造成の提供又は第八十四条第三項において準用する第八十三条第四項の規定に基づく金銭若しくは有価証券の供託をしないときは、明渡裁決は、その効力を失う。この場合において、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から四年を経過していないときは、その期間経過前に限り、なお明渡裁決の申立てをすることができるものとし、その期間を経過しているときは、裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとみなす。

第百一条第一項中「又は物件」を削り、「起業者は、収用の時期において」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、起業者は」に、「その他の権利は、消滅する」を「その他の権利並びに当該土地又は当該土地に関する所有権以外の権利に係る仮登記上の権利及び買戻権は消滅し、当該土地又は当該土地に関する所有権以外の権利に係る差押え、仮差押その執行及び仮処分の執行はその効力を失う」に改め、「第七十六条第二項」の下に「又は第八十一条第二項」を加え、同条第二項中「使用の時期において」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、裁決で定められたところにより」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項本文の規定は、第七十八条又は第七十九条の規定によつて物件を収用する場合に準用する。この場合において、同項中「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは、「明渡裁決において定められた明渡しの期限」と読み替えるものとする。

第百一条の次に次の一条を加える。

（占有の継続）

第百一条の二　前条第一項の規定により起業者が土地の所有権を取得した際、同項の規定により失つた権利に基づき当該土地を占有している者及びその承継人は、明渡裁決において定められる明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することができる。ただし、第二十八条の三及び第八十九条の規定の適用を妨げない。

第百二条を次のように改める。

（土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転）

第百二条　明渡裁決があつたときは、当該土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

第百二条の次に次の一条を加える。

（土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行）

第百二条の二　前条の場合において次の各号の一に該当するときは、市町村長は、起業者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わつて、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

一　土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその責めに帰することができない理由に因りその義務を履行することができないとき。

二　起業者が過失なくて土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確知することができないとき。

2　前条の場合において、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、起業者の請求により、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。物件を移転すべき者が明渡裁決に係る第八十五条第二項の規定に基づく移転の代行の提供の受領を拒んだときも、同様とする。

3　前項前段の場合において、都道府県知事は、義務者及び起業者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が起業者から受けるべき明渡裁決に係る補償金を義務者に代わつて受けることができる。

4　起業者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事に支払つた場合においては、この法律の適用については、起業者が都道府県知事に支払つた金額の限度において、起業者が土地所有者又は関係人に明渡裁決に係る補償金を支払つたものとみなす。

5　第二項後段の場合においては、物件の移転に要した費用は、行政代執行法第二条の規定にかかわらず、起業者から徴収するものとし、起業者がその費用を支払つたときは、起業者は、移転の代行による補償をしたものとみなす。

第百三条中「収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「収用し、又は使用すべき土地又は」を「収用し、若しくは使用すべき土地又は収用すべき」に改める。

第百四条（見出しを含む。）中「補償金」を「補償金等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（起業者が返還を受ける額に係る債務名義）

第百四条の二　第九十四条第十項から第十二項までの規定は、権利取得裁決中第九十条の三第一項第二号に掲げる起業者が返還を受けることができる額に関する部分について、第百三十三条の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。この場合において、第九十四条第十項中「第八項の規定によつてされた裁決」とあるのは、「第九十条の三第一項第二号の規定によつて起業者が返還を受けることができる額についてされた裁決」と読み替えるものとする。

第百五条第二項中「第七十三条後段」を「第八十条の二第一項」に改める。

第百六条第一項中「収用の時期から十五年以内」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内」に、「収用の時期から五年」を「事業の認定の告示の日から十年」に、「収用の時期に」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期に」に、「収用の時期から十五年の」を「事業の認定の告示の日から二十年の」に改め、同条第三項中「収用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」に改める。

第八章第一節を次のように改める。

第一節　削除

第百八条から第百十五条まで　削除

第百十六条第一項中「土地の全部」を「起業地の全部」に、「第四十条本文の規定による」を「権利を取得し、又は消滅させるための」に、「第三十三条の規定による土地細目の公告があつた日から一年以内」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日以後収用又は使用の裁決の申請前」に改め、同条第二項第三号中「権利の」の下に「種類及び」を加え、同項第四号中「時期」の下に「及び土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限」を加え、同項第五号を次のように改める。

五　対償

第百二十条中「及び決定」及び「及び決定書」を削る。

第百二十一条中「第四十八条第一項の規定による収用又は使用の裁決」を「同時に権利取得裁決と明渡裁決」に改める。

第百二十三条第一項中「第四十一条」を「第三十九条」に、「第四十八条第一項の規定による裁決」を「明渡裁決」に改め、同条第五項中「第四十八条第一項の規定による裁決があつたときは同条第一項第三号の時期」を「明渡裁決があつたときは当該明渡裁決において定められた明渡しの期限」に改める。

第百二十四条第一項中「許可を受け」の下に「、若しくは市町村長に通知し」を加え、「第七十一条」を「第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項」に改め、「第七十九条」の下に「、第八十条の二第二項」を、「価格」の下に「（土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償については、その土地及び近傍類地の地代及び借賃等を考慮して算定した使用の時期の価格）」を加える。

第百二十五条中「、第四号及び第五号」を「及び第四号」に、「一万円」を「二万円」に、「第六号」を「第五号」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「第四十一条」を「第三十九条第一項」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第百二十七条中「又はこの法律」の下に「（第九十六条第七項を除く。）」を加える。

第百二十八条第一項中「第九十九条第一項」を「第百二条の二第一項」に、「第九十八条」を「第百二条」に改め、同条第二項及び第三項中「第九十九条第三項」を「第百二条の二第三項」に改める。

第百三十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「損失の補償」の下に「（第九十条の三の規定による加算金及び第九十条の四の規定による過怠金を含む。以下第百三十三条において同じ。）」を加える。

第百三十五条第一項中「、調停の申立」を削る。

第百三十六条に次の一項を加える。

3　収用委員会は、審理の円滑な進行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、審理の期日に出席することができる代理人の数を制限することができる。

第百三十七条中「、予備委員及び調停委員の委員」を「及び予備委員」に改める。

第百三十八条第一項各号列記以外の部分中「第百二条、」を削り、同項第二号中「第七十三条」を「第七十二条」に、「第九十八条、第九十九条、第百一条」を「第百一条から第百二条の二まで」に改め、同条第二項第一号中「第三十四条第一項」を「第二十八条の三第一項」に改め、「、第四十条並びに第百十六条第一項第三号及び第四号中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」と」を削り、「起業者は、収用の時期において、当該土地又は物件」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、起業者は、当該土地」に、「収用の時期において、当該権利は」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、当該権利は」に、「使用の時期において、当該土地」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、当該土地」に、「使用の時期において、当該権利」を「権利取得裁決において定められたところにより、当該土地」に、「使用の時期において、当該権利」を「権利取得裁決において定められたところにより、当該権利」に、「読み替える」を「、第百十六条第一項並びに第二項第三号及び第四号中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」と読み替える」に改め、同項第二号及び第三号中「第三十四条」を「第二十八条の三」に改める。

第百三十九条第一項中「収用の時期において」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、裁決で定められたところにより」に、同条第二項中「収用の時期」を「明渡裁決において定められた明渡しの期限」に改める。

第十一章中第百四十条の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第百四十条の二　この法律に特に定めるものの外、この法律の実施のため必要な手続その他の事項については、政令で定める。

第百四十二条中「第三十四条第一項」を「第二十八条の三第一項」に改める。

第百四十三条第四号中「第九十八条」を「第百二条」に改める。

附　則

この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理　由

公共の利益となる事業の施行に伴う開発利益の帰属の適正化及び事業に必要な土地等の取得の円滑化を図るため、収用し、又は使用する土地に対する補償金の額を事業の認定の告示の時の近傍類地の取引価格等を基礎とした額とするとともに、土地等の収用又は使用の手続の促進について所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土地収用法の一部を改正する法律施行法案

右

国会に提出する。

昭和四十二年四月三日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

土地収用法の一部を改正する法律施行法

（土地収用法の一部を改正する法律の施行期日）

第一条　土地収用法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第　　号）は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（土地収用法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　土地収用法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際現に効力を有する改正前の土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（以下「旧法」という。）第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示は、改正後の土地収用法（以下「新法」という。）の適用については、この法律に別段の定めがある場合を除き、新法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示とみなす。

第三条　改正法の施行前に旧法第三十三条の規定による土地細目の公告があつた土地の収用又は使用に関しては、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年を経過する前に旧法第三十九条の例により土地細目の公告が効力を失つたときは、その失効後は、新法を適用する。

第四条　改正法の施行前に旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた土地の新法の規定による収用又は使用（以下「旧事業認定による収用等」という。）については、事業の認定後の収用又は使用の手続は、保留されているものとみなす。

第五条　起業者は、旧事業認定による収用等に関し新法第三十四条の規定により収用又は使用の手続を開始する旨を申し立てようとするときは、新法第三十四条の二第一項の規定による申立書に、新法第二十六条第一項及び第三十三条の規定によつて告示された事項の記載に代えて、旧法第二十六条第一項の規定によつて告示された事項及び土地収用法の一部を改正する法律施行法第四条の規定により収用又は使用の手続が保留された旨を記載しなければならない。

第六条　旧事業認定による収用等に関しては、新法第二十八条の三第一項中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」とあるのは、「当該都道府県の区域内の起業地についてはじめて第三十四条の三の規定による手続開始の告示」とする。

第七条　第五条の場合において、同条の申立てが当該起業地（起業地が二以上の都道府県の区域にわたるときは、各都道府県の区域内の起業地）についてはじめてするものであるときは、新法第三十四条の二第一項の規定による申立書には、収用又は使用の別を明らかにした当該都道府県の区域内の起業地をも記載し、かつ、その起業地を表示する図面を添附しなければならない。新法第十八条第四項の規定は、この場合における土地の表示について準用する。

2　都道府県知事は、前項に規定する申立てがあつた場合において、新法第三十四条の三の規定による手続開始の告示をするときは、あわせて、当該都道府県の区域内の起業地及びその起業地について新法第二十八条の三の規定の適用がある旨を告示しなければならない。

3　都道府県知事は、新法第三十四条の四第一項の規定により市町村長に図面を送付する際、第一項の図面をあわせて送付するものとする。

4　第一項の図面が前項の規定により市町村長に送付されたときは、その図面は、市町村長が新法第二十六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第八条　改正法の施行前にされた事業の認定の申請に対し、改正法の施行の際まだこれに関する処分がされていないときは、その事業の認定の手続については、なお従前の例による。

2　前四条の規定は、前項の規定により従前の例によつて事業の認定の告示をした場合に準用する。

3　第一項の規定により従前の例によつて事業の認定の告示をするときは、あわせて事業の認定後の収用又は使用の手続が保留される旨を告示しなければならない。

第九条　第二条から前条までの規定は、土地収用法第五条に掲げる権利若しくは同法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用する場合又は同法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。

第十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（不動産登記法の一部改正）

第十一条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第百七条第一項中「消滅シ」の下に「又ハ失効シ」を、「既登記ノ権利」の下に「、差押、仮差押及ビ仮処分」を、「其消滅」の下に「又ハ失効」を加え、同条第二項中「表示シタル権利」の下に「、差押、仮差押及ビ仮処分」を加え、同条に次の一項を加える。

前条第一項ノ登記ヲ為ストキハ登記官ハ職権ヲ以テ裁決手続開始ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律の規定により旧法の例によつて収用の裁決があつたときは、前条の規定によ

る改正後の不動産登記法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（都市計画法の一部改正）

第十三条　都市計画法（大正八年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

都市計画、都市計画事業及毎年度執行スベキ都市計画事業ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣之ヲ告示シ行政庁ヲシテ関係図書ヲ縦覧ニ供セシムベシ

第十九条中「第三条」を「第三条第一項」に、「事業ノ認定ト看做ス」を「事業ノ認定ト看做シ第三条第二項ノ規定ニ依ル都市計画事業ノ告示ヲ以テ同法第二十六条第一項ノ規定ニ依ル事業ノ認定ノ告示ト看做ス」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条　第十六条又ハ第十七条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第二十九条及第三十四条の六ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法第八条第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第一項、第四十六条の二第一項、第七十一条（之ヲ準用シ又ハ其ノ例ニ依ル場合ヲ含ム）及第八十九条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第一項ノ規定ニ依リ事業ノ認定ガ効力ヲ失フベキ事由ニ該当スル事由アルトキハ前条ノ規定ニ拘ラズ其ノ事由ノ生ジタル時ニ於テ同法第二十六条第一項ノ規定ニ依ル事業ノ認定ノ告示アリタルモノト看做ス

権利取得裁決アリタル後都市計画事業ヲ執行スベキ最終年度ヲ経過スルモ明渡裁決ノ申立ナキトキハ既ニ為サレタル裁決手続開始ノ決定及権利取得裁決ハ取消サレタルモノト看做ス

第二十五条を削り、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を削り、第二十二条を第二十四条とし、第二十一条を第二十三条とし、第二十条の次に次の二条を加える。

第二十一条　第十六条又ハ第十七条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第三十一条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ノ手続ノ保留ハ主務大臣之ヲ為ス但シ同法第三十四条ノ規定ニ依ル手続開始ノ申立ハ都市計画事業ヲ執行スル者之ヲ為スコトヲ要ス

主務大臣前項ノ規定ニ依リ収用又ハ使用ノ手続ヲ保留セムトスルトキハ土地収用法第三十三条ノ例ニ依リ第三条第二項ノ規定ニ依ル告示ノ際手続ノ保留ノ告示ヲ為スコトヲ要ス

第二十二条　前各条ニ定ムルモノノ外第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法ノ規定ノ適用ニ付テハ左ノ各号ニ定ムル所ニ依ル

一　土地収用法第三十四条及第百条第二項後段ニ定ムル期間ノ終期ハ都市計画事業ヲ執行スベキ最終年度ノ終了ノ時トス

二　土地収用法第三十四条の四第二項中「第二十六条の二第二項の図面」トアルハ之ヲ「都市計画法第三条第二項の図書中都市計画事業に係る図面」トス

三　土地収用法第八十九条第三項中「許可を受けたとき」トアルハ之ヲ「許可を受けたとき、その他政令で定める場合」トス

四　土地収用法第九十二条第一項中「第二十九条若しくは第三十四条の六の規定によつて事業の認定が失効し」トアルハ之ヲ「第三十九条第一項の規定による収用若しくは使用の裁決の申請の期限を徒過し」トス

（都市計画法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による都市計画法の一部改正に伴う経過措置については、この法律に定める土地収用法の一部改正に伴う経過措置の例による。この場合において、第三条ただし書中「旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは「都市計画事業を執行すべき最終年度」とし、第八条第一項中「事業の認定の申請」とあるのは「都市計画審議会への付議」と、「処分」とあるのは「議決」とする。

（測量法の一部改正）

第十五条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項を削る。

（測量法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　この法律の施行前に測量法第十四条第三項の規定による都道府県知事の公示があつたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（鉱業法の一部改正）

第十七条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第百六条第五項に次の一号を加える。

四　使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

第百六条に次の一項を加える。

6　通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、直ちに、関係都道府県知事を経由して、使用し、又は収用しようとする土地が所在する市町村の長にその旨を通知するとともに、その土地を表示する図面を送付しなければならない。

第百六条の次に次の一条を加える。

（使用又は収用の手続の保留）

第百六条の二　鉱業権者又は租鉱権者は、使用し、又は収用しようとする土地の全部又は一部について、前条第一項の許可後の使用又は収用の手続を保留することができる。

2　鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定によつて使用又は収用の手続を保留しようとするときは、省令で定める手続に従い、前条第一項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

3　通商産業局長は、前項の規定による申立てがあつたときは、前条第五項又は第六項の規定による公告又は通知の際、あわせて同条第一項の許可後の使用又は収用の手続が保留される旨及び手続が保留される土地の区域を公告し、又は通知しなければならない。

第百七条第二項中「前条」を「第百六条」に改め、「があつたもの」の下に「とみなし、第百六条第六項の規定による通知は同法第二十六条の二第一項の規定による通知と、第百六条第六項の規定により市町村長が送付を受けた図面は同法第二十六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面と、前条第三項の規定による公告は同法第三十三条の規定による告示」を加え、同条第三項中「前条」を「第百六条」に改める。

（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　この法律の施行前に鉱業法第百六条第一項の規定による許可の申請があつたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（採石法の一部改正）

第十九条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項に次の一号を加える。

四　使用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

第三十六条に次の一項を加える。

6　通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、直ちに、関係都道府県知事を経由して、使用しようとする土地が所在する市町村の長にその旨を通知するとともに、その土地を表示する図面を送付しなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（使用の手続の保留）

第三十六条の二　採石業者は、使用しようとする土地の全部又は一部について、前条第一項の許可後の使用の手続を保留することができる。

2　採石業者は、前項の規定によつて使用の手続を保留しようとするときは、省令で定める手続に従い、前条第一項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

3　通商産業局長は、前項の規定による申立てがあつたときは、前条第五項又は第六項の規定による公告又は通知の際、あわせて同条第一項の許可後の使用の手続が保留される旨及び手続が保留される土地の区域を公告し、又は通知しなければならない。

第三十七条第二項中「前条」を「第三十六条」に改め、「があつたもの」の下に「とみなし、第三十六条第六項の規定による通知は同法第二十六条の二第一項の規定による通知と、第三十六条第六項の規定により市町村長が送付を受けた図面は同法第二十六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面と、前条第三項の規定による公告は同法第三十三条の規定による告示」を加え、同条第三項中「前条」を「第三十六条」に改める。

（採石法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　この法律の施行前に採石法第三十六条第一項の規定による許可の申請があつたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（森林法の一部改正）

第二十一条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六十四条中「補償金」を「補償金等」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第百六条第一項中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内」とあるのは「収用の時期から十五年以内」と、「事業の認定の告示の日から十年」とあるのは「収用の時期から五年」と、「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と、「事業の認定の告示の日から二十年の」とあるのは「収用の時期から十五年の」と、「第七十六条第一項」とあるのは「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五十五条第一項後段」と、同条第三項中「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と読み替えるものとする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正）

第二十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び使用し、又は収用すべき土地等」を「、使用し、又は収用すべき土地等の所在並びに次項の規定による土地等の調書及び図面の縦覧場所」に改め、同条第二項中「公告するとともに」を「公告し、かつ」に、「通知しなければならない」を「通知するとともに、政令で定めるところにより、当該土地等の調書及び図面を、土地等の使用若しくは収用の認定が効力を失う日又はすべての土地等について必要な権利を取得する日まで公衆の縦覧に供しなければならない」に改める。

第九条第二項中「第八十一条第二項及び第三項」を「第四十六条の三、第八十一条第二項及び第三項並びに第八十七条ただし書」に改め、「第二号」及び「、「事業」とあるのは「建物の使用」と」を削る。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十四条第一項中「、「第七条第二項の規定による公告及び通知」を「土地収用法第三十三条の規定による土地細目の公告及び通知」と」を削り、「第三章、第三十一条から第三十三条まで」を「第十六条から第二十八条まで、第三十条、第三十条の二、第三章第二節」に、「第百二十五条第二号及び第四号から第六号まで」を「第百二十五条第二号、第四号及び第五号」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項但書に規定するものを除く外、同項」を「前項の規定による土地収用法」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第四条第一項の規定により使用認定申請書又は収用認定申請書が提出されたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（土地区画整理法の一部改正）

第二十四条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第七十九条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により施行地区内の土地を使用する場合においては、土地収用法第二十八条

の三及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「土地区画整理法第七十六条第一項」とする。

（土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　この法律の施行前に前条の規定による改正前の土地区画整理法第七十九条後段の規定により土地収用法第二十条の規定による事業の認定とみなされる事業計画の認可又は決定があつたときは、前条の規定による改正後の土地区画整理法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正）

第二十六条　核原料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条後段を次のように改める。

この場合において、同法第百六条第一項中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内」とあるのは「収用の時期から十五年以内」と、「事業の認定の告示の日から十年」とあるのは「収用の時期から五年」と、「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と、「事業の認定の告示の日から二十年の」とあるのは「収用の時期から十五年の」と、「第七十六条第一項」とあるのは「核原料物質開発促進臨時措置法第十八条第二項」と、同条第三項中「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と読み替えるものとする。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正）

第二十七条　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の四第一項中「施行すべき土地の区域内の土地」の下に「で、第十七条第一項の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。

第十七条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二条まで（同条第三号を除く。）」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第十四条第一項」とする。

4　前二項の規定は、前条の規定により工業団地造成事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　第十四条の規定は、前条の規定による首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置について準用する。

（住宅地区改良法の一部改正）

第二十九条　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の二項を加える。

2　前項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「住宅地区改良法第九条第一項」とする。

3　前項の規定は、改良地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

（公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正）

第三十条　公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二条まで（同条第三号を除く。）」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第十三条第一項」とする。

4　前二項の規定は、前条の規定により市街地改造事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（譲受け希望の申出と補償金の支払請求との調整）

第二十一条の二　土地収用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求に係る土地又は借地権については、譲受け希望の申出をすることができない。

2　譲受け希望の申出に係る土地又は借地権については、土地収用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求をすることができない。

第二十二条第一項中「前条」を「第二十一条」に改める。

第二十七条に次の一項を加える。

2　前項の規定により建築施設の部分の価額の概算額を定める場合における同項の近傍類似の土地の価額は、都市計画事業の決定の告示の時の価額とする。ただし、都市計画法第二十一条の規定により収用の手続が保留されたときは、土地収用法第三十四条の三の規定による手続開始の告示の時（手続開始の告示前に管理処分計画を定めるときは、当該管理処分計画を定める時）の価額とする。

第三十五条第一項中「収用による損失の補償の裁決」を「明渡裁決（建築物の対償について譲受け希望の申出をした者以外の者にあつては、権利取得裁決。以下次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「収用による損失の補償の裁決」を「明渡裁決」に、「収用の時期」を「明渡裁決において定められた明渡しの期限（建築物の対償について譲受け希望の申出をした者以外の者

にあつては、権利取得裁決において定められた権利取得の時期）」に改める。

第四十一条第五項中「次条」を「第四十二条」に改める。

第四十六条に次の一項を加える。

2　第二十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第六十四条中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。

（公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　第十四条の規定は、前条の規定による公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正に伴う経過措置について準用する。

2　この法律の施行前に公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第二十一条の規定による譲受け希望の申出をした者は、この法律の施行前にその土地、借地権又は建築物に関し、譲渡又は消滅に関する施行者との契約が成立した場合を除き、この法律の施行の日から三十日以内にその譲受け希望の申出を撤回することができる。ただし、この法律の施行前に旧法第三十三条の規定による土地細目の公告があつたときは、前項において準用する第十四条の規定によりその例によるものとされる第三条ただし書の規定により新法が適用されることとなつた日から三十日以内に限り、その撤回をすることができる。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第三十二条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条・第十三条」を「第十二条―第十八条」に、「第二節　土地細目の公告（第十三条）　第三節　裁決及び損失の補償（第十四条―第十六条）」を「第二節　裁決及び損失の補償（第十七条―第三十八条）」に、「第四節」を「第三節」に、「第五節」を「第四節」に改める。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三　収用又は使用の別を明らかにした起業地

第四条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項第三号及び第二項第二号に規定する起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならない。

第五条中「二万円」を「四万円」に改める。

第十条第一項中「及び起業地」を「、起業地及び土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

3　特定公共事業については、土地収用法第三章第二節の規定は、適用しない。

第十三条中「第二十九条」を「第二十九条第二項」に、「三年」を「四年」に、「一年」を「一年六月」に改める。

「第二節　土地細目の公告」及び「第三節　裁決及び損失の補償」を削り、第十四条から第十八条までを次のように改める。

第十四条から第十八条まで　削除

第十九条の前に次の節名を加える。

第二節　裁決及び損失の補償

第二十条第一項中「収用又は使用の裁決」を「明渡裁決」に改め、「第四十八条第一項各号」の下に「及び第四十九条第一項各号」を加え、「同項の規定による裁決」を「まだ権利取得裁決がされていないときは権利取得裁決及び明渡裁決を、すでに権利取得裁決がされているときは明渡裁決」に改め、同条第四項中「第四十四条第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

第二十一条第一項中「第四十八条第一項各号」の下に「及び第四十九条第一項各号」を、「仮補償金」の下に「（概算見積りによる同法第九十条の三第一項第三号に掲げる加算金及び同法第九十条の四の規定による過怠金を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十七条中「第九十九条第三項及び第四項」を「第九十六条第一項、第四項、第五項及び第七項、第九十七条」に改め、「第百条」の下に「、第百二条の二第三項及び第四項」を加え、「同法第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決に係る同法第九十五条第一項に規定する補償金等又は明渡裁決」に改める。

第二十八条中「第九十六条」を「第九十八条」に改める。

第二十九条第三項中「第九十八条」を「第百二条」に改める。

第三十条第二項中「同法第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に改める。

第三十一条を次のように改める。

（残地収用等の場合における補償金の額）

第三十一条　補償裁決において土地収用法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求を認める場合における損失の補償については、同法第七十一条、第七十六条第三項及び第九十条の二中「権利取得裁決」とあり、並びに同法第七十三条中「明渡裁決」とあるのは、「補償裁決」とする。

第三十二条の見出し中「土地収用法第百四条の規定による」を「仮補償金に対する」に改め、同条中「関係人は、」の下に「土地収用法第九十五条第四項後段の規定により仮補償金が供託された場合又は」を加え、「土地収用法」を「同法」に、「その権利を有する者」を「関係権利者」に改める。

第三十三条第一項中「補償金額」の下に「（土地収用法第九十条の三第一項第三号に掲げる加算金の額及び同法第九十条の四に規定する過怠金の額を含む。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「収用又は使用の時期」を「緊急裁決で定められた権利取得の時期又は明渡しの期限」に改め、同条に次の一項を加える。

3　土地収用法第九十五条第四項後段及び第九十六条の規定は、起業者が土地所有者又は関係人に支払うべき第一項の規定による清算金及びその清算金に対する前項の規定による利息についても、適用があるものとする。

「第四節　裁決の代行」を「第三節　裁決の代行」に改める。

第三十八条の二第一項中「第四十一条」を「第三十九条第一項」に改める。

第三十八条の六第一項中「及び第百条」を「、第九十六条及び第百三十六条第三項」に改める。

「第五節　土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業」を「第四節　土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業」に改める。

第三十九条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「第二十九条」を「第二十九条第二項」に、「三年」を「四年」に、「一年」を「一年六月」に改め、同条第四項中「第三十一条の規定による土地細目の公告の申請をしない」を「第三十九条第一項の規定による申請をせず、又はその告示があつた日から一年六月以内に同法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがない」に改め、同条第五項を削る。

第四十条を次のように改める。

第四十条　土地収用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法その他の法律の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業で、起業地の全部又は一部について収用又は使用の手続が保留されているものについて特定公

共事業の認定があつたときは、収用又は使用の手続が開始されるものとする。この場合においては、建設大臣は、第十条第一項の規定による告示の際、あわせて収用又は使用の手続が開始される旨を告示するとともに、その土地が所在する市町村の長に対して、その旨を通知しなければならない。

2　市町村長は、前項後段の規定による通知を受けたときは、直ちに、建設省令で定めるところにより、土地収用法第二十六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供している図面に、収用又は使用の手続が開始された旨を表示しなければならない。

第四十四条中「及び第百三十六条」を「並びに第百三十六条第一項及び第二項」に改める。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　前条の規定による公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置については、この法律に定める土地収用法の一部改正に伴う経過措置の例による。この場合において、第三条ただし書中「旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは「改正前の公共用地の取得に関する特別措置法第十条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とし、第四条中「保留されている」とあるのは「公共用地の取得に関する特別措置法第十二条第三項の規定にかかわらず、保留されている」とする。

2　前項の規定により第四条（第八条第二項及び第九条において準用する場合を含む。）の例による場合においては、新法第三十四条中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは、「改正前の公共用地の取得に関する特別措置法第十条第一項の規定又はその例による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とする。

（新住宅市街地開発法の一部改正）

第三十四条　新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「施行すべき土地の区域内の土地」の下に「で、第十九条第一項の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。

第十九条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二条まで（同条第三号を除く。）」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「新住宅市街地開発法第十三条第一項」とする。

4　前二項の規定は、前条の規定により施行地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

（新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条　第十四条の規定は、前条の規定による新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置について準用する。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正）

第三十六条　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「施行すべき土地の区域内の土地」の下に「で、第二十二条第一項の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。

第二十二条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二条まで（同条第三号を除く。）」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第十六条第一項」とする。

4　前二項の規定は、前条の規定により工業団地造成事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　第十四条の規定は、前条の規定による近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置について準用する。

附　則

この法律（第一条を除く。）は、改正法の施行の日から施行する。

理　由

土地収用法の一部を改正する法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（園田直君）　委員長の報告を求めます。建設委員長森下國雄君。

［報告書は本号(二)に掲載］

［森下國雄君登壇］

○森下國雄君　ただいま議題となりました土地収用法の一部を改正する法律案及び土地収用法の一部を改正する法律施行法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

土地収用法の一部を改正する法律案は、公共事業の施行に伴う開発利益の帰属の適正化及び土地等の取得の円滑化をはかるため、収用、使用する土地に関する補償額の算定時期を、原則として事業認定の告示のときとするとともに、手続の促進について所要の措置を講ずることを目的といたしましたもので、おもな内容は次のとおりであります。

第一に、補償額は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業認定の告示のときにおける相当な価格に、権利取得裁決のときまでの物価の変動に応ずる修正率を乗じた額とするものとしたことであります。

第二に、事業認定の申請及び告示にあたって、起業地の全部または一部について手続保留地を設けることができるものとし、起業者は手続保留地については、当該事業認定の告示後三年以内に収用手続を開始するものとし、補償額は手続開始の告示のときの価格によって算定するものとしたことであります。

第三に、土地所有者等の利益の保護をはかるため、事業認定等の告示があった後、土地所有者等はいつでも起業者に対し、補償金の支払いを請求することができるものとしたことであります。

第四に、収用裁決を権利取得裁決と明け渡し裁決とに分離し、権利取得裁決を原則として先決するものとしたことであります。

第五に、補償金の支払い請求制度を設けたことに伴い、事業認定において起業地を確定することとし、そのため不要となる土地細目の公告の手続は廃止するものとしたことであります。

第六に、事業認定は、認定の告示または収用手続開始の公告後一年以内に裁決申請をしなければ、将来に向かって失効するものとしたことであります。

以上が土地収用法の一部を改正する法律案の目的とおもな内容であります。

土地収用法の一部を改正する法律施行法案は、土地収用法の一部を改正する法律案を施行するために必要な経過措置並びに関係法律の規定を整備したものであります。

両案は、去る五月十日本委員会に付託され、自来慎重に審議を進めてまいったのでありますが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、六月三十日、両案に対する質疑を終了し、討論の申し出なく、直ちに採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、土地収用法の一部を改正する法律案に対しましては、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党の四党共同提案になる附帯決議を付することに決したのでありますが、これらの内容につきましては会議録で御承知願いたいと存じます。

右、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（園田直君）　両案につき討論の通告があります。これを許します。井上普方君。

〔井上普方君登壇〕

○井上普方君　私は、ただいま提案されました土地収用法の一部を改正する法律施行法案並びに土地収用法の一部を改正する法律案につき、日本社会党を代表して、反対の討論を行なわんとするものであります。（拍手）

まず、政府の土地政策について、根本的反省と再検討を求めるものであります。

今日、地価の値上がりの実態は、昭和三十年を一〇〇といたしますと、四十二年三月には平均八七五の指数を示し、さらに上昇を続けつつあるのであります。このことは消費者物価指数の騰貴と比較いたしましても異常な姿であり、物価上昇の基本的原因を構成しておるものといわなければならないと存ずるのであります。また、この地価の高騰は、庶民のささやかな願いであります住宅建設の夢を奪い去ったばかりでなく、公共投資の効率を著しく低下せしめ、東京都下における建設費のうち七五％以上が土地代であるという現状となり、国、地方自治体の予算を増大させ、国民の大部分は、重い税負担とインフレの二重苦に呻吟する状態に追い込まれたのであります。（拍手）

今日の地価の高騰を招いたおもな原因は、無責任なる高度成長政策の結果、民間資本が設備投資に狂奔した結果であることは、つとに指摘されるところでありますが、四十一年九月末の指数を見ましても、商業地、住宅地に比べ、工業地域の指数が三〇％も高い指数で示されていることで明らかであります。かてて加えて、土地が投機の対象となり、思惑買いや売り惜しみが横行し、土地ブローカーや私鉄資本、不動産会社等が開発利益を独占しつつ買い占めを行ない、地価はさらに高騰を続け、その上政府出先機関のてんでんばらばらなる用地取得が地価の上昇に拍車をかけておるのであります。（拍手）

総理は、施政方針演説の中で土地問題に言及し、土地価格の高騰は、住宅の安定をはじめ国民生活の健全な発展に大きな障害となっているので、土地収用法の改正案を今国会に提出するなど、土地問題と積極的に取り組むことを公約されたのであります。しかるに、今回提案されたものは、ただ単に公共用地取得を簡単、迅速ならしめるため収用法を手直ししたのみにすぎません。土地問題、地価問題解決のためには、ほとんどといってよいほど効力は少ないものであります。これをもって土地問題に積極的に取り組むなどとはおこがましき沙汰と申さなければならないと存ずるのであります。（拍手）

土地は、本来国民全体に与えられた天与の資源であるとの認識の上に立って、政府は、国土全体を合理的、効率的に活用するため、いわば土地基本法、国土開発法のごときものを制定し、国土全体の利用区分、利用計画を立て、これに基づく総合立法を立てて、開発利益を社会に還元させ、土地の有効利用を促進する施策こそ、まず取り組むべきであります。そうすることによって、野放しにされております地価の高騰、用地取得難、土地問題の混乱である土地の思惑買い、売り惜しみ、投機の対象となっていることを規制できるのであります。

安定した公共用地の取得は、大量の住宅用地を国民に提供することが可能になるのであります。このような根本的対策なくして、いたずらに片々たるゴネ得をなくするためと称し、安易に公権力を強化し、私権を圧迫するのは、本末転倒もはなはだしいと申さなければならないと存ずるのであります。（拍手）もちろん、ゴネ得の是正を私は否定するものではありません。しかし、ゴネ得の出現も、政府の土地政策の貧困と地価対策の皆無に根本的原因があり、政府の諸施策が国民に信頼されざるところにその源を発しておるのであります。

次に、今次政府原案は、収用する土地に関する補償額の算定の時期を事業認定の時としております。そうして、この点を最重要改正点といたしておるのであります。西村建設大臣は、土地は特殊な商品であると申されましたが、土地は、その地域一般に通ずる評価額があると同時に、その土地特有の事情、所有者の個人的評価もあり得るのであって、先祖代々受け継がれた土地の上で働き、生活してきた等の歴史的事情もあり、複雑微妙なものであります。したがって、こうした土地を公共用地として収用する際には、特殊事情を十分に参酌し、その生活補償を十分に行ない、生活権確保をできる限り講ずるあたたかい処置の必要であることは申すまでもありません。

補償額算定という重大な課題を事業認定のときと固定しています。しかし、さきに物価安定推進会議は、政府の出先機関の無統制な公共用地の取得が地価の高騰を来たすと、政府に警告していることは御承知のとおりでありますが、その中で、政府はろくな統計資料を持たないと、強く指摘いたしておるのであります。政府は、その基礎資料を十分に整備すべきで、政府みずからが公共用地の取得に対し客観的、公正な施策を確立しないで、認定の時期に補償額を固定することは、一見可能なようで不可能事に近いのでございます。しかも、先刻も申しましたように、公権力を強め、私権を圧迫して収用法の強化をはかり、被収用者に精神的圧迫を加えることは、私の賛成できないところであります。

収用法はいわゆる伝家の宝刀でございます。しかし、佐藤総理のごとき権力主義者の手にこれが渡ると、常に抜き放たれまして、伝家の宝刀は村正の妖刀となり、その被害は弱い被収用者の生活をも断つことになりかねません。まことに憂慮すべき事態であります。（拍手）

補償決定額は、本来被収用者の合意と信頼によって定めらるべきものであります。そのため、諸外国におきましても長期的な土地政策の確立を目ざして補償額がきめられ、たとえば総合的土地計画のもとで地価が安定したイタリアでは、計画時二年前の地価に押えているのであります。イギリスでも開発利益について土地増価税の対象とされているのであります。このように、地価対策が総合的かつ長期的な計画のもとで安定したときに初めて事業認定時の価格が客観性を有してくるのでありまして、わが国の現状のもとでは、いたずらに私権軽視となるのみであって、私の賛成できないところであります。

現在の土地収用委員会は弱体であります。この改正案で、今後収用委員会に持ち込まれる件数の増加が予想されます。現収用委員会は独立した事務局も持たず、第三者機関としての権能を発揮で

きる状況にありません。本来の機能を発揮できる機関としなければ国民の信頼を失い、公共用地の取得はさらに困難となり、国民の過酷な犠牲の上に行なわれることに相なるのであります。しかも、起業者保護、私権軽視の傾向は、本法施行法の随所に見られるところでありまして、憲法にも抵触しかねないところであります。

最後に、日米安保条約に基づく土地収用の特別処置を本施行法に入れていることであります。土地収用法の目的は、国民の私権を尊重しつつ、公共の福祉の増進を同時に実現しようとする憲法の精神にのっとったものでなければなりません。過去激しく争われました軍事基地反対は、日本の平和と安全を守るという公共性を確立しようとするもので、そのために土地は平和的な産業にとって最も有効に活用されなければならないという主張に裏づけられておったのであります。（拍手）今回の改正は、土地収用法の一般的な平和利用にもぐり込んで、重要な目的をごまかそうとするものであります。

さらに、軍事基地拡張が、過去最も過酷な権力弾圧によって達成されたことを考えてみますときに、今後の運用はさらに権力強化によって容易に収用されることは必然だと思われるのであります。米軍軍事基地が公共の福祉の増進を来たすものとはまさにナンセンスであり、その周辺は公害を生じ、かつまた一朝有事の際にはまっ先に被害をこうむり、生命の危険にさらされるのであります。憲法の精神、収用法の精神に反するものといわなければならないと存ずるのであります。（拍手）これまでの安保条約に基づく規定を、今回の収用法改正案の施行法に盛り込むことは、法の目的に反し、国民感情の許すところではございません。いわばこれまでの私生子を公に認知しろというようなものであって、断じて容認することができないのであります。（拍手）

以上、政府の基本姿勢に対し強く反省を求むるとともに反対の理由を申し上げまして、討論を終わります。（拍手）

○副議長（園田直君）　これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（園田直君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案

（内閣提出）

○副議長（園田直君）　日程第七、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案を議題といたします。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案

右国会に提出する。

昭和四十二年五月十七日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸のひん繁な実施により生ずる損失の補償その他必要な措置について定めることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定飛行場」とは、運輸大臣が設置する公共用飛行場であつて、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸のひん繁な実施により生ずる騒音等による障害が著しいと認めて政令で指定するもの及び新東京国際空港をいう。

（航行の方法の指定）

第三条　運輸大臣は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要があると認めるときは、航空交通の安全を阻害しない限度において、当該飛行場において航空機が離陸し、又は着陸することができる経路又は時間その他当該飛行場及びその周辺における航空機の航行の方法を告示で指定することができる。

2　運輸大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る公共用飛行場の周辺地域を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。

3　航空機は、第一項の規定による指定があつたときは、航行の安全を確保するためやむを得ないと認められる場合その他運輸省令で定める場合を除き、これに従わなければならない。

（特定飛行場の設置者及び使用者の責務）

第四条　特定飛行場の設置者はこの法律の規定による措置、航空機の騒音により生ずる障害の防止に必要な施設の整備等を行なうことにより、航空機の離陸又は着陸のため特定飛行場を使用する者は航空機の航行の方法の改善、特定飛行場の設置者が行なう措置に要する費用の負担等を行なうことにより、ともに特定飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に努めなければならない。

（騒音防止工事の助成）

第五条　特定飛行場の設置者は、地方公共団体その他の者が当該飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次の施設について必要な工事を行なうときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定する病院

三　前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

（共同利用施設の助成）

第六条　特定飛行場の設置者は、当該飛行場の周辺地域をその区域とする市（特別区を含む。以下同じ。）町村で航空機の騒音によりその周辺地域の住民の生活が著しく阻害されていると認められるものが、その障害の緩和に資するため、学習、集会等の用に供するための施設その他の一般住民の生活に必要な共同利用施設で政令で定めるものの整備について必要な措置をとるときは、当該市町村に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

（資金の融通等）

第七条　国は、第五条の工事を行なう者又は前条の措置をとる市町村に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

（国の普通財産の譲渡等）

第八条　国は、第五条の工事又は第六条の措置に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

（移転の補償等）

第九条　運輸大臣は、特定飛行場の周辺における住民のこうむる障害の軽減に資するため、当該飛行場の周辺の一定の区域を、政令で定めるところにより、指定することができる。

2　特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、前項の指定の際現にその指定に係る区域（以下「指定区域」という。）に所在する建物、

立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を指定区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

3　特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、指定区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

（損失の補償）

第十条　特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸のひん繁な実施により、従来適法に農業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、その損失を補償する。

2　前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

（損失補償の申請）

第十一条　前条の規定による損失の補償（新東京国際空港に係るものを除く。）を受けようとする者は、運輸省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを運輸大臣に送付しなければならない。

3　運輸大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償金の額を決定し、遅滞なく、これを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

（異議の申出）

第十二条　前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、運輸省令で定める手続に従い、運輸大臣に対して異議を申し出ることができる。

2　運輸大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日の翌日から起算して三十日以内にあらためて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償金の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

（補償金の交付）

第十三条　政府は、前条第一項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日の翌日から起算して三十日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日の翌日から起算して三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

（増額請求の訴え）

第十四条　第十二条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

2　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（争訟の方式）

第十五条　第十一条第三項の規定による決定に不服がある者は、第十二条第一項及び前条第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

（新東京国際空港に係る損失補償の手続等）

第十六条　新東京国際空港に係る第十条の規定による損失の補償については、当事者間の協議により定める。協議がととのわないとき、又は協議することができないときは、当事者は、運輸大臣の裁定を申請することができる。

2　運輸大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

3　運輸大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

4　損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

第十七条　前条第一項の裁定のうち補償金の額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

2　前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

3　前条第一項の裁定についての異議申立てにおいては、補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

4　前条第一項の裁定のうち補償金の額について不服がある者は、第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

（罰則）

第十八条　航空機乗組員が第三条第三項の規定に違反して、航空機を運航したときは、一万円以下の罰金に処する。

2　機長以外の航空機乗組員が前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、機長に対して、同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正）

2　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本国内にある国際連合の軍隊」の下に「（以下「アメリカ合衆国軍隊等」と総称する。）」を加える。

本則に次の一条を加える。

（アメリカ合衆国軍隊等及び自衛隊の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用）

第七条　第一条第一項の規定の適用については、アメリカ合衆国軍隊等及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の航空機以外の航空機の離陸及び着陸であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第五条の規定によりアメリカ合衆国軍隊等が使用する飛行場を使用して行なわれるものは、アメリカ合衆国軍隊等の航空機の離陸及び着陸とみなす。

（新東京国際空港公団法の一部改正）

3　新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（補助金等）

第三十四条の二　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、公団の補助金等及び間接補助金等に関し準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「新東京国際空港公団」と、「各省各庁の長」とあるのは「新東京国際空港公団の総裁」と、第二条、第七条及び第十九条中「国」とあるのは「新東京国際空港公団」と読み替えるものとする。

（防衛施設周辺の整備等に関する法律の一部改正）

4　防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和四

十一年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　損失の補償（第九条―第十四条）」を「第三章　損失の補償（第九条―第十四条）第四章　雑則（第十五条）」に改める。

第五条第一項中「使用する飛行場」の下に「（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第　号）第二条に規定する特定飛行場を除く。）」を加える。

本則に次の一章を加える。

第四章　雑則

（自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用）

第十五条　第三条第二項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行なわれるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第九条第一項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行なわれるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

理　由

公共用飛行場の周辺地域の住民の生活の実情等にかんがみ、その生活の安定及び福祉の向上に寄与するため、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸のひん繁な実施により生ずる損失の補償その他所要の措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（園田直君）　委員長の報告を求めます。運輸委員会理事進藤一馬君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔進藤一馬君登壇〕

○進藤一馬君　ただいま議題となりました公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近におけるわが国の航空の発展はまことにめざましく、国際的にも国内的にも、航空機はもはや国民経済の伸展に欠くことのできない存在となるに至りました。特に、航空技術の発達による航空機のジェット化、大型化に伴い、空港周辺における騒音は住民の日常生活への影響が大きな問題となり、政府としては従来から東京、大阪両空港におけるジェット機の深夜の発着の禁止等の行政措置は講じてまいりましたが、さらに、立法措置により関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するために、航空審議会の答申をも尊重し、航空機騒音障害防止対策を積極的に推進しようとするもので、そのおもな内容を申し述べますと、

まず第一は、運輸大臣は、公共用飛行場周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止または軽減するため、航空機の離着陸の経路、時間、その他の航行の方法を航空交通の安全を阻害しない限度において規制すること。

第二は、運輸大臣の設置する特定飛行場及び新東京国際空港については、その設置者は、学校、病院または学習のための共同利用施設の騒音防止工事に対しては、補助金を交付し、一定区域内における建物等の移転または農業等の事業経営上生じた損失を補償するとともに、土地の買い入れもできることとした。

第三は、航行の方法の指定の規制に違反したときの罰則、損失の補償にあたっての争訟手続等所要の規定を設けたことであります。

本案は、去る五月十九日本委員会に付託され、次いで、五月二十六日政府より提案理由の説明を聴取し、六月二十三日、二十七日、二十八日及び三十日質疑を行ない、その間、産業公害対策特別委員会との連合審査を行なう等、慎重に審議をいたしましたが、その内容は会議録によって御承知願います。

かくて、三十日、質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、本案は全会一致をもって政府原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、政府は、特定飛行場周辺の市町村財政等の実情にかんがみ、騒音防止工事の施行により必要となる空気調節装置及び騒音以外の公害に対しても、実態に合致するよう努力すべき旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（園田直君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（園田直君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長（園田直君）　本日は、これにて散会いたします。

午後四時十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣　佐藤　榮作君
大蔵大臣　水田三喜男君
農林大臣　倉石　忠雄君
通商産業大臣　菅野和太郎君
運輸大臣　大橋　武夫君
建設大臣　西村　英一君
国務大臣　増田甲子七君

出席政府委員

内閣法制局第二部長　田中　康民君
防衛施設庁長官　小幡　久男君
防衛施設庁施設部長　鐘江　士郎君
外務政務次官　田中　榮一君

○朗読を省略した議長の報告

（法律公布奏上及び通知）

一、去る六月二十九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律

（通知書受領）

一、去る六月三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

法務省設置法の一部を改正する法律

（理事補欠選任）

一、去る六月二十九日、逓信委員会において、左の通り理事を補欠選任した。

理事　小澤貞孝君（理事佐々木良作君去る六

月二十八日委員辞任につきその補欠）

一、去る六月三十日、法務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事　加藤勘十君（理事松前重義君去る六月三十日理事辞任につきその補欠）

（常任委員辞任）

一、去る六月二十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　桂木　鉄夫君　中尾　栄一君
塩川正十郎君　山下　元利君
地方行政委員　太田　一夫君　下平　正一君
法務委員　神近　市子君　下平　正一君
太田　一夫君　中谷　鉄也君
外務委員　川上　貫一君
文教委員　竹下　登君　桂木　鉄夫君
社会労働委員　中山　マサ君　丹羽　久章君
農林水産委員　伊賀　定盛君　芳賀　貢君
商工委員　中谷　鉄也君　神近　市子君
運輸委員　長谷川　峻君
予算委員　芳賀　貢君　谷口善太郎君
伊賀　定盛君
決算委員　阿部　喜元君　丹羽　久章君
中山　マサ君

一、去る六月三十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　中尾　栄一君　橋口　隆君
吉田　之久君　永末　英一君
法務委員　山下　元利君　神近　市子君
下平　正一君　猪俣　浩三君
中谷　鉄也君
外務委員　猪俣　浩三君　下平　正一君
社会労働委員　河野　洋平君　三ッ林弥太郎君
後藤　俊男君　岡本　茂君
櫻内　義雄君　米田　東吾君
農林水産委員　島口重次郎君　渡辺　惣蔵君
商工委員　岡本　茂君　櫻内　義雄君
田中　六助君　橋口　隆君
武藤　嘉文君　中谷　鉄也君
藏内　修治君　河野　洋平君
古屋　亨君　三ッ林弥太郎君
神近　市子君
運輸委員　大竹　太郎君　米田　東吾君
砂田　重民君　後藤　俊男君
建設委員　吉川　久衛君　渡辺　惣蔵君
葉梨　信行君　山口　鶴男君

一、昨三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員　坂村　吉正君
農林水産委員　中尾　栄一君

（常任委員補欠選任）

一、去る六月二十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　塩川正十郎君　山下　元利君
桂木　鉄夫君　中尾　栄一君
地方行政委員　下平　正一君　太田　一夫君
法務委員　中谷　鉄也君　太田　一夫君
下平　正一君　神近　市子君
外務委員　谷口善太郎君
文教委員　桂木　鉄夫君　竹下　登君
社会労働委員　丹羽　久章君　中山　マサ君
農林水産委員　芳賀　貢君　伊賀　定盛君
商工委員　神近　市子君　中谷　鉄也君
運輸委員　砂田　重民君　阿部　喜元君
予算委員　伊賀　定盛君　川上　貫一君
芳賀　貢君
決算委員　長谷川　峻君　中山　マサ君
丹羽　久章君

一、去る六月三十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　赤城　宗徳君　山下　元利君
永末　英一君　吉田　之久君
法務委員　橋口　隆君　中谷　鉄也君
猪俣　浩三君　下平　正一君
神近　市子君
外務委員　下平　正一君　猪俣　浩三君
社会労働委員　岡本　茂君　櫻内　義雄君
米田　東吾君　河野　洋平君
三ッ林弥太郎君　後藤　俊男君
農林水産委員　渡辺　惣蔵君　島口重次郎君
商工委員

河野　洋平君　藏内　修治君
三ッ林弥太郎君　小宮山重四郎君
古屋　亨君　神近　市子君
櫻内　義雄君　岡本　茂君
武藤　嘉文君　田中　六助君
中谷　鉄也君

運輸委員

砂田　重民君　後藤　俊男君
大竹　太郎君　米田　東吾君

建設委員

葉梨　信行君　山口　鶴男君
吉川　久衛君　渡辺　惣蔵君

一、昨三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員　中尾　栄一君
農林水産委員　坂村　吉正君

（特別委員辞任）

一、去る六月三十日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員　羽田武嗣郎君
公職選挙法改正に関する調査特別委員
灘尾　弘吉君　長谷川四郎君
矢尾喜三郎君　稲葉　修君
藤尾　正行君

（特別委員補欠選任）

一、去る六月三十日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員　山口　敏夫君
公職選挙法改正に関する調査特別委員
稲葉　修君　藤尾　正行君
西宮　弘君　灘尾　弘吉君
長谷川四郎君

（議案提出）

一、去る六月三十日、議員から提出した議案は次の通りである。

生活保護法の一部を改正する法律案（八木一男君外十一名提出）

一、去る六月三十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律案

（議案受領）

一、去る六月三十日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案
一、去る六月三十日、参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る六月二十九日、委員会に付託された議案は次の通りである。

最低賃金法案（多賀谷眞稔君外十二名提出、衆法第五号）
家内労働法案（多賀谷眞稔君外十二名提出、衆法第六号）
最低賃金法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三六号）
以上三件　社会労働委員会　付託
外貿埠頭公団法案（内閣提出第一〇三号）
運輸委員会　付託
一、去る六月三十日、委員会に付託された議案は次の通りである。
雇用促進事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出第九三号）（参議院送付）
社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二九号）（参議院送付）
以上二件　社会労働委員会　付託
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一二五号）（参議院送付）
公職選挙法改正に関する調査特別委員会　付託
一、去る一日、委員会に付託された議案は次の通りである。
生活保護法の一部を改正する法律案（八木一男君外十一名提出、衆法第三六号）
社会労働委員会　付託

（議案送付）

一、去る六月二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

許可、認可等の整理に関する法律案

一、去る六月二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

家内労働法案（多賀谷眞稔君外十二名提出）
一、去る一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
生活保護法の一部を改正する法律案（八木一男君外十一名提出）

（議案通知）

一、去る六月二十九日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律案

（議案通知書受領）

一、去る六月三十日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案

衆議院会議録第三十一号中正誤

ページ	段	行	誤	正
八二六	二	一六	生産費と	生産費に
八三〇	三	二	遂次	逐次
八三三	三	末	沿てっ	沿って
八三五	三	一	設置は	設備は
八三七	三	末六	為スベシ	為スベシ」

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和四十二年七月四日

○第五十五回国会　衆議院会議録　第三十二号（二）

〔本号(一)参照〕

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第百号）の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

昭和四十二年五月二十日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第百号）の締結について承認を求めるの件

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第百号）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理　由

千九百五十一年六月二十九日に国際労働機関の総会で採択された同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第百号）の締結について、男女労働者に対して性別による差別なしに報酬を定めるという原則に関して規定したものであり、その趣旨は、望ましいものと認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第百号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百五十一年六月六日にその第三十四回会期として会合し、

この会期の議事日程の第七議題である同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬の原則に関する提案の採択を決定し、

この提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、

次の条約（引用に際しては、千九百五十一年の同一報酬条約と称することができる。）を千九百五十一年六月二十九日に採択する。

第一条

この条約の適用上、

(a) 「報酬」とは、通常の、基本の又は最低の賃金又は給料及び使用者が労働者に対してその雇用を理由として現金又は現物により直接又は間接に支払うすべての追加的給与をいう。

(b) 「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬」とは、性別による差別なしに定められる報酬率をいう。

第二条

1 各加盟国は、報酬率を決定するため行なわれている方法に適した手段によつて、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬の原則のすべての労働者への適用を促進し、及び前記の方法と両立する限り確保しなければならない。

2 この原則は、次のいずれによつても適用することができる。

(a) 国内法令

(b) 法令によつて設けられ又は認められた賃金決定制度

(c) 使用者と労働者との間の労働協約

(d) これらの各種の手段の組合せ

第三条

1 行なうべき労働を基礎とする職務の客観的な評価を促進する措置がこの条約の規定の実施に役だつ場合には、その措置を執るものとする。

2 この評価のために採用する方法は、報酬率の決定について責任を負う機関又は、報酬率が労働協約によつて決定される場合には、その当事者が決定することができる。

3 行なうべき労働における前記の客観的な評価から生ずる差異に性別と関係なく対応する報酬率の差異は、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬の原則に反するものと認めてはならない。

第四条

各加盟国は、この条約の規定を実施するため、関係のある使用者団体及び労働者団体と適宜協力するものとする。

第五条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

第六条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長により登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第七条

1 国際労働機関憲章第三十五条2の規定に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、次の事

項を示さなければならない。

(a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えずに適用することを約束する地域

(b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目

(c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由

(d) 当該加盟国がさらに事情を検討する間決定を留保する地域

2 1(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、かつ、批准と同一の効力を有する。

3. いずれの加盟国も、1(b)、(c)又は(d)の規定に基づきその最初の宣言において行なつた留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。

4 いずれの加盟国も、第九条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、指定する地域に関する現況を述べる宣言を事務局長に通知することができる。

第八条

1 国際労働機関憲章三十五条4又は5の規定に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でこの条約の規定を変更を加えることなく適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この条約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。

2 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の宣言において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができる。

3 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、第九条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、この条約の適用についての現況を述べる宣言を事務局長に通知することができる。

第九条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間の満了の後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、それが登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1に掲げる十年の期間の満了の後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに十年間拘束を受けるものとし、その後は、この条に定める条件に基づいて、十年の期間が満了するごとにこの条約を廃棄することができる。

第十条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告しなければならない。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第十一条

国際労働事務局長は、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄の完全な明細を国際連合憲章第百二条の規定による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第十二条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならず、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討しなければならない。

第十三条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正条約の批准は、改正条約の効力発生を条件として、第九条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、この条約を批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十四条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百五十一年六月二十九日に閉会を宣言されたその第三十四回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、われわれは、千九百五十一年八月二日に署名した。

総会議長
ラパール

国際労働事務局長
デイヴィッド・A・モース

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

昭和四十二年六月二日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理　由

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書は、わが国の譲許表に掲げる物品の分類を現行の関税定率法別表の物品の分類にあわせるため同譲許表を訂正することをその内容とするものであつて、この訂正を行なうことは、わが国にとつて必要であると認められる。よつて、この確認書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書

一般協定第三十条に定める手続に基づく訂正及び修正に関する議定書の批准が著しく遅延していること並びに千九百五十五年三月十日の一般協定第一部、第二十九条及び第三十条の規定を改正する議定書Dによつて第三十条の規定に追加されることとなつている新たな3（以下「第三十条3」という。）の規定がまだ効力を生じていないことを考慮し、

締約国団が、その第十五回総会において、訂正及び修正に関する議定書を作成する慣行を終止することの提案を承認し、並びに、第三十条3に規定する訂正及び修正ですでに訂正及び修正に関する議定書に含まれているものを、第三十条3の規定の効力発生前に、その規定の効力発生の時においてその規定に基づく確認書となる文書の中に収録することの提案を承認したことを考慮して、

締約国団は、

1　この確認書に附属する一般協定の譲許表及びスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の譲許表の改正が、全く形式的性質の訂正又は第二条6（千九百五十五年三月十日の前記の議定書Cに定める改正が効力を生じた後は第三条）、第十八条、第二十四条、第二十七条若しくは第二十八条の規定に基づいて執られた措置の結果として生じた修正を記録するものであること並びに第三十条3ただし書に規定する手続が、前記の譲許表の改正について執られたことを確認する。

2　一般協定第二条中同協定の日付に言及する場合において、第十三表（ニュー・ジーランドの譲許表）、第三十八表（日本国の譲許表）、第四十二表（イスラエルの譲許表）、第五十四表（ローデシアの譲許表）及び第五十六表（ルワンダの譲許表）に含まれるいずれの譲許に関しても、その日付を、当該譲許を最初に一般協定の譲許表又はスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の譲許表に編入した文書の日付と読み替えて適用することに同意する。

3　この決定が、第三十条3の規定の効力発生の日に、第三十条3の規定に基づく同日付けの締約国団の確認書となるものであることを決定する。

4　締約国団の事務局長は、すみやかに、一般協定の各締約国及び一般協定に暫定的に加入し、又は一般協定の締約国との間の関係に関する宣言に署名した各政府に対してこの決定の認証謄本を送付するものとする。事務局長は、また、すみやかに、これらの政府に対し、この決定が第三十条3の規定に基づく確認書となる日付を通告するものとする。

（附属書）

総合譲許表

第三十八表　日本国の譲許表

次の譲許表は、千九百六十三年一月十五日の訂正及び修正に関する確認書、千九百六十二年四月六日のイスラエルの加入に関する議定書、千九百六十二年七月十六日の千九百六十年及び千九百六十一年の関税会議の結果を収録する議定書及び千九百六十三年一月二十八日の譲許の追加に関する第十議定書（日本国及びニュー・ジーランド）に基づいて一般協定に附属した日本国の譲許表並びにスイス連邦の暫定的加入に関する宣言に附属すべき譲許表に関する千九百五十九年十一月十三日の調書によつて同宣言に附属した日本国の譲許表に代わる。

第三十八表　日本国の譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部　最恵国関税率表

関税率表番号	品名	税率
〇二・〇一のうち	肉及び食用のくず肉（第〇一・〇一号、第〇一・〇二号、第〇一・〇三号又は第〇一・〇四号に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。） 三　その他のもののうち 羊の肉及びくず肉	一〇％
〇三・〇三のうち	甲殻類及び軟体動物（殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。）並びに単に水煮した殻付きの甲殻類 一　えび (一)　生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもののうち 生鮮、冷蔵又は冷凍のもの	五％
〇四・〇二のうち	ミルク及びクリーム（貯蔵に適する処理をし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものに限る。） 一　濃縮乳及び練乳のうち 脱脂したもの（砂糖を加えてないものに限る。） 脱脂してないもの 二　粉乳（塊状にし又は成型したものを含む。） (一)　脱脂したもののうち 砂糖を加えてないもの	二五％ 三〇％ 四五％
〇四・〇六 〇五・〇九のうち	注　小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは保育所の児童の給食の用に供するものについては、その関税を免除する。 日本国は、関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の規定に基づいて昭和二十八年政令第百五十一号で定めている関税の免除の取扱いのための手続を変更する権利を留保する。ただし、実質的に譲許の効果をなくし又はそこなうような変更は、行なわない。 (二)　その他のもの 天然はちみつ 角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず並びにホエールボーン及びこれに類す	四〇％ 三〇％

る物品（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの毛及びくず		
ひづめ	○五・一三	無税
海綿		
課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円以上のもの		
その他のもの		
動物性生産品（他の号に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物の生きていないもので食用に適しないもの		
五　その他のもののうち		
血（乾燥したものに限る。）	○五・一五のうち	無税
乾燥した豆（さやのないもので、皮を除いてあるか、又は割つてあるかどうかを問わない。）	○七・○五のうち	無税
一　あずき	○八・○二のうち	一〇％
四　その他のもの		
かんきつ類の果実（生鮮又は乾燥のものに限る。）	○八・○三のうち	一〇％
一　レモン及びライムのうち		
生鮮のもの		
いちじく（生鮮又は乾燥のものに限る。）	○八・○四のうち	一五％
二　干しいちじくのうち		
かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のもの		
ぶどう（生鮮又は乾燥のものに限る。）	○八・○五のうち	五％
二　干しぶどうのうち		
かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のもの		
ナット（生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第○八・○一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。）	○八・一一のうち	一五％
四　その他のもののうち		
甘扁桃仁（にん）		
一時的に貯蔵した果実（たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	○八・一二	一〇％
三　その他のもののうち		
レモン及びライム（貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものを除く。）	○九・○一のうち	一〇％
乾燥果実（第○八・○一号、第○八・○二号、第○八・○三号、第○八・○四号又は第○八・○五号に該当するものを除く。）	○九・○四のうち	一五％
プルーン	○九・○五のうち	一五％
コーヒー（いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物	○九・○六のうち	三〇％
一　コーヒー	○九・○八のうち	無税
(一)　コーヒー豆（いつてないものに限る。）		無税
こしよう属のペッパー及びとうがらし属又はピメンタ属のピメント		二〇％
二　その他のもの		
(一)　粉砕し又は混合してないもの		
B　その他のもののうち		
こしようの種		
バニラ豆		無税
けい皮及びシンナモンツリーの花		無税
けい皮		無税
肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類		無税
二　その他のもの		
(二)　その他のもの		
A　粉砕し又は混合してないもののうち		
肉ずく		無税
とうもろこし		無税
飼料用のもの		無税
注　税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。		
そば、あわ、カナリーシード及びグレーンソルガム並びにその他の穀物		無税
三　こうりやんその他のグレーンソルガムのうち		
飼料用のもの		無税
注　税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。		
穀粉		
一　小麦粉のうち		
グルタミン酸モノナトリウム製造用のもの		一二・五％
注　税関の監督下でグルタミン酸モノナトリウム製造用の原料として使用するものに限る。		
採油用に適する種及び果実（割つてあるかどうかを問わない。）		
一　大豆	○一二・○一のうち	一三％

四　ごま	無税	
五　綿実	無税	
六　カポックの種	無税	
七　サフラワーの種	五％	
八　亜麻の種	無税	
一〇　コプラ	無税	
一二・〇三のうち　繁殖用の種、果実及び胞子	一〇％	
一　野菜の種	無税	
二　てん菜の種	一〇％	
三　クローバー、ルーサン、ルタバガその他飼料用の植物の種のうち		
クローバーの種	無税	
四　その他のもの		
一二・〇七のうち　主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含むものとし、全形のもの又は切り、砕き、ひき若しくは粉状にしたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。）	無税	
五　コカ葉、ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉及びウワウルシ葉のうち		
コカ葉	無税	
八　甘草、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、大黄、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香及び白及のうち		
デリス根	無税	
一一　その他のもののうち		
キューベ根	無税	
一三・〇一のうち　主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料	無税	
二　没食子、五倍子、びんろう子、オーク樹皮その他のなめし用原材料のうち		
マングローブ樹皮、ディビディビ及びタラ	無税	
一三・〇二のうち　セラック、シードラック、スチックラックその他のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム	無税	
四　生松やに	無税	
七　コーパル及びダンマル	無税	
一三・〇三のうち　植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー	無税	
九　その他のもの		
(一)　飲料のもと		
A　植物性の単一原料から得たもののうち		
アルコール又は砂糖を含有しないもの	二七・五％	
B　その他のもののうち		
アルコール又は砂糖を含有しないもの	二七・五％	
一四・〇一のうち　穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、オージア、あし、いぐさ、とう、竹、ラフィア、ライム樹皮その他主として組物に用いる植物性材料	無税	
一　とう		
(一)　割り又は引き抜いてないもの		
一四・〇二のうち　カポック、ベジタブルヘア、イールグラスその他主として詰物として用いる植物性材料（片面又は両面に他の支持物を用いて層状にしてあるかどうかを問わない。）	無税	
一　カポックのうち		
片面又は両面に他の支持物を用いて層状にしてないもの	無税	
一五・〇一のうち　ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出によつて得たもの		
一　豚脂	一キログラムにつき一五円	
(一)　ラード		
(二)　その他のもの		
A　酸価が二をこえるもの	一キログラムにつき一五円	
B　その他のもの	五％	
一五・〇二のうち　牛、羊又はやぎの溶出してない脂肪並びにこれから製造した牛脂、羊脂及びやぎ脂（プルミエジュスを含む。）		
一　牛脂	四％	
一五・〇七のうち　植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。）		
五　綿実油	一キログラムにつき三〇円	
注　輸出用の魚又は貝類のかん詰の製造に使用される綿実油については、その関税を免除する。		
日本国は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の規定に基づいて昭和二十九年政令第百五十五号で定めている関税の免除の取扱いのための手続を変更する権利を留保する。ただし、実質的に譲許の効果をなくし又はそこなうような変更は、行なわない。		
六　オリーブ油	無税	

一五・一三のうち	マーガリン、イミテーションラードその他の調製食用脂	
	二　その他のもののうち	
	ショートニング	
一五・一六のうち	植物性ろう（着色してあるかどうかを問わない。）	
	一　カルナバろう	
一七・〇二のうち	その他の糖類並びに糖水、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない。）及びカラメル	
	一　ぶどう糖（砂糖を加えたものを除く。）のうち精製したもの	二五％
	八　その他のもの	
	(二)　その他のもののうち	
	ソルボース	二〇％
一七・〇四のうち	砂糖菓子（ココアを含有するものを除く。）	
	一　チューインガム	三五％
	二　その他のもの	
	(二)　その他のもの	
	カカオ脂	三五％
一八・〇四	チョコレートその他ココアを含有する調製食料品	九％
一八・〇六のうち	一　チョコレート菓子	三五％
	二　その他のもの	
	(一)　砂糖を加えたもののうち	
	チューインガムその他の砂糖菓子	三五％
	各成分の重量割合のうち砂糖の重量割合が最も大きいもの	三五％
一九・〇二のうち	穀粉、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品（ココアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇％に満たないものに限る。）	
	一　砂糖を加えたもののうち	
	各成分の重量割合のうち砂糖の重量割合が最も大きいもの（育児食用のものを除く。）	三五％
二〇・〇二のうち	調製した野菜（食酢又は酢酸で調製したものを除く。）	
	二　その他のもの	
	(一)　トマトピューレー及びトマトペーストのうち	
	気密容器入りのもの	二五％
	注　保税工場において輸出用の魚又は貝類のかん詰の製造に使用され、積みもどされたものは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の規定により輸入貨物とせず、これについては、関税を課さない。	
	(二)　その他のもののうち	
	アスパラガス（かん詰、びん詰又はつぼ詰（気密のものに限る。）のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二〇％
	グリーンピース及びトマト（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二五％
	その他のもののうち気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（グリーンピース、トマト、アスパラガス、たけのこ、きのこ、マリネードづけ野菜、にんにくの粉、マッシュポテト及びポテトフレークを除く。）	二〇％
二〇・〇六のうち	その他の調製した果実（砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。）	
	一　砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの	
	(一)　パイナップルのうち	
	砂糖を加えたもの（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一キログラムにつき七二円
	(二)　その他のもののうち	
	マラスキーノチェリー（砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二五％
	桃及びなし（砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二七％
	さくらんぼ（砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、マラスキーノチェリーを除く。）	三〇％
	二　その他のもの	
	(二)　その他のもののうち	
	さくらんぼ（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二〇％
	ナット（いつた落花生を除く。）	二〇％

二〇・〇七のうち	果汁（ぶどう搾汁を含む。）及び野菜ジュース（砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含有するものを除く。）	
	一　果汁	
	㈠　砂糖を加えたもののうち	
	オレンジジュース（しよ糖（天然に含有するものを含む。）の重量が全重量の一〇％以下のものに限る。）	三〇％
	その他のもの（しよ糖（天然に含有するものを含む。）の重量が全重量の一〇％以下のものに限る。）	二七％
	㈡　その他のもののうち	
	オレンジジュース（しよ糖の重量が全重量の一〇％以下のものに限る。）	二五％
	その他のもの（しよ糖の重量が全重量の一〇％以下のものに限る。）	二二・五％
	二　野菜ジュース	
	㈠　その他のもののうち	
	トマトジュース（気密容器入りのものに限る。）	二五％
	その他のもの（気密容器入りのものに限る。）	一七％
二一・〇一のうち	チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	二七・五％
二一・〇二のうち	飲料のもととして用いるエキス、エッセンス及び濃縮物（アルコール又は砂糖を含有するものを除く。）コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	二七・五％
	二　その他のもの	
	㈠　インスタントコーヒー及びインスタントティー	
	インスタントコーヒー	二五％
	インスタントティー	二七・五％
	㈡　その他のもののうち	
	コーヒーエキス、コーヒーエッセンスその他これらに類するコーヒーを含有する調製品（アルコールを含有しないものに限る。）	三〇％
	飲料のもと（アルコール又はコーヒーを含有しないものに限る。）	二七・五％
二一・〇四のうち	ソースその他の混合調味料	
	一　ソース	
	㈠　トマトケチャップ及びトマトソース	
	トマトケチャップ	二五％
	トマトソース	二〇％
	㈡　マヨネーズ	二五％
	㈢　その他のもの	
	フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	二五％
	その他のもの	一八％
二一・〇五のうち	スープ及びブロス（固形又は粉状のものを含む。）野菜スープ（気密容器入りのものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）	一七％
二一・〇七のうち	調製食料品（他の号に該当するものを除く。）	
	一　砂糖を加えたもののうち	
	各成分の重量割合のうち砂糖の重量割合が最も大きいもの	三五％
	二　その他のもの	
	㈠　アルコールを含有しない飲料のもと	
二二・〇三	ビール	二七・五％
二二・〇九のうち	エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの	三五％
	一　エチルアルコール及び蒸留酒	
	㈠　ウイスキー	
	A　アルコール分が五〇度以上のもの（容量が二リットルに満たない容器に入れたものを除く。）のうち	
	バーボンウイスキー	三五％
	ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、そのラベルが原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。	
	ライウイスキー	四〇％
	ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、そのラベルが原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。	
	B　その他のもののうち	
	バーボンウイスキー	三五％
	ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、そのラベルが原産国の政府又は政府代行機関に	

より証明されているものに限る。		
ライウイスキー		
ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、そのラベルが原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。		
(三) ジン		
(四) その他のもののうち		
ラム		
その他の蒸留酒		
ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限る。）	二三・〇二のうち	四〇%
ふすま		
ぶどう酒かす及びアーゴル	二三・〇五のうち	五〇%
二　アーゴル		
カオリン、ベントナイトその他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかどうかを問わないものとし、第六八・〇七号に該当するエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	二五・〇七のうち	四五%
一　酸性白土		
けいそう土その他これに類するけい酸質の土（焼いてあるかどうかを問わないものとし、見掛け比重が一以下のものに限る。）	二五・一二のうち	五〇%
一　けいそう土		
コランダム、ガーネットその他の研摩用鉱物性材料（天然のものに限るものとし、熱処理してあるかどうかを問わない。）並びにパミスストーン及びエメリー	二五・一三のうち	無税
一　コランダム及びエメリーのうち		
エメリーサンド及びコランダムサンド（粉状のものを含むものとし、課税価格が一キログラムにつき三三〇円に満たないものに限る。）		無税
エメリーサンド及びコランダムサンド（粉状のものを含むものとし、課税価格が一キログラムにつき三三〇円以上のものに限る。）		一〇%
大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限る。）及びアラバスター（荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。）	二五・一五のうち	無税
一　大理石		無税
天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化マグネシウムを除く。）	二五・一九のうち	無税
一　マグネシアクリンカー		
粗の天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかどうかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに粗の天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの	二五・二三〇のうち	七・五%
二　ほう酸		
ストロンチアナイト（焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）及び鉱物（他の号に該当する鉱物を除く。）並びに陶磁製品の破片	二五・二三一のうち	無税
一　ストロンチアナイトその他の鉱物		
(二) その他のもののうち		
硝石（硝酸カリウム）	二六・〇一のうち	無税
金属鉱（精鉱を含む。）及び焼いた硫化鉄鉱		無税
二　銅鉱		無税
三　ボーキサイト		無税
六　モリブデン鉱		無税
(一) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		無税
注　ただし、政令で定める数量は、モリブデン純分二、〇〇〇トンに相当する量を下らないものとする。		
(二) その他のもの		一五%
八　その他のもののうち		
鉛鉱		無税
注A　第二六・〇一号の七のアンチモン鉱についての譲許の撤回は、通告により終止させることができる。		
注B　第二六・〇一号の八の鉛鉱についての譲許は、通告により撤回することができる。		
注C　注A及び注Bに規定する通告は、同じ日に行なうものとし、注Aに規定する譲許の撤回の終止及び注Bに規定する譲許の撤回は、同じ日に効力を生ずるものとする。		
石炭及びれん炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	二七・〇一のうち	無税

一　石炭のうち		
歴青炭（灰分の含有量が乾燥状態において全重量の八％以下のものに限る。）	二七・〇七のうち	無税
高温コールタールの蒸留物及びこの類の注2に規定する物品		
二　その他のもの		
(二)　その他のもの		
C　その他のもののうち		
トルエン		五％
キシレン		五％
石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）	二七・一〇のうち	
一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％に満たないものを含む。）		
(一)　揮発油		
B　その他のもの		
(a)　航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）のうち		
温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの		一キロリットルにつき三、〇三三円
(四)　潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
A　温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもののうち		
流動パラフィン以外のもの		二〇％
B　その他のもの		
切削油、絶縁油及び流動パラフィン		二一・五％
その他のもの		二〇％
二　石油又は歴青油の調製品（一に掲げるものを除く。）		一五％
(一)　グリース		
(二)　その他のもの		
A　温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもののうち		
液状の潤滑剤		二〇％
B　その他のもの		一五％
石油ガスその他のガス状炭化水素		
液化石油ガス	二七・一一のうち	一トンにつき

ペトロラタム	二七・一二	一〇％
ワセリン		一八％
その他のもの		
パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう（着色してあるかどうかを問わない。）	二七・一三のうち	
一　パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックスその他のパラフィン系のろう		
(二)　その他のもののうち		
パラフィンろう		
二　セレシンろう		一五％
三　その他のもの		一五％
石油アスファルト、石油コークスその他の石油又は歴青油の残留物	二七・一四のうち	一〇％
二　石油コークス		五％
天然アスファルト、油母頁岩、アスファルチックロック及びタールサンド	二七・一五のうち	
ギルソナイト		無税
炭素（カーボンブラック、アントラセンブラック、アセチレンブラック及びランプブラックを含む。）	二八・〇三のうち	
カーボンブラック		
酸化ほう素及びほう酸	二八・一二のうち	
二　ほう酸		
酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム	二八・二〇のうち	二〇％
二　水酸化アルミニウム		
酸化チタン	二八・二五	七・五％
硫化物及び多硫化物	二八・三五のうち	
二　その他のもののうち		
硫化亜鉛		一五％
亜二チオン酸塩（有機安定剤を加えたものを含む。）及びスルホキシル酸塩	二八・三六のうち	一〇％
亜二チオン酸塩		
ほう酸塩及び過ほう酸塩	二八・四六のうち	一五％
一　ほう酸ナトリウム		一五％
核分裂性の元素及び同位元素並びにその他の放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物（化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない。）並びに合金、ディスパー	二八・五〇のうち	無税

一、三八〇円

	ション及びサーメット（核分裂性若しくは放射性の元素若しくは同位元素又はこれらの無機若しくは有機の化合物を含有するものに限る。）	無税
	放射性同位元素	
二八・五四のうち	過酸化水素（固形過酸化水素を含む。）	一五%
二九・〇一のうち	固形過酸化水素以外のもの	
	炭化水素	
	三　芳香族炭化水素	
	(一)　トルエン	一〇%
	(二)　キシレン	五%
二九・〇二のうち	炭化水素のハロゲン化誘導体	
	一　クロロホルム	二〇%
	二　ジクロルジフェニルトリクロルエタン（DDT）及びベンゼンヘキサクロリド（BHC）のうち	
	ベンゼンヘキサクロリド（BHC。リンデンを除く。）	二〇%
	三　オクタクロルテトラヒドロメタノインダン（クロルデン）、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインデン（ヘプタクロル）及びヘキサクロルヘキサヒドロ―エンド・エキソ―ジメタノナフタリン（アルドリン）	二〇%
	四　その他のもののうち	
	二臭化エチレン	二〇%
	一・二―ジブロム―三―クロルプロパン	二〇%
	塩素化テルペン（殺虫用のものに限る。）	二〇%
二九・〇四のうち	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　飽和一価アルコール及びその誘導体	
	(一)　プロピルアルコール	二〇%
	三　多価アルコール及びその誘導体	
	(一)　エチレングリコール	二〇%
	(二)　プロピレングリコール	二〇%
	(四)　ソルビトール	二〇%
二九・〇六のうち	フェノール及びフェノールアルコール	
	一　単核一価フェノール	
	(一)　石炭酸	二〇%
	三　多価フェノールのうち	
	ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	二五%
二九・〇七のうち	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・〇八のうち	一　クロルフェノール	二〇%
	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド及びエーテルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　ジエチレングリコール及びトリエチレングリコールのうち	
	トリエチレングリコール	二〇%
二九・〇九のうち	三員環又は四員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	二　その他のもののうち	
	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロ―エンド・エンド―ジメタノナフタリン及びヘキサクロルエポキシオクタヒドロ―エンド・エキソ―ジメタノナフタリン	二〇%
二九・一三のうち	ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェノール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　ケトン官能化合物	
	(一)　アセトン	二〇%
二九・一五のうち	多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　しゅう酸	一五%
二九・一六のうち	アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　アルコール酸及びその誘導体	
	(五)　コール酸	一五%
	二　フェノール酸及びその誘導体	
	(一)　サリチル酸	二〇%
	(二)　アセチルサリチル酸	二〇%
二九・二一	その他の鉱酸エステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及	

のうち	びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　パラチオン	
二九・二二のうち	アミン官能化合物	二〇％
	三　オルトートルイジン	二〇％
	四　N―フェニル―ベーターナフチルアミン、N・N′―ジフェニル―パラ―フェニレンジアミン、N・N′―ジベーターナフチル―パラ―フェニレンジアミン及びN―フェニル―N′―シクロヘキシル―パラ―フェニレンジアミン	二五％
	五　その他のもののうち	
	ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	
二九・二四のうち	第四アンモニウム塩、水酸化第四アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピン	二五％
	二　レシチン	
二九・二五のうち	アミド官能化合物	一五％
	四　ジエチルアミノアセト―二・六―キシリジド	一五％
	五　その他のもののうち	
	N―メチル―一―ナフチルカルバマート	
二九・二六のうち	イミド官能化合物及びイミン官能化合物	二〇％
	二　ジフェニルグアニジン及びアルドール―アルファ―ナフチルアミン	二五％
	五　その他のもののうち	
	ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	
二九・二七のうち	ニトリル官能化合物	二五％
	二　アセトニトリル	二〇％
二九・三一のうち	有機いおう化合物	
	二　メチオニン	二〇％
	三　ジエチルジチオカルバミン酸亜鉛、エチルフェニルジチオカルバミン酸亜鉛、テトラメチルチウラムモノスルフィド及びテトラメチルチウラムジスルフィド	
	四　その他のもののうち	
	ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	二五％
二九・三五のうち	複素環式化合物及びヌクレイン酸	
	一　フルフラール	二〇％
	四　二―アミノピリミジン	二〇％
	五　塩酸ヒドララジン	二〇％
	六　二―メルカプトベンゾチアゾール及びその亜鉛塩、ジ―二―ベンゾチアゾリルジスルフィド、N―シクロヘキシル―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド、N―オキシジエチレン―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド、二―メルカプトイミダゾリン、二―メルカプトベンゾイミダゾール並びに六―エトキシ―二・二・四―トリメチル―一・二―ジヒドロキノリン	一五％
	一〇　その他のもののうち	
	酒石酸デキストロ―一―（パラ―メトキシベンジル）―二―メチルオクタヒドロイソキノリン、デキストロ―三―ヒドロキシ―N―メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ―三―メトキシ―N―メチルモルヒナン	二五％
二九・三八のうち	三・四―ジメチル―五―アミノイソオキサゾール	
	ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	
	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限るものとし、天然のプロビタミンコンセントレート及びビタミンコンセントレートを含む。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（溶媒に溶かしてあるかどうかを問わない。）	
	二　ビタミンA及びその誘導体	一五％
	三　ビタミンB群及びその誘導体	
	(一)　ビタミンB_1及びその誘導体	一五％
	(二)　その他のもの	一五％
	四　ビタミンC及びその誘導体	一五％
	五　ビタミンD及びその誘導体	一五％
	六　その他のもの	一五％
二九・三九のうち	ホルモン（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの	
	三　副腎皮質ホルモン及びその誘導体	
	(一)　酢酸コルチゾン	二〇％
	四　性ホルモン及びその誘導体	
	(一)　テストステロン	二〇％
二九・四一のうち	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
	三　その他のもの	
	(五)　ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド	一五％
二九・四三	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、グルコー	

のうち	ス及び乳糖を除く。）並びに糖エーテル、糖エステル及びこれらの塩（第二九・三九号、第二九・四一号又は第二九・四二号に該当するものを除く。）	
二九・四四	二　ソルボース	二〇％
	抗生物質	
	一　ペニシリン及びストレプトマイシン	
	二　その他のもの	一七・五％
	バイオマイシン	
	その他のもの	
三〇・〇三のうち	医薬品（動物用のものを含む。）	
	一　抗生物質製剤	一五％
	㈠　その他のもの	一七％
	バイオマイシン製剤	
	その他のもの	
	二　ビタミン製剤	一五％
三一・〇二のうち	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	
	二　硝酸ナトリウム	
	㈠　天然のもの及びこれを精製したもののうち	無税
	天然のもの	
三一・〇四のうち	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	
	一　塩化カリウムのうち	無税
	化学的に精製してないもの	
三一・〇四のうち	植物性着色料（ダイウッドエキスその他の植物性染色エキスを含むものとし、天然あいを除く。）及び動物性着色料	
	一　植物性着色料	
	㈠　バターダイ	無税
三一・〇五のうち	有機合成染料（顔料色素を含む。）、有機合成ルミノホア、けい光白色染料及び天然あい	
	一〇　けい光白色染料	二五％
	一一　顔料色素	二五％
三一・〇六のうち	レーキ顔料	
	二　その他のもののうち	
	人造プラスチック、ゴムその他これらに類する物品の練込み着色に使用するレーキ顔料調製品以外のもの	二五％
三二・〇七のうち	その他の着色料及び無機のルミノホア	
	二　群青	二五％
三二・〇八のうち	調製顔料、調製乳白剤、調製えのぐ、ほうろう、うわぐすり、液状ラスターその他これらに類する物品（窯業用のものに限る。）及びうわぐすり用のスリップ並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	
	一　調製顔料、調製乳白剤及び調製えのぐのうち	
	セラミックカラー	一五％
	ワニス、水性塗料、革の仕上げ用の調製水性顔料並びにペイント並びにあまに油、ホワイトスピリット、テレビン油、ワニスその他のペイント用の媒質に練り込んだ顔料、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料	
	一　天然樹脂系ワニス	二〇％
	二　繊維素塗料のうち	二〇％
	絶縁塗料以外のもの	
	三　油ペイントのうち	一五％
	船底ペイント以外のもの	
	四　合成樹脂を含有する塗料（一から三までに掲げるものを除く。）	
	㈠　合成樹脂塗料	二二・五％
	㈡　その他のもののうち	二〇％
	ラッカー（絶縁塗料を除く。）	
	五　パールエッセンスのうち	八％
	そのまま塗料として使用するもの以外のもの	
	七　アルカリブルートーナー	一七・五％
	ガラス用のパテ、つぎ木用のパテ、塗装用の充てん料及び閉そく用又はシーリング用のマスチック その他これに類するマスチック（レジンマスチック及びレジンセメントを含む。）	
	シーリングコンパウンド（ゴム製のものに限る。）	一五％
三二・一二のうち	精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。）及びレジノイド	
	一　精油	
	㈠　ベイ葉油、ベルガモット油、カナンガ油、けい皮油、けい葉油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、ジンジャグラス油、レモン油、オレンジ油、パルマローザ油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、大ういきよう油、タイム油、イランイラン油及び牛樟油のうち	無税
	ベルガモット油、シダー油、シトロネラ油、レモン油及びオレンジ油	
	㈡　その他のもののうち	一〇％
	スピアミント油	一五％
	ペパーミント油	
三三・〇一のうち		

三三・〇四のうち	天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当該香気性物質の一以上をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用いるものに限る。） 二　その他のもののうち 人造フレーバー（人造フレーバーエキスを含むものとし、アルコールを含有するものを除く。）	二五％
三三・〇六のうち	調製香料及び化粧品類 二　おしろい 三　香油、クリーム、ポマード、口紅その他油、脂又はろうの製品のうち 口紅、紅、クリームその他油、脂又はろうの製品（香髪油、ポマード及びひげそり用製品を除く。）	三〇％
	四　歯みがき 五　その他のもののうち ひげそり用製品、つめ化粧料、香及び線香以外のもの 液状又はペースト状のもの その他のもの	三〇％ 一五％
三四・〇一のうち	せっけん（薬用せっけんを含む。） 一　浴用せっけん（薬用のものを含む。） ㈠　その他のもののうち 芳香を付けたもの	三〇％ 三五％
三四・〇三のうち	二　洗たくせっけん	二七％ 二〇％
三四・〇四のうち	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリング又は加脂処理に用いる調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のものを除く。） グリース 切削油及び絶縁油（石油の含有量が水分を除いた全重量の五〇％をこえ、温度一五度における比重が〇・八四九四をこえるものに限る。） 調製潤滑剤（石油の含有量が水分を除いた全重量の五〇％をこえるものに限るものとし、温度一五度における比重が〇・八四九四をこえる切削油及び絶縁油並びにグリースを除く。） 調製ろう（乳化しているもの及び溶剤を含有するものを除く。） 及び人造ろう（水溶性の人造ろうを含む。） つや出し用ワックス ポリエチレングリコール	一五％ 二〇％ 二〇％ 二一・五％ 一五％ 二〇％
三四・〇五のうち	はき物用、家具用又は床用のみがき料及びクリーム、メタルポリッシュ、調製みがき粉その他これらに類する調製品（第三四・〇四号に該当する調製ろうを除く。） 一　つや出し用ワックスのうち 油、脂又はろうを主成分とするもの 二　メタルポリッシュのうち 鉱物性材料を主成分とするもの ゼラチン（正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。）、ゼラチン誘導体並びににかわ、魚膠及びアイシングラス 一　ゼラチン及びにかわのうち ゼラチン（写真用のものに限る。）	二〇％ 一〇％ 一〇％
三五・〇三のうち	調製膠着剤（他の号に該当するものを除く。）及び膠着剤に適する物品のうち膠着剤として小売用に包装したもので正味の重量が一キログラム以下のもの 一　小売用に包装したもののうち 天然ゴムの溶液及びペースト	三〇％ 五％
三五・〇六のうち	感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は布製のものを除く。） 一　エックス線用のもののうち エックス線フィルム	二〇％
三七・〇一のうち	感光性のロール状フィルム（露光してないものに限るものとし、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。） 一　映画用フィルム ㈠　カラーフィルム B　その他のもののうち フィルムの幅が三五ミリメートルのもの ㈡　その他のもののうち エックス線用のもの その他のもの（フィルムの幅が三五ミリメートル又は一六ミリメートルのものに限る。）	三〇％ 二〇％ 三〇％
三七・〇二のうち	二　その他のもの ㈠　エックス線用のもの 感光性の紙、板紙及び布（露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。） 二　その他のもののうち ロール状の写真感光紙（転写材及び現像剤を結合したもので、拡散転写方式のものに限る。）	二〇％
三七・〇三のうち	感光性のプレート及びフィルム（露光したもので、現像してな	一五％
三七・〇四		

のうち	いものに限る。） 一　映画用フィルム ㈠　ニュース用のもののうち フィルムの幅が三五ミリメートルのもの	一メートル又はその端数につき三〇円
三七・〇六のうち	㈡　その他のもの D　フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえるもののうち フィルムの幅が三五ミリメートルのもの 映画用サウンドトラックフィルム（露光し、かつ、現像したものに限る。）	一メートル又はその端数につき三〇円
三七・〇七のうち	二　その他のもののうち フィルムの幅が三五ミリメートルのもの その他の映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するかどうかを問わない。） 一　ニュース用のもののうち フィルムの幅が三五ミリメートルのもの	一メートル又はその端数につき三〇円
三七・〇七のうち	二　その他のもの ㈢　フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえ、四〇ミリメートル以下のもの	一メートル又はその端数につき三〇円
三八・〇五のうち	トール油 二　精製のもの ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビン並びにパイン油（テルピネオールの含有量が少ないパイン油を除く。）	一〇％
三八・〇七のうち	一　テレビン油 二　パイン油	一〇％
三八・〇八のうち	ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体（第三九・〇五号のエステルガムを除く。）並びにロジンスピリット及びロジン油 一　ロジン	五％
三八・一一	消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、殺鼠剤その他	無税

のうち	これらに類する物品（小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びにいおうを含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。） 二　その他のもの ㈢　その他のもののうち トリエタノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（一―メチルプロピル）フェノラートの製剤	二〇％
三八・一三のうち	メタアルデヒドの製剤 金属表面処理用の調製浸せき剤、ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用の粉末及びペーストで金属とその他の材料とから成るもの並びに溶接棒又は電極のしん又は被覆に用いる調製品	二〇％
三八・一四のうち	一　溶接用のフラックス アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製した鉱物油添加剤 一　テトラアルキル鉛を主体とするアンチノック剤のうち テトラエチル鉛製剤	一〇％
三八・一五 三八・一九のうち	調製したゴム加硫促進剤 化学品及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然物のみの混合物を含む。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の号に該当するものを除く。） 二　液状アルキルアリール炭化水素の混合物	二〇％ 一五％
三九・〇一のうち	三　液状ポリエチレングリコール 四　ナフテン酸 五　触媒 ㈢　その他のもののうち バナジウム触媒以外のもの 六　ゴム老化防止剤 七　耐火セメント及び耐火モルタルのうち 高温耐火セメント及び高温耐火ボンディングモルタル 一〇　その他のもののうち 高温耐火性建設材料 フェノール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他の不飽和ポリエステル、シリコーンその他の縮合物、重縮合物及び重付加物（これらを変性し又は重合したもの及び線状分子構造のものを含む。） 一　液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解し	二〇％ 一〇％ 二五％ 一五％ 二五％ 一五％ 二〇％ 一五％ 一五％

	ているものを含む。）	
	㈡　その他のもののうち	
	シリコーンコンパウンド	
	二　塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一五％
	㈢　シリコーンのもののうち	
	シリコーンコンパウンド	
	三　くずのうち	一五％
	フェノール樹脂以外のもの	三〇％
	五　その他のもの	
	㈠　ポリエステル樹脂のもの	三〇％
	㈡　シリコーンのもの	三〇％
	㈣　その他のもの	三〇％
三九・〇二のうち	ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロルビニル酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリメタクリル酸誘導体、クマロンインデン樹脂その他の重合物及び共重合物	
	二　塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
	㈠　ポリエチレンのもの	一キログラムにつき五二円
	㈢　ポリスチレンのもの	二〇％
	㈣　塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	二〇％
	㈤　アクリル樹脂のもののうち	
	メチルメタクリル樹脂のもの	二〇％
	三　くずのうち	
	㈠　ポリエチレンのもの	三〇％
	㈡　アクリル樹脂のもの	三〇％
	㈢　その他のもの	三〇％
	五　その他のもの	
	㈠　ポリエチレンのもの	三〇％
	㈡　ふつ素樹脂のもの	三〇％
	㈢　ポリスチレンのもの	三〇％
	㈣　塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	
	A　塩化ビニル樹脂の粗物材料（しんにとうを用いたものに限る。）	三〇％
	B　その他のもの	

	一次製品	
	その他のもの	
	㈤　アクリル樹脂のもの	二〇％
	㈥　その他のもの	三〇％
三九・〇三のうち	ニトロセルロース、アセチルセルロースその他のセルロースエステル、セルロースエーテルその他のセルロースの化学的誘導体（コロジオン及びセルロイドその他可塑化したものを含む。）、再生セルロース及びバルカナイズドファイバー	三〇％
	二　その他のもの	三〇％
	㈠　アセチルセルロース（塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。）	二七・五％
三九・〇七のうち	第三九・〇六号までに掲げる物品の製品	
	一　第三九・〇一号又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品のうち	
	フェノール樹脂製品並びに機械附属品、テーブルリネン、食卓用その他の家庭用品及び装飾品、事務用品、衛生用品、水道用品、時計用のバンド、照明用品、ヘヤピン並びにカーテン以外のもの	三〇％
四〇・〇一のうち	天然ゴムのラテックス（合成ゴムのラテックスを加えてあるかどうかを問わない。）及びプリバルカナイズドラテックス並びに天然ゴム、バラタ、グタペルカその他これらに類する天然ガム	
	一　天然ゴムラテックス	
	㈠　その他のもの	
	B　その他のもの	無税
	二　天然ゴムのプリバルカナイズドラテックス	一五％
	三　天然ゴム	
	㈠　その他のもののうち	
	粘土入り天然ゴム及びSPラバー以外のもの	無税
	四　その他のもののうち	
	グタペルカ	無税
四〇・〇二のうち	合成ゴムのラテックス及びプリバルカナイズドラテックス、合成ゴム並びに油から製造したファクチス	
	一　合成ゴムラテックス	
	㈠　感熱ラテックス及び酸性ラテックス	一五％
	㈡　その他のもの	無税
	二　合成ゴムのプリバルカナイズドラテックス	一五％

	三　合成ゴム	
	(二)　その他のもの	
	B　その他のもの	
四〇・〇五のうち	天然ゴム又は合成ゴムの板、シート及びストリップ（第四〇・〇一号又は第四〇・〇二号のスモークドシート及びクレープシートを除く。）、加硫用配合をした天然ゴム又は合成ゴムの粒並びに凝固の前又は後にカーボンブラック又はシリカを配合した天然ゴム又は合成ゴムのマスターバッチ（加硫してないものに限るものとし、マスターバッチにあつては、鉱物油を加えたものを含み、形状を問わない。）	無税
四〇・〇六のうち	合成ゴムのカーボンブラックマスターバッチ	
	天然ゴム又は合成ゴム（ゴムラテックスを含む。）のその他の形状又は状態のもの（たとえば、棒、管、形材、溶液及び分散液。加硫してないものに限る。）及び天然ゴム又は合成ゴムの製品（たとえば、紡織用繊維の糸でゴムを塗布し又はしみ込ませたもの、リング及び円盤。加硫してないものに限る。）	一五％
	一　天然ゴムの溶液及びペースト	
	二　その他のもののうち	
	シーリングコンパウンド	五％
	合成ゴムラテックスコンパウンド	
	プリバルカナイズドラバーラテックス	
四〇・一〇のうち	ゴム製の伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング（加硫したものに限る。）	一五％
	コンベア用のエンドレスベルト	一五％
四〇・一一のうち	ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ（車輪用のものに限る。）	一五％
	一　自動車用のもの（公称の幅が一〇一・六ミリメートルをこえるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用するインナーチューブ及びタイヤフラップに限る。）のうち	一五％
	自動車用の空気タイヤ及び空気タイヤケース	二五％
	二　その他のもののうち	
	交換性タイヤトレッド	一五％
四〇・一四のうち	その他のゴム製品（加硫したものに限るものとし、エボナイト製のものを除く。）	一五％
	二　その他のもののうち	
	ゴムバンド、消しゴム及びゴムマット以外のもの	一五％
四〇・一六	エボナイト製品	一五％
四一・〇一	原皮（羊の毛皮を含み、生鮮、塩蔵、乾燥、酸づけ又は石炭づけのものに限るものとし、スプリットしてあるかどうかを問わない。）	無税
	一　牛皮（水牛皮を除く。）	
四一・〇二のうち	牛革（水牛革を含む。）及び馬属の動物の革（第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。）	二〇％
	一　染色し、着色し又は模様付けしたもののうち染色し又は着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	
四二・〇一のうち	くら、ばん具、首輪、ひき革、ひざ当て、くつその他の装着具（材料を問わないものとし、動物用のものに限る。）	三〇％
	フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	
四二・〇二のうち	トランク、スーツケース、帽子箱、旅行かばん、リュックサックその他の旅行用具、買物袋、ハンドバッグ、手さげかばん、書類かばん、さいふ、化粧具入れ、工具ケース、たばこ入れ並びに武器、楽器、双眼鏡、宝石、びん、カラー、はき物、ブラシその他の物品用のさや、ケース及び箱並びにこれらに類する容器（革、コンポジションレザー、バルカナイズドファイバー、人造プラスチックのシート、板紙又は紡織用繊維の織物類で製造したものに限る。）	三五％
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもののうち	
	ハンドバッグ（革製のものに限る。）	二〇％
	二　その他のもの	
	(一)　ハンドバッグ及び化粧具入れのうち	
	ハンドバッグ（革製のものに限る。）	三五％
四四・〇三のうち	衣類及びその附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	二〇％
	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもののうち	
	手袋（革製のものに限るものとし、運動用のものを除く。）	三五％
	二　その他のもののうち	
	手袋（革製のものに限るものとし、運動用のものを除く。）	二〇％
	木材（粗のものに限るものとし、皮をはいであるか、又は単に荒削りしてあるかどうかを問わない。）	
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん	

	（しまこくたんを除く。）のもの	二〇％
	三　その他のもののうち	
	リグナムバイタ	無税
	チーク	無税
四四・〇四のうち	木材（荒く角にし、又は太鼓落としたものに限るものとし、さらに加工したものを除く。）	
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	二〇％
	三　その他のもののうち	
	チーク	無税
四四・〇五のうち	木材（長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもので、さらに加工してないもののうち、厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。）	
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	二〇％
	五　その他のもののうち	
	チーク	無税
四四・一四のうち	木材（長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るものとし、さらに加工したものを除く。）、薄板及び合板用単板（厚さが五ミリメートル以下のものに限る。）	
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもののうち	
	薄板（単に切り、ひき又は割つたものに限るものとし、紙又は織物で補強したものを除く。）	二〇％
	二　その他のもののうち	
	チークの薄板（単に切り、ひき又は割つたものに限るものとし、紙又は織物で補強したものを除く。）	無税
四四・一五のうち	合板用単板	一五％
	合板、ブロックボード、ラミンボード、バッテンボード及びその他これらに類する積層木材（ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。）及び象眼し又は寄せ木した木材	
	合板	二〇％
四六・〇一のうち	さなだその他これに類する組物材料の物品（用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。）	
	二　その他のもの	
	㈠　人造プラスチック製のもののうち	
	フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	
四六・〇二のうち	組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。）並びにびん用のわらづと	三〇％
	二　その他のもの	
	㈠　人造プラスチック製のもののうち	
	フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	
四七・〇一のうち	パルプ（植物性繊維原料から機械的又は化学的の処理により製造したものに限る。）	
	一　木材パルプ	
	㈠　化学パルプ	
	A　サルファイトパルプ	五％
	B　クラフトパルプ	五％
四八・〇一のうち	機械すきの紙及び板紙（セルロースウォッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）	
	一　薄葉紙（一平方メートルの重量が三〇グラム以下のものに限る。）	
	㈠　その他のもの	一五％
	四　板紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムをこえるものに限る。）	
四八・〇七のうち	紙及び板紙（ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの（単にけい線、線又は方眼線を引いたもの及び第四九類に該当する印刷物を除く。）に限る。）	一〇％
	六　カーボンペーパー	
	壁紙及びリンクラスタ並びにグラスペーパー	一五％
	一　壁紙及びリンクラスタ	
四八・一一のうち	カーボンペーパーその他の複写紙（謄写版原紙を含む。）及びトランスファーペーパー（特定の形状に切つたものに限るものとし、箱入りのものであるかどうかを問わない。）	一〇％
四八・一三のうち	一　カーボンペーパー	
	紙製又は板紙製の箱、袋その他の包装容器	一五％
四八・一六	一　紙袋	
	二　その他のもの	一五％
四八・一七	紙製又は板紙製の書類箱、格納箱その他これらに類する物品で事務用のもの	一三％
四八・二一のうち	製紙用パルプ、紙、板紙又はセルロースウォッディングのその他の製品	
	二　その他のもののうち	
	製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	一五％

四九・〇一	印刷した書籍（仮とじのもの、パンフレット及びリーフレットを含む。）	無税
四九・〇二	新聞、雑誌その他の定期刊行物（さし絵があるかどうかを問わない。）	無税
四九・〇三のうち	幼児用の絵本及び習画本	無税
四九・一一のうち	幼児用の絵本	無税
	写真、印刷した絵画及びその他の印刷物	
	二　その他のもののうち	
	広告用の印刷した書籍（仮とじのもの、パンフレット及びリーフレットを含む。）及び定期刊行物	無税
五一・〇一のうち	人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸を除く。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもののうち	
	ナイロンの糸（一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。）	二四％
	その他の合成繊維の糸（一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。）	二五％
五一・〇二のうち	単繊維、ストリップ（人造ストローその他これに類する物品を含む。）及びカットガット（人造繊維の材料で製造したものに限る。）	
	一　合成繊維の材料で製造したもののうち	
	合成繊維の単繊維（一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。）	二五％
	合成繊維の材料で製造したストリップ（人造ストローその他これに類する物品を含む。）	三〇％
五一・〇三のうち	人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸に限る。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもののうち	
	合成繊維の糸（一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。）	二五％
五一・〇四のうち	人造繊維の織物（長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一号又は第五一・〇二号の単繊維又はストリップの織物を含む。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維（これらのものの材料で製造したストリップを含む。）の重量が全重量の五〇％をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもののうち	
	合成繊維のみから成る織物並びに合成繊維及びアセテート繊維のみから成る織物（幅が一二七ミリメートルをこえるものに限るものとし、紋織物、もじり織物、タイヤコード織物その他これらに類するものを除く。）	二〇％
五三・〇二のうち	その他の獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	
	一　アルパカの毛	無税
五五・〇一のうち	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）	無税
五五・〇五のうち	繰綿	無税
	綿糸（小売用の糸を除く。）	
	二　その他のもの	
	(一)　縫糸、カタン糸、ししゅう糸及びレース糸のうちレース糸（漂白し、染色し又はマーセライズしたものに限る。）	七・五％
五五・〇六のうち	綿糸（小売用の糸に限る。）	
	レース糸（漂白し、染色し又はマーセライズしたものに限る。）	七・五％
五六・〇一のうち	人造繊維の短繊維（カードし、コームし又はその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもののうち	
	ポリアクリロニトリル短繊維及びポリエステル短繊維	二五％
五六・〇四のうち	人造繊維の短繊維及びくず（カードし、コームし又はその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもののうち	
	ポリアクリロニトリル短繊維及びポリエステル短繊維	二五％
五六・〇五のうち	人造繊維の紡績糸（小売用の糸を除く。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもののうち	
	合成繊維の糸（合成繊維の重量が全重量の九〇％以上のもので、一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。）	二五％
五六・〇六のうち	人造繊維の紡績糸（小売用の糸に限る。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもののうち	
	合成繊維の糸（合成繊維の重量が全重量の九〇％以上のもので、一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。）	二五％
五六・〇七	人造繊維の織物（紡績糸で織つたものに限る。）	二五％

のうち	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもののうち 合成繊維のみから成る織物並びに合成繊維及びアセテート繊維のみから成る織物（幅が一二七ミリメートルをこえるものに限るものとし、紋織物、もじり織物、タイヤコード織物その他これらに類するものを除く。）その他の植物性紡織用繊維（精紡したものを除く。）及びそのくず（ぼろ又は綿を反毛したものを含む。）	二〇％
五七・〇四のうち	一　カポック繊維及びサイザル麻繊維伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、金属その他の物品で補強してあるかどうかを問わない。） コンベア用のエンドレスベルト	無税
五九・一六のうち	紡織用繊維の織物類及び紡織用繊維の製品（通常機械に使用するものに限る。）	一五％
五九・一七のうち	二　製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。） くつ下類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。）	一五％
六〇・〇三のうち	一　合成繊維製のもの (一)　女子用の長くつ下のうち ナイロン製のもの	三〇％
六一・〇一のうち	男子用の外衣類 一　毛皮付きのもののうち 毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及びオーバーコート	四〇％
	二　その他のもののうち 綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート（使用してないものに限る。） 毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及びオーバーコート（使用してないものに限る。）	二一％
六一・〇二のうち	女子用又は乳幼児用の外衣類 一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもののうち 毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及びオーバーコート 二　ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもののうち	二二・五％
	毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及びオーバーコート（ししゆうしたものに限る。） 綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート（使用してないものに限るものとし、ししゆうしたものを除く。） 毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及びオーバーコート（使用してないものに限るものとし、ししゆうしたものを除く。）	三〇％
	三　その他のもののうち 綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート（使用してないものに限る。） 毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及びオーバーコート（使用してないものに限る。）	二一％
六一・一一のうち	ドレスシールド、肩パッドその他のパッド、ベルト、マフ、スリーブプロテクター、ポケットその他の衣類附属品（製品にしたものに限る。） 一　毛皮付きのもの及び貴金属、これは張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもののうち 金（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。）、銀又は白金族の金属を用いたもの	二二・五％
六四・〇二のうち	三　その他のもののうち ベルト及び記章以外のもの はき物（本底が革製、コンポジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限るものとし、第六四・〇一号に該当するものを除く。） 一　甲が革製のもの及び甲に毛皮を用いたもののうち 甲が革製のもの（本底が革製、ゴム製又はコンポジション製のものに限るものとし、スリッパその他の室内用はき物を除く。）	二〇％
六五・〇一のうち	二　その他のもの (一)　本底が革製のもののうち キャンバスシューズ	五〇％
六五・〇三のうち	帽体（フェルト製のもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。） 帽体 フェルト製の帽子（第六五・〇一号に該当するフェルト製の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。）	二七％ 二五％

六七・〇五のうち	二　その他のもの 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品（材料を問わない。）	二五％
六八・〇二のうち	二　その他のもの ㈡　その他のもののうち フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの 石碑用又は建築用の石（加工したものに限る。）及びその製品（モザイクキューブを含むものとし、第六八・〇一号又は第六九類に該当するものを除く。）	三〇％
	一　大理石（みがいたものに限る。）及び大理石製品 大理石の板（みがいたものに限る。） その他のもの	一二・五％
	その他のもののうち 大理石の板	一五％
	二　その他のもののうち 石綿（加工したものに限る。）及び石綿の板、ひも、織物、衣類、ジョイントその他の製品（補強してあるかどうかを問わないものとし、第六八・一四号に該当するものを除く。）並びに石綿をもととした混合物、石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物及びこれらの製品	五％
六八・一四のうち	石綿製品（糸、ひも、ロープ又は板の形状のものを除く。） ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料（セグメント、ディスク、ワッシャー、ストリップ、板、ロールその他これらに類する物品で、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、織物その他の材料に結合してあるかどうかを問わない。）	一五％
六八・一三のうち	石綿製品（板状のもの及び自動車の部分品を除く。） 自動車の部分品 耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用耐火製品（第六九・〇一号に該当するものを除く。） 耐火れんが、耐火ブロックその他これらに類する建設用耐火製品（耐火タイルを除く。）	一五％ 三〇％
六九・〇二のうち	その他の耐火製品（たとえば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、サポート、管、シース及び棒。第六九・〇一号に該当するものを除く。）	一〇％
六九・〇三のうち	理化学用のもの 建設用れんが（床用ブロック、サポートタイル、フィラータイルその他これらに類する物品を含む。） 耐酸れんが	一五％
六九・〇四のうち		一〇％

六九・〇九のうち	理化学用又は工業用の物品及び農業用のおけ、かめその他これらに類する容器並びに通常輸送用又は包装用に供するつぼ、ジャーその他これらに類する製品 一　理化学用又は工業用の物品のうち 理化学用のもの ガラス製品（通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第七〇・一九号に該当するものを除く。）	一五％
七〇・一三のうち	コップ類（貴金属又はこれをめつきした金属を用いたものを除く。） 室内装飾用品（貴金属又はこれをめつきした金属を用いたものを除く。）	一〇％
七〇・一四のうち	ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品（光学的に研摩したもの及び光学ガラス製のものを除く。） ガラス製の照明器具及び信号用品（電燈用のグローブ及びシェード並びに電子照明式のものを除く。）	一五％
七〇・一五のうち	時計用ガラスその他これに類するガラス（サングラス用のものを含み、曲面のもの、曲げたものその他これらに類する形状のものに限るものとし、視力矯正レンズ用のものを除く。）並びにこれらの製造に用いる球面ガラス及びそのセグメント	二〇％
七〇・一七のうち	めがね用のガラス 理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかどうかを問わない。）及びガラス製のアンプル 一　石英ガラス製のもののうち 理化学用のガラス製品	一五％
七〇・一八のうち	二　その他のもののうち 理化学用のガラス製品 光学ガラス及び光学ガラス製の光学用品（光学的に研摩したものを除く。）並びに視力矯正めがね用レンズのブランク（ガラス製のものに限る。）	一五％
七〇・一九のうち	二　その他のもののうち めがね用のガラス ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラ	一五％

	ス製の粒(パロティニ)	
	ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）並びにランプ加工の装飾用ガラス細工品(貴金属又はこれをめつきした金属を用いたものを除く。)	七〇・二〇のうち
	ガラス繊維（ガラスウールを含む。）、ガラス繊維の糸及び織物並びにこれらの製品	
	一　ガラス繊維の織物のうち	
	幅が三〇・四八センチメートルをこえるもの	七〇・二一のうち
	その他のガラス製品	
	石英ガラス製のもの以外のもの	七一・〇二のうち
	貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除くとともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	
	二　その他のもの	
	(一)　機械用又は工業用に供するために形作つたもの	
	B　その他のもののうち	
	半貴石及びダイヤモンド以外のもの	
五％	合成又は再生の貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除くとともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	
	一　機械用又は工業用に供するために形作つたもののうち	
	半貴石及びダイヤモンド以外のもの	
五％	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	七一・一二のうち
	銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの	
三五％	金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限るものとし、時計用又はめがね用のくさりその他の身辺装飾用のくさりを除く。）	七一・一三のうち
五〇％	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限るものとし、第七一・一二号に該当する物品を除く。）	
	金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限るものとし、ナイフ、かみそり、はさみその他の刃物並びにスプーン、ほうき及びブラシを除く。）	七一・一四のうち
五〇％	銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの（ナイフ、かみそり、はさみその他の刃物並びにスプーン、ほうき及びブラシを除く。）	
	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	
	二　その他のもののうち	
	金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。）	七一・一五のうち
五〇％	銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの	
	真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	七三・〇五のうち
	二　その他のもののうち	
	身辺用細貨類及びその部分品	
三五％	鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼	七三・一一のうち
	二　その他のもののうち	
	海綿鉄	
一二・五％	形鋼（熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。）及び鋼矢板（鋼矢板にあつては、あなをあけてあるか、又は組み合わせてあるかどうかを問わない。）	七三・一二のうち
	二　鋼矢板	
一五％	鉄鋼の帯(熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。)	七三・一三のうち
	一　クラッドのもの及びめつきしたもの	
	(一)　すずをめつきしたもののうち	
一五％	巻いてないもの	
	二　その他のもの	
一五％	(二)　その他のもののうち	
	厚さが〇・九ミリメートル以下のもの	
一五％	鉄鋼の板(熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。)	
	一　クラッドのもの及びめつきしたもの	
	(一)　すずをめつきしたもののうち	
一五％	巻いてないもの	
	二　その他のもの	
一五％	(二)　厚さが三ミリメートルに満たないもののうち	
	厚さが〇・九ミリメートル以下のもので巻いてないもの	
一五％	鉄鋼の線（塗装してあるかどうかを問わないものとし、電気絶縁をしたものを除く。）	七三・一四のうち
	二　その他のもの	

七三・一五のうち	合金鋼及び高炭素鋼（第七三・〇六号から第七三・一四号までに掲げる物品の形状のものに限る。） 二　高炭素鋼（一に掲げるものを除く。）のうち 帯及び板（冷間圧延をしたもののうち、巻いたもので炭素の含有量が全重量の〇・七五％以上のものに限る。） 鋼線（金属をめつきしてないものに限るものとし、炭素の含有量が全重量の〇・七％以上で、りん及びいおうの含有量がそれぞれ全重量の〇・〇三％以下のものを除く。）	一五％
七三・一七 七三・一八のうち	鋳鉄管 鉄鋼の管及び素管（鋳鉄管及び水力発電用高圧導水鋼管を除く。） 二　その他のもののうち 継目なし又は溶接のもので、金属をめつきしてないもの（外径が一六七ミリメートルをこえ、長さが五メートルをこえるケーシング及び外径が一一〇ミリメートルをこえ、長さが五メートルをこえるアップセットドリルパイプを除く。）	一五％ 一五％
七三・一九のうち	水力発電用高圧導水鋼管（補強してあるかどうかを問わない。） 継目なし又は溶接のもので、金属をめつきしてないもの（合金鋼のものを除く。）	一五％
七三・二〇のうち	鉄鋼製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジその他の管用継手	一五％
七三・二一のうち	鋳鉄製又は可鍛鋳鉄製のもの 構造物及びその部分品（たとえば、家屋、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根組み、とびら、窓わく、よろい戸、手すり及び柱。鉄鋼製のものに限るものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、帯、棒、形材、管その他の材料 無水式ピストン型ガスホールダーの部分品 構造物用に加工した鉄鋼製の板、帯、棒、形材、管その他の材料（一部組み立てたものを含むものとし、家屋用、電柱用又は船舶用のものを除く。） 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。）	二〇％ 一〇％ 一五％
七三・二二のうち	無水式ピストン型ガスホールダー 鉄鋼製の圧縮ガス充てん用シリンダーその他これに類する耐圧容器 圧縮ガス充てん用シリンダー より線、ケーブル、ロープ、組ひも、スリングその他これらに類する物品（鉄鋼の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。） ロープ（直径が七〇ミリメートル以上のものに限る。） 鉄鋼製のくさり及びくさり部分品 くさり（定尺又はエンドレスのもので機械用又は車両用のもの及び機械用のチェーンベルチングを除く。） 鉄鋼製のくぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、波形くぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう（銅以外の材料で製造した頭部を有するものを含む。） 馬ていくぎ 鉄鋼製のばね及びばね板 一　自動車用のシャシばね及びそのばね板 その他の鉄鋼製品 エンドレスコンベアベルト（巻いた未完成のコンベアベルトで両端にリベットあなを有するものを含む。） 銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びくず 二　塊（一に掲げるものを除く。）のもの ㈠　銅（合金を除く。）のもの A　銅の含有量が全重量の九五％をこえるもの (a)　電解精製用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）のうち ブリスター銅の棒 (b)　その他のもののうち ブリスター銅の棒	一〇％ 一五％ 一五％ 一五％ 一五％ 三〇％ 一五％ 一〇％ 二〇％ 一〇％ 二五％
七三・二四のうち	銅の棒、形材及び線 一　棒及び形材 ㈠　黄銅又は青銅のもの 銅の管、素管及び中空棒 二　黄銅又は青銅のもののうち 金属をめつきしてないもの ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品（エンドレスのものを含むものとし、銅の線を用いて製造したものに限る。）	一〇％
七三・二五のうち		一五％
七三・二九のうち		一五％
七三・三一のうち		一五％
七三・三五のうち		一五％
七三・四〇のうち		三〇％
七四・〇一のうち		一五％
七四・〇三のうち		一〇％
七四・〇七のうち		二〇％
七四・一一のうち		二五％

	二　その他のもののうち 織つたもの（エンドレスのものを除く。） 銅製のくぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）	二〇％
七四・一四のうち	一　貴金属をめつきしたもの	五〇％
七四・一八のうち	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（銅製のものに限る。） 一　貴金属をめつきしたもの	五〇％
七四・一九のうち	その他の銅製品 一　貴金属をめつきしたもの 二　その他のもののうち エンドレス帯（フィルム用又ははく用の製膜機に使用するものに限る。）	五〇％
七五・〇六のうち	その他のニッケル製品 一　貴金属をめつきしたもの	一五％
八一・〇三のうち	タンタル及びその製品 一　塊、粉及びフレーク	五〇％
八二・〇二のうち	のこぎり（機械式のものを除く。）及び手動式又は機械式ののこぎりのブレード（無歯式ののこぎりのブレードを含む。） 一　ハックソーブレード（厚さが〇・六八ミリメートル以上のものに限る。）のうち 金属切断用のもの（機械用のものを除く。）	一〇％
	二　機械式ののこぎりのブレード（ハックソーブレードを除く。）のうち サーキュラーソーブレード	一八％
	三　その他のもののうち のこぎりのブレード 手のこぎり	一八％
八二・〇三のうち	手工具（プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツィーザー、ブリキばさみ、ボルトクリッパーその他これらに類する物品並びにせん孔ポンチ、パイプカッター、スパナー、レンチ及びやすりに限るものとし、タップ用レンチを除く。） 手工具（パイプカッター、やつとこ、ニッパー、プライヤー及びやすりを除く。）	一五％
八二・〇四のうち	手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）、トーチランプ、金敷き並びに機械用以外の万力及びクランプ、可搬式かじ炉並びにフレームに取り付けたグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの 手道具及び手工具（かなづち、ラッチェット、らせん錐、ダイストック、スクリュープレート、コルクスクリュー及びダイヤモンドを用いた刃物を除く。）、トーチランプ、機械用以外のクランプ、可搬式かじ炉並びにフレームに取り付けたグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの 手工具用、動力駆動式手持工具用又は機械用の互換性工具（伸線用ダイス、金属押出し用ダイス及びさく岩用ビットを含むものとし、プレス、型打ち、きりもみ、ねじ切り、中ぐり、ブローチング、ミリング、切断、切削、ドレッシング、ほぞあなあけ、ねじの締付けその他の作業に用いるものに限る。） 一　ドリル、ビット、リーマー及びスクリュータップのうち ねじれ錐 ビット	一五％
八二・〇五のうち	二　ミリングカッター及びギヤカッター ミリングカッター ギヤカッター	二〇％ 一八％
	三　その他のもの ㈠　超硬工具（金属炭化物を焼結した物品を用いたものに限る。）及びダイヤモンド工具のうち 機械用刃工具（ダイヤモンドを用いたものを除く。）	一八％ 一五％
	㈡　その他のもののうち 機械用刃工具 ナイフ（のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。）	一五％
八二・〇九のうち	二　その他のもの ナイフの刃（第八二・〇九号のナイフ用のものに限る。） はさみ（テーラースシャーを含む。）及びその刃 その他の刃物（たとえば、剪定ばさみ、バリカン、肉切り用クリーバー及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はカイロパディ用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	一八％ 一八％ 一八％
八二・一〇	二　その他のもの 刃物（ペーパーナイフその他これに類する物品を除く。）	一八％
八二・一二	スプーン、フォーク、フィッシュイーター、バターナイフ、ひしやくその他これらに類する食卓用具及び台所用具	一八％
八二・一三のうち		
八二・一四のうち		

八三・〇二のうち	二　その他のもののうち テーブルフォーク及びスプーン 卑金属製の取付具（ドアクローザーを含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る。）及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具 二　その他のもののうち 自動車（第八七・〇九号又は第八七・一一号に該当する車両を除く。）又はトレーラー（第八七・〇一号又は第八七・〇二号に該当する自動車に用いるものに限る。）の部分品	二〇％
八三・〇六のうち	卑金属製の小像その他の室内装飾品 一　貴金属をめつきしたもの	三〇％
八三・〇七のうち	ランプその他の照明器具及びその部分品（卑金属製のものに限るものとし、第八五類（第八五・二二号を除く。）に該当するスイッチ、ランプホールダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。） 安全燈、シェードホールダー及び電子照明式のもの以外のもの	五〇％
八三・一〇のうち	卑金属製のビーズ及びスパングル 一　貴金属をめつきしたもの	二〇％
八三・一二のうち	卑金属製の額縁その他これに類する縁及び鏡 一　貴金属をめつきしたもの	五〇％
八三・一三のうち	卑金属製の栓、王冠、ボットルキャップ、キャプシュール、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する包装用附属品 王冠	五〇％
八三・一五のうち	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、電極その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に用いるもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結して製造した金属吹付け用の線及び棒 鉄鋼製の溶接棒（フラックスを用いたものに限る。）	一五％
八四・〇一のうち	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用の温水ボイラーを除く。） 二　ボイラーの部分品のうち かん胴及び波形炉筒以外のもの	一五％
八四・〇二のうち	エコノマイザー、過熱器、スートブロアー、ガス回収器その他これらに類する蒸気発生ボイラー用の附属機器及び蒸気原動機用の復水器 過熱器、スートブロアー、ガス回収器その他これらに類する蒸気発生ボイラー用の附属機器（エコノマイザー及びフィードウォーターヒーターを除く。） 蒸気原動機（ボイラー付きのものを除く。） 一　蒸気タービン及びその部分品 ㈠　蒸気タービン ㈡　部分品	一五％ 一五％ 一五％
八四・〇五のうち	内燃機関（ピストン式のものに限る。） 一　内燃機関 ㈠　自動車用のもののうち 自動車（第八七・〇九号又は第八七・一一号に該当する車両を除く。）用のもの ㈡　航空機用のもの ㈣　その他のもののうち 重量が一万キログラム以下のもの	三〇％ 一五％ 一五％
八四・〇六のうち	二　内燃機関の部分品のうち 燃料噴射装置及びその部分品並びに自動車用のもの以外のもの ウォーターホイール、ウォーターターボビンその他の液体原動機 一　ウォーターターボビン及びその部分品 ㈠　ウォーターターボビン ㈡　部分品	一五％ 一五％ 一五％
八四・〇七のうち	その他の原動機 一　原動機 ㈠　航空機用のもののうち 内燃機関	一五％
八四・〇八のうち	二　原動機の部分品 ㈠　航空機用のもの	一五％
八四・一〇のうち	液体ポンプ（原動機付きのものを含むものとし、計器付きのものであるかどうかを問わない。）及びバケット式、チェーン式、スクリュー式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター 一　液体ポンプ及びその部分品 ㈠　液体ポンプ（㈡に掲げるものを除く。）のうち 鉄鋼製のタービポンプ（重量が五、〇〇〇キログラム以下で吐出圧力が一〇〇気圧をこえるものに限る。）	一五％

	鉄鋼製の回転式ポンプ（重量が五、〇〇〇キログラム以下のものに限るものとし、タービンポンプ、ロータリーピストンポンプ及びギヤポンプを除く。）	一五％
八四・一一のうち	気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機（原動機付きのもの及びガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。）並びにファン、送風機その他これらに類する機械	
	二　気体圧縮機のうち	
	重量が五、〇〇〇キログラム以下のもの	一五％
	三　ファン、送風機その他これらに類する機械のうち	
	ディーゼル機関用排気タービン過給機	一五％
八四・一二のうち	エアコンディショナー（動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。）	
	二　その他のもののうち	
	電動機により作動するもの	一五％
八四・一四のうち	炉（工業用又は理化学用のものに限るものとし、転炉及び電気炉を除く。）	
	理化学用の炉	一五％
	自動食品ベーキングマシン	一五％
八四・一五のうち	冷蔵庫（冷凍機構を自蔵するものに限る。）及び冷凍機構を有する機械（電気式のものであるかどうかを問わない。）	
	一　冷蔵庫のうち	
	電気冷蔵庫（容量が〇・一四一六立方メートル以上のものに限る。）	一五％
	ガス冷蔵庫	一五％
	燈油冷蔵庫	一五％
	二　冷凍機構を有する機械のうち	
	冷凍機（重量が一〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五％
	アイスクリームフリーザー	一五％
八四・一六のうち	つや出しロール機その他これに類するロール機（金属加工機械、金属圧延機及びガラス加工機械を除く。）及びこれらのロール	
	革仕上げ機	一五％
	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五％
八四・一七のうち	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法で材料を処理する機器（理化学用のものを含み、家庭用に供するものを除くものとし、電気加熱式のものであるかどうかを問わない。）並びに電気加熱式でない瞬間湯わかし器及び貯蔵式湯わかし器	
	理化学用のもの	一五％
	その他のもののうち	
	牛乳殺菌機	一五％
	牛乳乾燥機	一五％
	プレート型熱交換機	一五％
	重合タンク	一五％
八四・一八のうち	遠心分離機並びに液体用又は気体用のろ過機及び清浄機（ろ過用漏斗、ミルクストレーナーその他これらに類するものを除く。）	
	一　遠心分離機及びその部分品のうち	
	理化学用のもの	一五％
	その他のもののうち	
	クリーム分離機（コニカルディスクを有するものに限る。）	一五％
	二　その他のもののうち	
	理化学用のもの	一五％
	その他のもののうち	
	電気式灌水型プレシピテーター	一五％
	プラットフォーマー用の循環ガス洗浄塔	一五％
	石油精製用の脱ろうフィルター	一五％
八四・一九のうち	清浄用又は乾燥用の機械（びんその他の容器に用いるものに限る。）、充てん用、封口用、封止用、キャプシュール取付け用又はラベルはり付け用の機械（びん、かん、箱、袋その他の容器に用いるものに限る。）、その他の包装機械、飲料用炭酸ガス注入機及びさら洗機	
	一　オートマチックラッピングマシン及びその部分品のうち	
	オートマチックラッピングマシン	一五％
	二　その他のもののうち	
	自動びん清浄機	一五％
	びん詰機	一五％
八四・二一のうち	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（手で操作するものであるかどうかを問わないものとし、液体用又は粉末用のものに限る。）及び消火器（消火剤を充てんしてあるかどうかを問わない。）並びにスプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付機その他これに類する機器	
	人力散粉機及びその部分品	一五％
	ニューマチックマシン	一五％

八四・二二のうち	物上げ用、荷扱用、積込用又は積卸用の機械並びにテルハ及びコンベア（たとえば、リフト、ホイスト、ウインチ、クレーン、トランスポータークレーン、ジャッキ、プーリータックル、ベルトコンベア及びテルフェリック。第八四・二三号に該当するものを除く。）	
	一　クレーン、コンベア及びこれらの部分品のうち	
	クレーン及びその部分品	
	ベルトコンベア、チェーンコンベア及びこれらの部分品	一五％
	二　その他のもののうち	
	ニューマチックマシン（キャプスタン、ウインチ、ウインドラスその他これらに類するものを除く。）	一五％
八四・二三のうち	メカニカルショベル、コールカッター、エキスカベーター、スクレーパー、レベラー、ブルドーザーその他の掘削用、ならし用、突固め用、せん孔用又は採掘用の機械（自走式であるかどうかを問わないものとし、土壌用、鉱石用その他鉱物用のものに限る。）、除雪機（除雪用アタッチメントを含むものとし、自走式のものを除く。）及びくい打ち機	一五％
	一　コールカッター及びその部分品	
	シュネルホーベルのもの	一〇％
	その他のもの	一五％
	二　エキスカベーター、しゆんせつ機及びこれらの部分品	一五％
	三　その他のもののうち	
	試錐機	一五％
	グレーダー	一五％
	ブルドーザー	一五％
	ニューマチックマシン	一五％
八四・二四のうち	プラウ、ハロウ、カルチベーター、播種機、肥料散布機その他農業用又は園芸用の機械（土壌整理用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	一五％
	土壌整理用又は耕作用の農業機械及びその部分品（ハロウ及びカルチベーターを除く。）	一五％
八四・二五のうち	収穫機、脱穀機、わら用又は乾草用のプレス、草刈機、種用、穀物用又は豆用の風力選別機その他これに類するクリーニング機及び卵その他の農産物の分類機（第八四・二九号に該当するパン用穀物の製粉業用機械を除く。）	
	ニューマチックマシン	一五％
	液圧プレス及びその部分品	一五％
八四・二七	プレス、破砕機その他の機械（ぶどう酒、りんご酒又は果汁の製造その他これらに類する用途に供するものに限る。）	一五％
	液圧プレス及びその部分品	一五％
八四・三一のうち	繊維素パルプ、紙又は板紙の製造用又は仕上用の機械	
	一　ストックメーカー、パルプレファイナー及びこれらの部分品のうち	
	ストックメーカー及びパルプレファイナー	一五％
	二　その他のもののうち	
	繊維素パルプ又は紙の製造用の機械	一五％
	連続式段ボール製造機	一五％
	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五％
八四・三二のうち	製本機械（製本ミシンを含む。）	
	本とじ機及び製本ミシン	一五％
八四・三五のうち	印刷機（他の号に該当するものを除く。）及び印刷用補助機械	
	一　印刷機及びその部分品	
	自動二色刷り凸版枚葉印刷機（シリンダーの一回転で二色刷りを行なうものに限る。）	一二％
	その他のもの	一五％
八四・三六のうち	人造繊維用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、ねん糸機、合糸機、合ねん糸機及びかせ機（横糸巻機を含む。）	一五％
八四・三七のうち	梳綿機	
	織機、メリヤス機及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゆう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械並びにこれらに使用する糸を調整する機械（整経機及び整経のり付け機を含む。）	
	二　メリヤス機のうち	
	フルファッション式くつ下編立機	一五％
八四・三八のうち	ドビー機、ジャカード機、自動停止機、シャットル交換機その他第八四・三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機械に原則としてもつぱら使用する部分品及び附属品	
	二　その他のもののうち	
	針布	一五％
	梳綿機又はフルファッション式くつ下編立機の部分品	一五％
八四・四〇のうち	清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械（洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用	

	織維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。）、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械（織物類その他の材料にペーストを被覆するものに限る。）、印刷機（織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地色を印刷するものに限る。）並びにこれに使用するブロック、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの	
	一　清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械及びその部分品	
	(二)　その他のもののうち	
	糸仕上機	
	防収縮仕上機（織物類の給湿から幅出し並びにシュウ、メーンドラム及びブランケット又はメーンドラム及びブランケットによる収縮までの工程を自動的に連続して行なうものに限る。）	一五％
	織物用の連続式樹脂加工機	一五％
	マーセライジングマシン	一五％
	連続式精練漂白機	一五％
	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五％
	二　その他のもののうち	
	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五％
八四・四一のうち	ミシン、ミシン用に特に作つた家具及びミシン針	
	一　ミシン（その頭部を含む。）	一五％
	(一)　通常家庭用に供するもののうち	
	足踏み式のもの	一五％
	(二)　その他のもの	
八四・四二のうち	原皮、毛皮又は革のなめし準備機械、なめし機械及び加工機械（くつ製造機械を含むものとし、ミシンを除く。）	一五％
	革のなめし機及び仕上機	一五％
	短ぐつ製造機	一五％
八四・四四のうち	金属圧延機及びそのロール	
	二　金属圧延機の部分品	
	(一)　ロールのうち	
	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五％
八四・四五	金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。）	
	一　工作機械	
	(一)　旋盤	
	A　普通旋盤（ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	二五％
	B　自動ならい旋盤（ベッド上の振りが六〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）	二五％
	C　単軸自動旋盤（棒材用のものに限る。）	二五％
	D　立旋盤（テーブルの直径が二、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	二五％
	E　その他のもの	
	多軸自動旋盤（六軸以下の棒材用のものを除く。）	一〇％
	その他のもの	一五％
	(二)　ボール盤及び中ぐり盤	
	A　横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）	二五％
	C　その他のもののうち	
	中ぐり盤（治具中ぐり盤を除く。）	一五％
	(三)　フライス盤	
	A　万能工具フライス盤	二五％
	B　ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のもののうち加工面積が一平方メートルに満たないものに限るものとし、ならい操作を手動式又はカム式の機構により行なうものを除く。）	二五％
	C　プラノミラー（テーブルの幅が二、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。）	二五％
	D　その他のもの	
	ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならい操作をカム式機構により行なうものを除く。）	一〇％
	その他のもの	一五％
	(四)　研削盤	
	A　内面研削盤（研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。）	二五％
	B　平面研削盤（立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメート	

	ルに満たない長テーブル式のものに限る。）	二五％
	C　その他のもの	
	平面研削盤（研削することができる長さが三、〇〇〇ミリメートルをこえるものに限るものとし、ロータリーテーブル式のものを除く。）	一〇％
	ねじ研削盤	一〇％
	その他のもの	一五％
	㈥　歯切盤及び歯車仕上機械	
	A　単軸ホブ盤（立型のもので、テーブルの直径が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	二五％
	B　その他のもののうち	
	平歯車形削盤（ピニオン工具型のもので加工することができる直径が九〇〇ミリメートル以上のもの及びラック工具型のもので加工することができる直径が一、二〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	一〇％
	その他の歯切盤	一五％
	平歯車研削盤	一〇％
八四・四七のうち	二　その他のもの	
	㈠　ベンディングマシン	一五％
	㈡　プレスのうち	
	液圧プレス	一五％
	㈢　剪断（せん）機のうち	
	金属板用のもの	一五％
	木材、コルク、骨、エボナイト、硬質人造プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（第八四・四九号に該当するものを除く。）	
	木材加工機械	一五％
	液圧プレス	一五％
八四・四八のうち	第八四・四五号から第八四・四七号までに該当する機械に原則としてもつぱら使用する部分品及び附属品（加工物保持具、ツールホールダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械に用いる物品を含む。）並びに手工具又は手持工具に用いるツールホールダー	
	液圧プレス（金属加工用のものを除く。）の部分品	一五％
	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五％
八四・四九	手持工具（ニューマチックツール及び電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）	
	一　ニューマチックツール及びその部分品のうち	
	ニューマチックツール	一五％
八四・五一のうち	タイプライター（計算機構を有するものを除く。）及びチェックライター	
	一　タイプライター	
	㈡　その他のもの	一五％
八四・五二のうち	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械	
	一　電子計算機械	
	㈠　計数型電子計算機械（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。）に限る。）のうち	
	計数型電子計算機本体	一五％
	㈡　その他のもののうち	
	計算機本体	一五％
	二　電動式計算機（一に掲げるものを除く。）	一五％
	三　簿記会計機	一五％
	四　金銭登録機	一五％
	五　その他のもののうち	
	手動式計算機	一五％
八四・五三のうち	せん孔カード式の分類機、計算機、製表機その他の統計機械、せん孔カード式会計機械及びこれらの機械とともに使用するせん孔機、検孔機その他の補助機械	
	一　計数型電子計算機械（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。）に限るものとし、カードの読取り及びせん孔を行なう機構を自蔵する電子式計算せん孔機を除く。）のうち	
	計数型電子計算機本体	一五％
	三　その他のもののうち	
	せん孔機、検孔機、分類機、製表機、計算せん孔機（電子式のものにあつては、カードの読取り及びせん孔を行なう機構を自蔵するものに限る。）、照合機、翻訳機その他のせん孔カード式統計機械及びその補助機	

	械	
八四・五四のうち	簿記会計機	
	その他の事務用機器（たとえば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなあけ機及びとじ機）	
	一　その他のもののうち	
	謄写機、あて名印刷機その他これらに類する印刷機	一〇％
	事務用機器（ステープリングマシン、チェックパーホレーター、鉛筆削り機その他これらに類する機器で手動式のもの及び印刷機を除く。）	一五％
八四・五五のうち	第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該当する機械に原則としてもつぱら使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	一五％
	計算機（手動式のものを除く。）の部分品	一五％
	金銭登録機の部分品	一五％
	タイプライターの部分品	一五％
	簿記会計機の部分品	一五％
	せん孔カード式統計機械の部分品	一〇％
	謄写機、あて名印刷機その他これらに類する印刷機の部分品	一五％
八四・五六のうち	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機及び混合機（固形、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性材料の処理に用いるものに限る。）並びに造塊機、型込機及び成形機（粉状又はペースト状の固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の鉱物性材料の処理に用いるものに限る。）並びに鋳物用砂型の成形機	一五％
	コンクリートミキサー	一五％
	れんが製造機	一五％
	ニューマチックマシン	一五％
	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五％
	液圧プレス及びその部分品	一五％
八四・五七のうち	ガラス又はその製品の製造機械（冷間加工用のものを除く。）及びフィラメント電球、放電燈、電子管その他これらに類する物品のチューブ又はバルブの組立機械	一五％
	真空管用の自動ブローイングマシン	一五％
	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五％

八四・五九のうち	液圧プレス及びその部分品	一五％
	機械類（原則としてもつぱら他の機械類の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。）	
	一　プレス、モールディングマシン、ニーディングマシン、押出機及びこれらの部分品のうち	
	合成樹脂加工用のエクストルーダー	一五％
	合成樹脂加工用のトランスファーモールディングマシン	一五％
	合成樹脂加工用のインジェクションモールディングマシン	一五％
	連続式ゴム絶縁機	一五％
	液圧プレス及びその部分品	一五％
	二　より線機、絶縁テープ巻付機その他これらに類する綱又は絶縁電線の製造機械及びこれらの部分品のうち	
	より線機及びその部分品	一五％
	三　貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものに限る。）及びこれらの部分品のうち	
	鉄鋼製の無水式ピストン型ガスホールダー及びその鉄鋼製部分品	一〇％
	七　その他の機械類及びその部分品	
	(一)　機械類のうち	
	ドロマイト投射機	一五％
	自動コイル巻機	一五％
	重合タンク	一五％
	密閉式連続マーガリン製造機	一五％
	ペレット飼料製造機	一五％
	ニューマチックマシン	一五％
	(二)　機械類の部分品のうち	
	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五％
八四・六一のうち	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。）	
	鉄鋼製又は銅製のもの（貴金属を用いたもの、金属をめつきしたもの並びに減圧弁、自動調整弁その他これらに類する機械式弁及び車両用の弁を除く。）	
八四・六二	ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルローラー	一五％

のうち	ベアリング	
	一　ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルローラーベアリング	二五％
	二　ベアリングの部分品のうち	
八四・六三のうち	ボール、ニードル及びローラー以外のもの	二五％
	伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プレーンベアリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。）、はずみ車、プーリー、プーリーブロック、クラッチ並びに軸継手	
	一　無段変速機及びその部分品	
	二　その他のもののうち	
	モーゴイル式ベアリング	
八五・〇一のうち	発電機、電動機、回転式又は静止式のコンバーター、トランスフォーマー、整流機器及びインダクター	一五％
	一　発電機のうち	
	原動機（蒸気タービンを除く。）と結合したもの	
	二　電動機	
	(一)　重量が五〇〇キログラム以下のもの	一五％
八五・〇五のうち	手持工具（電動装置を自蔵するものに限る。）	一五％
八五・〇六のうち	部分品以外のもの	
	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）	
	一　真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁しぼり機、ファン及びこれらの部分品のうち	
	真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁しぼり機	一五％
	二　その他のもののうち	
	可搬式電気機器	一五％
八五・〇八のうち	内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む。）並びに内燃機関に附属する発電機及びその開閉器	
	二　点火プラグのうち	
	自動車用のもの以外のもの	一五％
八五・〇九のうち	電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー、除霜機及び除霧機（自転車用又は自動車用のものに限る。）	
	一　自動車用のもの（第八七・〇九号又は第八七・一一号に掲げる車両に用いるものを除く。）のうち	
	部分品以外のもの	三〇％
八五・一一のうち	電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（工業用又は理化学用のものに限る。）並びに電気溶接機器、電気ろう付け機器、電気はんだ付け機器及びこれらに類する切断用電気機器	
	一　電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品のうち	
	理化学用のもの	一五％
	二　電気溶接機器及びその部分品のうち	
	自動電気溶接機	一五％
八五・一三のうち	有線電話用又は有線電信用の機器（搬送通信機器を含む。）	
	有線電話用又は有線電信用の機器（搬送通信機器を含む。）及びその部分品（第八五・一三号及び第八五・一五号の物品に共通してもつぱら使用する部分品を除く。）	一五％
八五・一五のうち	無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器（蓄音機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器	
	一　ラジオ受信機（シャシを含む。）	
	(一)　音声再生機を自蔵するもののうち	
	電気蓄音機	三五％
	(二)　その他のもののうち	
	ラジオ受信機（シャシを除く。）	一八％
	二　テレビジョン受像機（シャシを含む。）	
	陰極線管の映像面の最大径が五三・三四センチメートル以上のもの（カラーテレビジョン受像機を除く。）	二〇％
	陰極線管の映像面の最大径が五三・三四センチメートル以上のカラーテレビジョン受像機	二五％
	その他のもの	三〇％
八五・二一のうち	三　レーダー	一五％
	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）、光電池、トランジスターその他これに類する半導体を有する物品並びに圧電気結晶素子	
	一　熱電子管のうち	
	理化学機器用のもの	一五％
	受信管（非一般用受信管（高信頼管をいう。）を除く。）	二〇％
	通信機器用のもの	三〇％
	二　トランジスターその他これに類する半導体を有する物品のうち	

	集積回路	一五%
	三　その他のもののうち	
	理化学機器用のもの	一五%
八五・二三のうち	電気機器（原則としてもつぱら他の機器の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。）	
	二　その他のもののうち	
	理化学用のもの	一五%
	一に掲げるものの部分品	一五%
	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	
	一　電力ケーブル及び通信ケーブルのうち	
	鎧装ゴムケーブル及び海底通信ケーブル以外のもの	二五%
	二　合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）のうち	
	フレキシブルコード並びに鎧装したケーブル及び線以外のもの	二五%
	三　その他のもののうち	
	人造プラスチックで被覆したもの（フレキシブルコード並びに鎧装したゴムケーブル及びゴム線を除く。）及び巻線	二〇%
	その他のもの（フレキシブルコード並びに鎧装したゴムケーブル及びゴム線を除く。）	一八%
八七・〇一のうち	トラクター（動力取出し機構、ウインチ又はプーリーを有するものを含むものとし、第八七・〇七号に該当するものを除く。）	
	一　車輪式のもののうち	
	蒸気機関式のもの及び三輪式のもの以外のもの	二〇%
	二　その他のもののうち	
	無限軌道式のもの（蒸気機関式のものを除く。）	一五%
八七・〇二のうち	乗用自動車及び貨物自動車（スポーツ用自動車及びトロリーバスを含むものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く。）	
	一　乗用自動車（レースカー、乗用ジープ及び病人輸送車その他の含むものとし、二に掲げるバス及び病人輸送車その他の特殊乗用自動車並びに無限軌道式のものを除く。）	
	(イ)　ホイールベースが二七〇センチメートルをこえ、三〇四・八センチメートル以下のもののうち	
	三輪車以外のもの	三五%
	(ロ)　ホイールベースが三〇四・八センチメートルをこえるもののうち	
	三輪車以外のもの	三五%
	三　貨物自動車（無限軌道式のもの及びシャットルカーを除く。）のうち	
	ストラッドルキャリヤー（シャシの下に荷物をかかえ上げて運搬するものに限る。）	二七%
	トラック（ホイールベースが二五四センチメートルをこえるものに限るものとし、三輪車を除く。）	
	積載能力が一八トン以上のもの	二七%
	その他のもの	三〇%
八七・〇四のうち	原動機付きのシャシ（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）	
	乗用ジープ用のもの	三〇%
	乗用自動車用のもの（ホイールベースが二五四センチメートルをこえるものに限るものとし、乗用ジープ用のもの及び三輪車用のものを除く。）	三〇%
八七・〇五のうち	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）	三〇%
	無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く。）用の車体	一五%
	その他のもの（無限軌道式車両用のものを除く。）	三〇%
八七・〇六のうち	部分品及び附属品（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）	
	一　シャシのうち	
	無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く。）用のもの	一五%
	その他のもの（無限軌道式車両用のものを除く。）	三〇%
	二　その他のもののうち	
	無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く。）の部分品	一五%
	その他の部分品（無限軌道式車両用のものを除く。）	三〇%
八七・〇九のうち	モーターサイクル、オートサイクル及び補助原動機付きの自転車（サイドカー付きのものであるかどうかを問わない。）並びにサイドカー	
	二輪自動車（機関の総排気量が九〇一・三立方センチメートル以上のものに限る。）	二〇%
	二輪自動車（機関の総排気量が九〇一・三立方センチメートルに満たないものに限る。）	三〇%

八七・一四のうち	その他の車両（トレーラーを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く。）及びその部分品 一　トレーラー（第八七・〇一号又は第八七・〇二号に掲げる自動車に用いるものに限る。）及びその部分品	三〇％
八八・〇一のうち	気球及び飛行船 飛行船	一五％
八八・〇二のうち	飛行機、滑空機、たこ及びロートシュート 一　飛行機（ヘリコプターを除く。） ㈠　四基以上の原動機を有するもの ㈡　その他のもの 二　ヘリコプター 四　その他のもののうち ロートシュート以外のもの	一〇％ 一五％ 一五％ 一五％
八八・〇三のうち	部分品（第八八・〇一号又は第八八・〇二号に該当する物品に用いるものに限る。） 航空機（気球を除く。）の部分品（プロペラを除く。）	一五％
九〇・〇一のうち	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、柄又はわくを取り付けたもの及び光学的に研摩してないガラス製のものを除く。）及び偏光材料製の板 めがね用のガラス	一五％
九〇・〇二のうち	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（柄又はわくを取り付けたもので、機器の部分品として又は機器に取り付けて使用するものに限るとともに、光学的に研摩してないガラス製のものを除くものとし、材料を問わない。） 一　写真機用、映画撮影機用、映写機用、投影機用又は顕微鏡用のもののうち 写真機用又は映画撮影機用のレンズ 顕微鏡用のもの 二　その他のもののうち 理化学用のもの めがねの柄及びわく並びにこれらの部分品 二　その他のもののうち 金属製、セルロイド製又は合成樹脂製のもの以外のフレーム	一五％ 一五％ 一五％ 一五％
九〇・〇三のうち	反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの合その他の取付具（電波観測用のものを除く。） 天体観測用機器（望遠鏡、子午儀、赤道儀その他望遠鏡を主体とする機器を除く。）及びその合その他の取付具	一五％
九〇・〇六のうち	写真機及び写真用せん光器具 一　写真機（暗箱を含む。） ㈠　製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもののうち 暗箱以外のもの ㈡　その他のもののうち 暗箱以外のもの	三〇％ 三〇％
九〇・〇七のうち	映画用の撮影機、映写機、録音機及び音声再生機（これらを組み合わせたものを含む。） 一　撮影機、映写機並びにこれらの部分品及び附属品 ㈠　使用フィルムの幅が二〇ミリメートル以下のもののうち 映写機 ㈡　その他のもののうち 撮影機	二〇％ 二〇％
九〇・〇九のうち	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。） 二　その他のもののうち 写真引伸機	二〇％
九〇・一一のうち	回折機器	一五％
九〇・一二	顕微鏡及び回折機器（電子式又は陽子式のものに限る。）	一五％
九〇・一三のうち	光学顕微鏡（写真撮影用又は投影用の装置を有するかどうかを問わない。） 光学機器（サーチライト及びスポットライト以外の照明器具並びにこの類の他の号に該当するものを除く。） 理化学用のもの	一五％
九〇・一四のうち	土地測量機器（写真測量用のものを含む。）、水路測量機器、航行用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、ら針盤及び測距儀 ら針盤並びにその部分品及び附属品 高度計	一五％ 一五％
九〇・一六のうち	気象観測機器、水理計測機器及び地球物理学用機器（理化学用のものに限る。）並びにこれらの部分品及び附属品 製図機器（パンタグラフその他の写図機器を含む。）、けがき用具及び計算尺、計算盤その他の計算用具並びにマイクロメーター、キャリパー、ゲージ、ものさし、巻尺、釣合試験機その他この類の他の号に該当しない測定用又は試験用の機器並びに輪かく投影機 一　製図機器、けがき用具、計算用具並びにこれらの部分品及び附属品のうち	一五％

	ディバイダー	一五%
	二　その他のもの	
	(二)　その他のもののうち	
	マイクロメーター、キャリパー、レベル、ゲージブロック、直尺及び分度器	一五%
	マイクロケーター	一五%
	その他のもののうち理化学用のもの	一五%
九〇・一七のうち	医療用又は獣医用の機器(電気式のものを含む。) 医療用(麻酔用を含む。)又は獣医用の機器並びにその部分品及び附属品(歯科用の機器、電気機器、外科用の針、鉗子、ナイフ、手のこぎり、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品を除く。) 単に電動機で作動する機器(歯科用のものを除く。)並びに外科用の電気機器並びにその部分品及び附属品 医療用又は獣医用の電気機器(外科用のもの及び単に電動機で作動するものを除く。)	一五%
九〇・一八のうち	機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的適性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器及び呼吸用機器(ガスマスクその他これに類するマスクを含む。) 医療用の機器(歯科用のもの及び電気機器を除く。)並びにその部分品及び附属品 単に電動機で作動する機器並びに外科用の電気機器並びにその部分品及び附属品 医療用の電気機器(歯科用のもの、外科用のもの及び単に電動機で作動するものを除く。)	一五% 二〇%
九〇・一九のうち	整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分、補聴器及びそえ木その他の骨折治療具 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼その他人造の人体の部分(義歯を除く。)及びそえ木その他の骨折治療具	一五% 二〇%
九〇・二〇のうち	エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器(写真用又は医療用のものを含む。)並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御盤並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の机、いすその他これらに類する物品 一　放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品のうち 理化学用のもの 二　その他のもののうち 理化学用のもの 医療用のもの(外科用のもの並びに部分品及び附属品を除く。)	一五% 一五% 一五% 一五% 二〇% 一五% 一五%
九〇・二一のうち	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型 教育用の機器及び模型(実物説明用に適するものに限る。)	一五% 二〇%
九〇・二二のうち	硬度試験機、抗張力試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他これらに類する材料試験機(金属、木材、紡織用繊維、紙、プラスチックその他の工業材料用のものに限る。) 理化学用のもの	一五% 一五%
九〇・二三のうち	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計(これらを組み合わせたものを含むものとし、記録装置を有するかどうかを問わない。) ハイドロメーター(アルコール計その他これに類する物品を含む。)、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計(これらを組み合わせたものを除くものとし、記録装置を有するかどうかを問わない。)	一五% 一五%
九〇・二四のうち	圧力計、液面計、流量計、熱流量計、通風自動調整機その他の機器(液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の変量の測定用、検査用又は自動調整用のものに限る。)及びサーモスタットその他の温度自動調整機器(第九〇・一四号に該当するものを除く。) 圧力計	一五% 一五%
九〇・二五のうち	偏光計、屈折計、分光計、ガス分析器その他の物理分析用又は化学分析用の機器及び粘度計、ポロシメーター、膨張計、表面張力計その他これらに類する測定用又は検査用の機器並びに光度計(露出計を含む。)、熱量計その他熱、光又は音の測定用又は検査用の機器及びミクロトーム 理化学用のもの(露出計を除く。)	一五% 一五%
九〇・二七のうち	速度計及び回転速度計(磁気式のものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く。)並びに積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算用計器及びストロボスコープ 速度計及び回転速度計(磁気式のものを含む。)	一五% 一五%
九〇・二八	電気式機器(測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに	一五%

のうち	限る。） 一　この類の注6(a)に定めるもののうち 理化学用のもの 二　この類の注6(b)に定めるもののうち 圧力計 高度計、マイクロケーター、速度計及び回転速度計 その他のもののうち理化学用のもの 三　この類の注6(c)に定めるもののうち 理化学用のもの 四　この類の注6(d)に定めるもののうち 理化学用のもの	一五％ 一五％ 一五％ 一五％ 一五％
九〇・二九のうち	部分品及び附属品（第九〇・二三号、第九〇・二四号、第九〇・二六号、第九〇・二七号又は第九〇・二八号に該当する物品に原則としてもつぱら使用するものに限る。） 理化学用機器の部分品及び附属品	一五％
九一・〇二	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、第九一・〇三号に該当するものを除く。） 一　ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二　その他のもの 電気時計 その他のもの	二七％
九一・〇三	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用又は船舶用のものに限る。） 電気時計 その他のもの	二〇％ 二七％
九一・〇四のうち	その他の時計 一　電気時計 三　その他のもの (一)　ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの (二)　その他のもの	二〇％ 二七％ 二七％
九一・〇五のうち	時間の測定用、記録用又は指示用の機器（時計用ムーブメント（セコンダリームーブメントを含む。）又は同期電動機を有するものに限る。）及び時刻を記録する機器 時刻を記録する機器	二〇％
九二・〇一	ピアノ（自動ピアノにあつては、鍵盤があるかどうかを問わない。）及びハープシコードその他鍵盤のある弦楽器並びにハープ（エオリアンハープを除く。） ピアノ ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器（ピアノを除く。）及びハープ その他の弦楽器 パイプオルガン及びリードオルガン（ハーモニウムその他これに類する楽器を含む。） ハーモニウムその他これに類する楽器 アコーディオン、コンサーチナその他これらに類する楽器及びハーモニカ アコーディオン その他のもの（ハーモニカを除く。） その他の吹奏楽器 太鼓、木琴、シンバル、カスタネットその他の打楽器 電磁式、静電式、電子式その他これらに類する電気式のピアノ、オルガン、アコーディオンその他の楽器 ピアノ その他のもの（オルガンを除く。） オーケストリオン、バーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の号に該当するものを除く。）並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他これに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛 オーケストリオン、ミュージカルソーその他の楽器（オルゴールその他これに類するものを除く。） 楽器の部分品及び附属品（せん孔したミュージックロール及びオルゴールのムーブメントを含むものとし、弦を除く。）並びにメトロノーム、音さ及び調子笛 ピアノの部分品及び附属品	二〇％ 一五％ 一五％ 一五％ 一五％ 二〇％ 一五％ 一五％ 一五％ 二〇％ 一五％ 一五％
九二・〇二のうち	蓄音機、ディクテーチングマシンその他の録音機及び音声再生機（レコードプレーヤー及びテープデッキを含むものとし、サウンドヘッドを有するかどうかを問わない。）並びにテレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機 一　蓄音機及びレコードプレーヤー 蓄音機（コインオペレート式のものに限る。） その他のもの 二　その他のもののうち	一五％
九二・〇三のうち		一五％
九二・〇四のうち		一五％
九二・〇五		一五％
九二・〇六		一五％
九二・〇七のうち		一五％
九二・〇八のうち		二〇％ 一五％
九二・一〇のうち		二五％
九二・一一のうち		三〇％

	ディクテーチングマシン	
	録音機及び音声再生機（事務用のものに限る。）	
九二・一二のうち	蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類する記録した物品、レコード製造用の原盤並びに調製したレコードブランク、機械式録音用フィルム及び録音用その他これに類する記録用のテープ、線、ストリップその他の物品	
	一　蓄音機用レコード	
	(一)　その他のもの	
	A　回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートル以下のもの	一枚につき一七〇円
	B　回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートルをこえるもの	一枚につき一七〇円
	C　回転数が一分間につき四〇回をこえ、五〇回以下のもの	一枚につき七〇円
	D　回転数が一分間につき五〇回をこえるもの	一枚につき五六円
	三　その他のもの	
	(一)　記録したもののうち	
	録音機用のテープ	一五％
	(二)　その他のもののうち	
	録音機用のテープ	一五％
九二・一三のうち	その他の部分品及び附属品（第九二・一一号に該当する機器に用いるものに限る。）	
	二　その他のもののうち	
	事務用のテープレコーダーの部分品	一五％
九七・〇四のうち	テーブルゲーム用具その他の室内用又は遊戯場用の遊戯用具（ビリヤードテーブル、ピンテーブル及び卓球用具を含む。）	
	三　その他のもの	
九七・〇六のうち	運動用具及び戸外遊戯用具（第九七・〇四号に該当するものを除く。）	三〇％
	一　戸外遊戯用具並びにその部分品及び附属品	三〇％
	二　スキー並びにその部分品及び附属品	二〇％
九八・〇二のうち	スライドファスナー及びその部分品	
	スライドファスナー	
九八・〇三のうち	万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホールダーその他これらに類するホールダー、シャープペンシル並びにこれらの部分品及び附属品（第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く。）	
	一　万年筆、ボールペン及びシャープペンシル	
	(一)　軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	三〇％
	(二)　その他のもの	
	B　その他のもののうち	
	万年筆	二〇％
	二　その他のもの	
	(二)　その他のもののうち	
	万年筆の部分品	二〇％
九八・〇五のうち	鉛筆、鉛筆用のしん、石筆、クレヨン、パステル、図画用木炭、筆記用又は図画用のチョーク並びにテーラースチョーク及びビリヤードチョーク	
	一　鉛筆	二〇％
	二　鉛筆用のしん	二〇％
九八・一〇のうち	メカニカルライターその他これに類するライター（ケミカルライター及び電気式ライターを含む。）及びこれらの部分品（発火性合金及びしんを除く。）	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもののうち	
	貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの	四五％
	金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。）	四五％
九八・一一のうち	喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品（荒く成形した木製ブロックを含む。）並びにシガーホールダー、シガレットホールダー及びこれらの部分品	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもののうち	
	貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの	五〇％
	金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。）	五〇％
	二　その他のもののうち	
	フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	三〇％

注　この譲許表は、日本国政府が国内手続を完了して締約国団の事務局長に対して効力発生のための通告を行なつた後三十日目の日又は当該通告中に指定する一層早い日に、効力を生ずる。

第二部　特恵関税率表

該当するものはない。

（附属書中わが国の譲許表以外の部分は省略）

日本専売公社法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

1　たな卸資産に対する資金手当の円滑化を図るため、政府からの借入れに加えて政府以外のものからも借入れを行なえるようにする。

2　固定資産及び無形資産の増加額に加えてたな卸資産の増加額についても、その増加額を限度として利益金の一部を日本専売公社に留保できるようにする。

3　監事の権限に関する規定を整備する。

なお、以上の改正に伴い、昭和四十二年度一般会計予算において、五十億円の減収が見込まれている。

二　議案の可決理由

日本専売公社が買い入れる葉たばこは、事業の拡大に伴つて膨大な量と額に達し、公社の資金繰りは最近きわめて窮屈になつてきたので、その資金手当の円滑化をはかることは時宜に適した適切妥当な措置であることを認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年六月三十日

大蔵委員長　内田　常雄

衆議院議長　石井光次郎殿

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第百号）の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本条約は、一九五一年にジュネーヴに招集された国際労働機関の第三十四回総会において採択されたもので、一九五三年五月二十三日に効力を生じている。

本条約は、各加盟国が、労働者の報酬率（単位あたりの報酬）を決定するにあたり、同一価値の労働については男女労働者に対して性別による差別をしないという同一報酬の原則を適用することを促進し、及びこれと両立するかぎり法制化等の方法を執らなければならないこと、この条約の規定の実施に役立つ場合には、職務の客観的な評価を促進する措置を執ること、この評価の方法は、報酬率の決定について責任を負う機関又は、報酬率が労働協約によつて決定される場合にはその当事者が決定することができること、客観的な評価において、性別と関係のない報酬率の差異が生じても、これは同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬の原則に反するものでないこと、各加盟国は、この条約の規定を実施するため、関係のある使用者団体及び労働者団体と適宜協力すること等について規定している。

なお、本条約は、国際労働機関のいずれの加盟国についても、その批准が国際労働事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本協定の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結することは、基本的に女子労働者の地位の向上に資するものであり、女子労働者の職業に対する意欲を高め、その雇用の近代化の気運を醸成して、その地位の向上をはかる上から妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年六月三十日

外務委員長　福田　篤泰

衆議院議長　石井光次郎殿

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国の関税定率法の別表関税率表は、一九六六年四月一日に全面的に改正され、これにともない、同日以前に締結したガット文書に収録されているわが国の譲許表も、同関税率表の物品の分類に基づいて、組み替える必要が生じたので、政府は、ガット締約国に対しわが国の譲許表の訂正につき、了解を求める交渉を行なつてきた結果、交渉が妥結し、同様の趣旨の訂正又は修正を加えた他の締約国の譲許表とともに、本確認書が作成された。

本確認書は、ガット締約国団が、この確認書に附属する譲許表の改正が、全く形式的性質の訂正又はガットの規定に基づいて執られた修正を記録したものであることを確認すること。及び附属書の日本国の譲許表は、わが国が現在まで関税交渉の結果作成した、ガット文書に附属するそれぞれの譲許表に代わる総合譲許表であること等を規定している。

なお、わが国の譲許表は、政府が国内手続を完了して締約国団の事務局長に対して効力発生のための通告を行なつた後三十日目の日又は当該通告中に指定する一層早い日に、効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本確認書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本確認書は、ガットのわが国の譲許表に掲げる物品の分類を、関税定率法別表関税率表の分類にあわせて訂正するもので、わが国の通商政策上からも必要であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年六月三十日

外務委員長　福田　篤泰

衆議院議長　石井光次郎殿

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行航空機工業振興法に基づいて設立された日本航空機製造株式会社は、中型輸送機YS－11の設計、試作を昭和三十九年度に完了し、四十年三月以降は量産段階に入つている。

本改正案は、航空機販売の国際競争が激化しつつある情勢のもとで、YS－11の量産事業に対する政府の助成を一段と強化する必要があるという理由により、次のような改正を行なうものである。

1　航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部改正

現行法の附則第三条により、最初に行なう輸送用航空機の設計、試作及び試験が完了した年度の翌年度以降は、政府は会社に対し新たな出資を行なわないことになつているが、この附則第三条を削除することにより、追加出資ができるように改める。

2　航空機工業振興法の一部改正

現行法第十四条第二項により、政府は「予算の範囲内で」会社に出資できることになつているのを、「四十二億円を限り」出資できることに改める。

3　本法は、公布の日から施行する。

二　議案の可決理由

本案は、日本航空機製造株式会社における輸送用航空機の製造事業の進展に伴い、その円滑な遂行を図るための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

日本航空機製造株式会社へ出資するために必要な経費として、昭和四十二年度産業投資特別会計に二億円、経済援助資金特別会計に十億円が計上されている。

また、国産中型輸送機YS－11の量産及び貨客混用機種への開発事業に要する経費の一部を補助するため必要な経費として、昭和四十二年度一般会計予算に五億円が計上されている。

右報告する。

昭和四十二年六月三十日

商工委員長　島村　一郎

衆議院議長　石井光次郎殿

土地収用法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、公共事業の施行に伴う開発利益の帰属の適正化及び土地等の取得の円滑化を図るため、収用又は使用する土地に対する補償額を事業認定の告示の時の近傍類地の取引価格等を基礎とした額とするとともに、手続の促進について所要の措置を講ずることを目的としたもので、主な内容は次のとおりである。

1　補償額は、事業認定の告示の時の価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じた額とするものとし、修正率は政令で定める方法によつて算定するものとしたこと。ただし、移転料等通常生ずる損失補償は、明渡裁決の時の価格によつて算定して補償するものとしたこと。

2　事業認定の申請及び告示にあたつて、起業地の全部又は一部について手続保留地を設けることができるものとしたこと。起業者は手続保留地については、当該事業認定の告示後三年以内に収用手続を開始するものとし、補償額は、手続開始の告示の時の価格等によつて算定しなければならないものとしたこと。

3　土地所有者等の利益の保護を図るため、事業認定等の告示があつた後、土地所有者等は、いつでも起業者に対し、補償金の支払請求をすることができるものとしたこと。

4　収用裁決を権利取得裁決と明渡裁決とに分離し、権利取得裁決を原則として先決するものとしたこと。

5　補償金の支払請求制度を設けたことに伴い、事業認定において起業地を確定することとし、そのため不要となる土地細目の公告の手続は廃止するものとしたこと。

6　事業認定は、認定の告示又は収用手続開始の公告後一年以内に裁決申請をしなければ将来にむかつて失効するものとしたこと。

二　議案の可決理由

公共事業の施行によつて値上がりした、いわゆる開発利益を含む土地価格で用地を買収することは、公共事業の施行が国民全体の負担において行なわれているものだけに、不合理であり、その改善措置が望まれていた次第である。

現行制度では、補償額の算定時期は裁決の時の価格となつているが、本案は、このような制度を改正して、土地の補償額の算定時期を事業認定の告示の時とし、また、この原則をとることに伴い被収用者は裁決前においても起業者に対し補償金の支払請求をできるものとする等、開発利益の帰属の適正化と、被収用者の利益の保護を図つている。これは、地価の値上がりを抑制し、また開発利益は社会に還元すべしという国民の要請にこたえる措置として必要と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十二年六月三十日

建設委員長　森下　國雄

衆議院議長　石井光次郎殿

〔別紙〕

土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、総合的な地価対策の一環として、本改正案を提案したのであるが、昭和三十九年五月の衆議院本会議において議決された「地価安定施策の強化に関する決議」の趣旨にのつとり、㈠土地利用計画、㈡地価の公示制度、㈢土地の有効利用を促進し、また開発利益の帰属の適正化をはかるための税制を設ける等、積極的な諸施策を速やかに講ずべきである。

なお、土地細目の公告制の廃止は、収用をうける農民等の立場を著しく弱めるおそれがあるため、農地等の収用に当たつては、営農補償、生活再建措置等について十分の配慮をなすべきである。

右決議する。

土地収用法の一部を改正する法律施行法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、土地収用法の一部を改正する法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定を整備することを目的としたもので、主な内容は次のとおりである。

1　土地収用法の一部を改正する法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行するものとしたこと。

2　改正法の施行前に旧法の規定による土地細目の公告があつた土地については、旧法を適用するものとしたこと。

3　旧法による事業認定の告示は、新法による事業認定の告示であつて収用等の手続が保留されるものとみなすものとしたこと。

4　土地収用法を適用して収用等をする旨を定めた都市計画法等の各種事業法及び公共用地の取得に関する特別措置法、不動産登記法その他の関係法律について、必要な規定の整備を行なうものとしたこと。

二　議案の可決理由

土地収用法の一部を改正する法律の施行に当たつて、同改正法の施行期日及び経過規定を定め、並びに関係法律の改正を行なうことは必要と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年六月三十日

建設委員長　森下　國雄

衆議院議長　石井光次郎殿

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、公共用飛行場周辺地域における航空機騒音障害防止対策を積極的に推進し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　運輸大臣は、公共用飛行場周辺における航空機の騒音によつて生ずる障害を防止し又は軽減するため、航空機の離着陸の経路、時間その他の航行の方法を規制することができることとすること。

2　特定飛行場（運輸大臣が設置する飛行場であつて当該飛行場における航空機の離着陸のひん繁な実施により生ずる騒音等による障害が著しいと認めて政令で指定するもの及び新東京国際空港をいう。）の設置者は、学校、病院等の騒音防止工事及び学習等のための共同利用施設の整備を行なう者に対して、補助金を交付することとするとともに、一定区域内における建物等の移転補償及び土地の買入れをすることができるものとすること。

3　特定飛行場の設置者は、航空機の離着陸のひん繁な実施により農業等の事業経営上生じた損失を補償するものとすること。

4　その他、航行の方法指定の規制に違反したときの罰則、損失の補償にあたつての争訟手続等所要の規定を設けるとともに、附則において「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」及び「防衛施設周辺の整備等に関する法律」との調整等所要の規定を整備すること。

二　議案の可決理由

本案は、公共用飛行場周辺地域の住民の生活安定及び福祉の向上を図るため適切な措置と認

め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和四十二年度一般会計予算空港整備事業費に教育施設等騒音防止対策費補助金として三億円が計上されている。

右報告する。

昭和四十二年六月三十日

運輸委員長　内藤　隆

衆議院議長　石井光次郎殿

〔別紙〕

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行に際し、左の事項について努力すべきである。

一　第五条の規定の運用にあたつては、特定飛行場周辺の市町村財政等の実情にかんがみ、騒音防止工事の施行により必要となる空気調節装置等の設置についても十分配慮すること。

一　飛行場周辺は、騒音以外の公害も数多くあるので、特段の配慮をすること。

右決議する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価　一部　二十五円
（ただし良質紙は三十円）
（配送料共）

発行所　東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話　東京　五八二　四四一二（大代）